

第百十四回国会 逋信委員会議録第六号

六月七日
畑英次郎君委員長辭任につき、その補欠として
田名部匡省君が議院において、委員長に選任さ
れた。

逋信委員會議調查 幸島 一治君
室長

平成元年六月十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 田名部匡省君

理事 大野 功統君 理事 加藤 卓二君

理事 白川 勝彦君 理事 虎島 和夫君

理事 前田 武志君 理事 田並 胤明君

理事 木内 良明君 理事 木下敬之助君

理事 粕谷 茂君 理事 瓦 力君

久野 忠治君 理事 園田 博之君

谷垣 禎一君 理事 畑 英次郎君

穂積 良行君 理事 宮下 創平君

阿部未喜男君 理事 伊藤 忠治君

上田 利正君 理事 松前 仰君

阿部 昭吾君 理事 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 村岡 兼造君

出席政府委員

郵政政務次官 月原 茂徳君

郵政大臣官房長 松野 春樹君

郵政大臣官房人 桑野扶美雄君

事部長 小野沢知之君

郵政大臣官房経 理部長 田代 功君

郵政省郵務局長 田代 功君

郵政省電氣通信 局長 塩谷 稔君

委員外の出席者

郵政大臣官房審 議官 江川 晃正君

委員の異動
六月三日

辭任

小澤 潔君

町村 信孝君

同月六日

辭任

島村 宣伸君

吹田 悦君

同月八日

辭任

深谷 隆司君

同月十四日

理事町村信孝君同月三日委員辭任につき、その
補欠として加藤卓二君が理事に當選した。

同日

理事島村宣伸君同月六日委員辭任につき、その
補欠として大野功統君が理事に當選した。

本日の會議に付した案件
理事の補欠選任
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五
九号)
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第六〇号)

○田名部委員長 これより會議を開きます。
この際、一言ごあいさつ申し上げます。
このたび委員長に就任いたしました田名部匡省
でございます。

御承知のとおり、当委員会は、郵政三事業を初
め電波・放送等、国民生活に密着した逋信行政を
所管いたしており、その使命はまことに重大であ
り、職責の大きいことを痛感いたしております。
幸い、当委員会は練達堪能な先生方ばかりであ
りますので、皆様方の御協力を得まして、微力で
はございますが、公正円滑な委員会運営を進め
て、この重責を全うしたいと存じます。
何とぞ委員各位の御支援、御協力をお願い申し
上げます。(拍手)

○田名部委員長 理事の補欠選任の件につきまし
てお諮りいたします。
委員の異動に伴い、現在理事二名が欠員になっ
ております。その補欠選任につきましては、先例
により、委員長において指名するに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田名部委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、委員長は
大野 功統君 加藤 卓二君
を理事に指名いたします。

○田名部委員長 次に、村岡郵政大臣及び月原郵
政政務次官から發言を求められておりますので、
順次これを許します。村岡郵政大臣。

○村岡國務大臣 逋信委員会の皆様方に謹んでご
あいさつを申し上げます。
去る六月三日、郵政大臣を拝命いたしました村
岡兼造でございます。

田名部委員長初め逋信委員会の皆様には、平素
から郵政行政の適切な運営につきまして格別な御
指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私が所管いたすことになりました郵政行政は、
電氣通信、放送の分野、郵便、為替、貯金及び簡
易保険、郵便年金事業のいずれをとりましても、
国民生活と極めて密接なかわりを持つものであ
り、私は責任の重大さを痛感しているところでご
ざいます。

私は、もとより微力ではございますが、諸先生
方の御指導と御助言をいただきながら私どもに課
せられた重大な使命を遂行し、さらに一層公共の
福祉の増進に努め、国民の皆様方の御期待に沿う
べく渾身の努力を傾注してまいる所存でございま
す。

何とぞ、先生方の格別の御指導と御鞭撻をお願
い申し上げます。簡単ではございますが、ごあ
いさつにかえさせていただきます。(拍手)

○田名部委員長 月原郵政政務次官。

○月原政府委員 皆さん、おはようございます。
ごあいさつ申し上げます。

去る六月五日に郵政政務次官を拝命した月原茂
徳でございます。

田名部委員長を初め委員の諸先生方の御指導を
賜りながら、全力を挙げて村岡郵政大臣を補佐す
る所存でございます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。
(拍手)

○田名部委員長 電波法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
政府より趣旨の説明を求めます。村岡郵政大
臣。

電波法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村岡國務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における無線通信技術の進歩等に対処するため、主任無線従事者制度に関する規定を定める等無線従事者に関し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附属する無線通信規則等の改正に伴い、船舶地球局等の運用要件を整備する等のため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、無線従事者でなければ行つてはならないこととされている無線局の無線設備の操作について、免許人により選任されその届け出がされた主任無線従事者の監督のもとであれば、無資格者も行えることとしたしております。

第二に、免許人は、主任無線従事者に定期講習を受けさせることとするともに、郵政大臣は、その指定する者に当該定期講習の事務を行わせることができることとしております。

第三に、無線従事者の資格の区分を陸上、海上及び航空における電波利用の実態に応じたものに改め、あわせて資格の名称も改めることとしたしております。

第四に、指定試験機関に行わせることができる無線従事者国家試験の実施に関する事務について、現在一定の範囲に限られているものを全部または一部に拡充することとしております。

第五に、船舶地球局及び航空機地球局に關し、これらの無線局が遭難通信等を取り扱う無線局として位置づけられることから、当該無線局の免許手続に関する規定を整備することとしたしております。

第六に、遭難通信等について、新たな海上安全システムに対応した方法により行う無線通信を含む

めることとしております。

第七に、公衆通信等の疎通を確保するため、海岸地球局、航空地球局等の運用義務時間を定めることとしたしております。

第八に、遭難通信等の疎通を確保するため、船舶地球局、航空機地球局等の聴守義務を定めるとともに、遭難通信等に関する運用手続を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしてしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしておりますが、無線通信規則等の改正に伴う規定については、本年十月三日または平成三年七月一日等から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田名部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田名部委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 まず初めに、大臣、御就任おめでとうございます。

最初に、今回の電波法の改正案でございますが、今も趣旨説明がございましたが、この改正のポイントなんです、私はこういうふうにかえていくわけです。その柱は二つあるんじゃないか。一つは無線局従事者制度の改正、もう一つの柱は国際通信規約、つまりRRの改正、この二本柱ではなからうか。

しかも、この改正の背景といふのは、これも二つございまして、一つはインマルサット、もう一つはGMDSS、これは一九九二年の二月一

日に全世界的に導入を図る、しかも一九九九年には世界ネットワークとしてこれを完成させていく、こういう背景があるのではないかと。一言で言えば、今回の法改正のポイントと動機といふんです、こういうふうな理解をさせていただいていただければ、いいます、非常に大きな問題でもございまして、冒頭ではございなくても、大臣の方から、その辺の説明をお願いできれば、このように思います。

トとしては今回のこういう、言うならば国際条約の改正などにも取り組んできているわけですから、非常に意欲的だと思ふのです。この点の質問が一点ですね。

二点目は、そのGMDSSを一九九九年に完成させなければいけぬ、それに向けての移行計画ですね、これはどのように議論がされているのか。方向性というものはそれなりの方針が確立されているのかという点についてお伺いをしたいと思います。また、さらに、これは対象船舶の適用拡大という点とも不可分じゃないかと私は思っているのですが、その点についても関連をして説明をいただければありがたい、こう思います。

○村岡國務大臣 お答え申し上げます。

先生のおっしゃるとおりでございます。今回の電波法改正は、無線従事者制度に関する改正と国際電気通信条約附属無線通信規則の改正に伴う規定の整備をその内容とするものであります。

○江川説明員 インマルサットは、先生御案内のとおり、ただいまは船舶を対象とした衛星通信業務を提供しているわけですが、加えまして航空機を対象にするということで、航空機を対象とする衛星通信業務を提供できるというようにインマルサット条約を昭和六十年に改正いたしました。間もなくこの改正条約が発効する見通しでございますので、そうなりますと、各国における提供条件の整備というものと呼応しましてサービスが具体的に入っていくというふうにならうと考えております。

無線従事者制度関係の改正の内容でございますが、無線局に選任される主任無線従事者のもとで無資格者による無線設備の操作を認めることとしたもの、無線従事者の資格区分をその利用分野に応じたものに改めること等により、資格の取得の容易化を図るとともに、無線従事者試験事務の民間委託の範囲を拡大するものであります。

さらに、本年一月ですが、電車とか列車とかトラックなど、そういう陸上の移動体も対象とした衛星通信業務も適用できるようにインマルサット条約を改正いたしまして、この条約の受諾を今各国に求めているところでございます。

国際電気通信条約附属無線通信規則の改正に伴う改正の内容は、船舶地球局、航空機地球局等の衛星通信を行う無線局に関する規定を整備し、新しい遭難安全システムに対応し、無線局の運用義務及び聴守義務に関する規定を整備し、遭難通信等に関する運用手続を整備するものであります。

さらにサービスという点で、別の面から見ますと、技術的なことにならうかと思ひますが、大容量の次世代衛星というものを打ち上げるというところ準備中でございます。あわせて地上のアンテナを小型化する、小さくする、その結果、非常に導入しやすくなる、使いやすくなる、安くなる、そういうようなことも考えて、全体的にいろいろとやりやすい体制をつくらうとしていくというのが一つでございます。

無線通信規則が改正されたため、国内法の整備を図る必要がある、以上の提案でございます。

それで、ただいま先生御質問の二つ目の、一九

○伊藤(忠)委員 これに関連をしまして次にお伺いをしたいのですが、インマルサットのネットワーク計画の将来展望、つまり海事通信ですね、船舶通信、これからさらに航空、陸上と、このようにネットワークを拡大していくために、インマルサッ

トとして、ただいま先生御質問の二つ目の、一九

九九年に完成予定のGMDSS、世界的な海上遭難安全制度というふうに訳してございますが、その完成への移行につきましては、我々としてはそれれまだ検討中でございます。具体的な手順については、御説明できる段階にはございません。

以上でございます。

○伊藤(忠)委員 今の御答弁の中で、陸上にもインフラのネットワークを拡大する、そのことの改正を平成元年一月に行った、しかも、将来サービス内容を充実させるという点からしまして、つまり大容量の通信ができるという答弁がありました。

そうすると、これは人工衛星でもってグローバルにやられるわけですね。そうしますと、今トラックの話が出ましたけれども、国境を越えまして、つまり日本の国内の陸上のそういう需要があれば、このネットワークは当然かぶるわけですから、国内の移動通信とその辺は競合しませんか。これはどういうふうに絡みますか。素朴な質問ですが、御答弁いただいた点についてちょっと疑問を感じるので、どうですか。

○江川説明員 そういう問題が将来発生するかもしれないというところは、先生御指摘のとおりかと思ひます。それにつきましては、それぞれの国内法の電気通信事業のあり方というものの兼ね合いが出てまいりますから、そういう問題が生ずるときには、当然にそれぞれの国内の事業法とかかわりにおける検討がなされることだと考えております。今我々は、そのところはまだ検討いたしておりません。

○伊藤(忠)委員 私もその点を一番心配しております。ずつとお聞きをしていったのですが、通信の分野でも、国境をまたいで衛星を利用してネットワークが張られていきますと当然そうなりますので、この点はどこまでが国際通信なのか、どこまでが国内通信なのかという既成の概念ではなかなか律することができないくらい技術進歩が先行してまいりますので、この点はひとつ、問題が起

つてから後追いはいいけませんので、予測もしながら適正に国内法の整備といえますか、その辺をひとつ政府の方としても検討いただきたい、この点を要望しておきたいと思ひます。

次に入りますが、そのように通信衛星はほとんど利用が拡大していくわけですが、民間の衛星は、軌道なり電波の割り当てというものは国際機関でもってそれなりに決められまして、参加各国の合意を得まして実行に移されていく、こういう手順が生まれていくと思うのです。ところが、片や軍事衛星はその範囲に入っているのかどうかというのを私は疑問に感じるところです。

なぜかといいますと、私の入手しました資料によっても、今いわゆる人工衛星というのは宇宙にどれくらい飛んでおられるのかということなんです。が、記憶に間違いがなければ、これはもう明らかに米ソの数が際立って多いわけでありまして、両国合わせまして三千個に近いと思っております。

そうしますと、けた違いの多くの人工衛星が、これは静止衛星じゃありませんから、移動衛星ですから、軌道を決めなければいけません。このことにはならぬのでしょうけれども、周波数なんかについては、これはやはり特定されないことには通信に混乱が起るんじゃないか。しかも数はそんなに多い。民間のこういういわゆるノーマルな衛星と比べても、極端に数が多いわけですね。そういう軍事衛星の言うならば利用に関しては、国際的にチェックをする、そういうシステムが存在しているのかどうか。郵政省としてもそういう問題についてタッチできる、そういう部分があるのかどうか、この点について質問をさせていただきます。

○塩谷政府委員 おっしゃった点は、確かに問題点としてあるわけでございます。民間の通信衛星、これは一般的に衛星の打ち上げに際することといたしまして、衛星の打ち上げに際しまして、国際電気通信条約に定めます手続に従いまして、衛星の軌道ですとかあるいは周波数の割り当てなどについて国際的に調整するよう

仕組みになっております。その意味で、事前にも、それから打ち上げた後、事後にもチェックすることがきちんとなされていると云ってよろしいかと思ひます。

ただ、このITU条約、電気通信条約によりまして、この三十八条によりまして、軍用の無線設備、これは各国とも必ずしもこの条約に従うことなく使用できるということのようございまして、国際電気通信条約の三十八条でございまして、「国防機関の設備」と題しまして、「連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する」ということの規定がございまして、これによりまして、各加盟国は、軍用の無線設備につきましては、必ずしもその条約に従うことなく使用できるということでありまして、今先生おっしゃいましたように、軍事衛星ということであれば、国際的な調整が行われずに軌道なり周波数が使用されることもあり得ることになるわけでございます。

これは、しかし、同じ条文でもこういう規定がございまして、その次の二項でございまして、「もつとも、」その前号の「設備は、遭難の場合に於いて行方救助に関する規定、有害な混信を防ぐためにとる措置に関する規定」など、それから「周波数に関する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従って、できる限り遵守しなければならない」とありまして、専らプロパーに軍用に使用される、秘密に偵察衛星などに使われるという場合は、これはやむを得ない場合があるかと思ひますけれども、なるべくそういう一般的な業務規則の規定などをできる限り遵守しなければいけないというふうなこともあります。それから「公衆通信業務その他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用する規定に従わなければならない」という規定もありますので、こういう条約の遵守の面からのチェック機能というものを期待せざるを得ないのかなという気がいたします。

いずれにしても、問題点としてはそういう点が

伏在しているということは事実でございます。

○伊藤(忠)委員 軍事衛星の問題点を答弁いただきました。はつきりしたと思うのですが、これはここで集中してやる問題でもございせんので次に移りますけれども、いずれにしても数が多過ぎますので、恐らく民間の利用する通信あるいは電波の混信というんですか、それに障害をきたすというところは今日まで余り起きていないのではありませんか、こういう状況がどういふことも考えておきますと、将来的にはそういうことも考えておかなければいかぬし、どのようにチェックをするかというところは、やはり我が国の政府としても、そういうスタンスでもって絶えず関心を持っていかなければいかぬ問題ではなからうか、このように私は思っておりますが、いずれにしても実態について了解をいたしました。

次ですが、船舶安全法の改正と電波法改正との関連についてお伺いをいたします。これは個別に対処できるものなのか、セットでいかなければいけないものなのか。船舶安全法の中身、この場では扱わないのですから私もちょっと中身不案内で、したがってそういう質問をいたします。もう少し詳しくいたしますか、掘り下げて申し上げれば、ITUのRRとSOLASとの関連がどういふふうにかかわってくるのかという点について、ひとつ省としての考え方を聞かしていただきたい、こう思ひます。

○塩谷政府委員 お答え申し上げます。

GMDSS導入のために、関係あるいろいろな国際条約を含まして諸規定を改正する必要があるわけでございますけれども、今回の電波法改正と船舶安全法改正との関連について申し上げますと、その前に、GMDSS導入のための国際条約として、御存じのとおり、ITUの国際電気通信連合の国際電気通信条約附属無線通信規則、いわゆるRRと呼ばれております規則と、それからIMO、国際海事機関のSOLAS条約がござい

ます。

線通信規則、これはGMDSSにおきまます周波数、それから技術、それから運用手順を定めたものでございまして、予定いたしましたは、平成三年の七月に発効の予定でございまして、今回の電波法改正では、このGMDSS関連の無線通信規則、つまりこの限りでの無線通信規則の改正を受けて電波法改正を図ろうとするものでございまして。

それからSOLAS条約、これは、船舶に施設すべき無線設備ですとかあるいは無線設備の型式検定の義務を定めておりまして、SOLAS条約の改正が平成二年二月にその発効が確定して、平成四年二月に発効する、こういうスケジュールでございまして、その間に、その改正発効まで、今おっしゃいました船舶安全法、それから電波法、こういった法規を含めまして所要の国内法の整備が必要になるというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 ということになりますから、SOLAS条約が改正してスタートします平成四年の二月、これに向けて、これはハードの部分でありますから、それに向けて船舶安全法の改正が当然行われ、これとの関係で、SOLASとの関係で電波法の改正も必要になるだろうという御答弁ですが、いつごろの改正を想定されますか。

○塩谷政府委員 その点につきましては、この平成二年二月にSOLASが発効確定いたしましたので、そしてそれから平成四年にかけてSOLASの発効ということになりましたので、この平成二年から四年にかけて船舶安全法なり電波法の改正がスケジュールに上ってくるというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 ですから、郵政省としてはさらにまた、このSOLASに係る電波法改正をやらなければいかぬのです。だから、今後の方針といたしまして、いつごろ改正をしたいとお考えなのか、現時点で固まっております考え方についてお聞かせいただきたい、こういう意味であります。

○塩谷政府委員 何らかの所要の改正はすることになるかと思っておりますけれども、このSOLAS条約に対応してどういった法律改正が必要かということにつきましては、これは電波法、船舶安全法、それぞれどういった改正が必要になるかということでもございまして、今後政府部内で検討を行う必要があるというところでございまして、私どもは、その政府部内の検討ということに照準を合わせて考えていくかなというふうに思っております。

○伊藤(忠)委員 いずれにしてもそういう課題が今後出てくるわけでございまして、やっぱりこういう問題がまた改正としては必要なんだというふうなことが委員会としても、事前の段階からいような雰囲気なりあるいは場面においてわかっていきますように、また、私たちも事前から検討に参加ができればというふうに御配慮いただきたい、このように思います。

次に移りますが、ナブテックスサービス、沿岸海域用の海上安全情報といいますが、この現状についてお伺いしたいと思います。私はこの部分を読んでおりまして、海上安全情報ネットです、大海を航行する船舶についてはそういう情報が必要に流される、で、安全航行がより確保されるというネットワークなのであります、万が一遭難をするとかあるいはSOSを発しなればいかぬというときにはもちろん大きな威力を発揮する、こういうことなのであります。ところが、「なだしお」の海難事故を経験しているわけでありまして、我が国の、東京湾に代表されますように非常に航行する船舶の数が、しかも大きい船から小さな漁船に至るまで入り乱れておりまして、混雑海域といえます、こういう海域の安全対策というのは極めて重要だろうと思っております。

その点については、当然所管は海上保安庁になるんですが、何でもか、グローバルなネットとしてここまで進んできている今日です。やはり、近海なり港の中のもの航行安全の管制業務といたしまして、そういうものが行われているのか

などという疑問を持ちましたし、そのことと関連をしまして、今回のナブテックスサービスとかかつて郵政省がどういったメリットを、湾内を航行する混雑海域の安全対策にも役立つようなサービスとしてこれが提供できていくのかという部分についてお尋ねしたいと思っております。

○塩谷政府委員 ただいまお尋ねのナブテックスサービス、沿岸向けのいろいろな無線航行情報の調整などいろいろなサービスが行われているわけではございますが、それだけの大きな事件がございまして、東東京湾の非常に密集地帯などにはこういった要請、その必要性が強いわけではございまして、私どもも重要な問題であるという認識をしております。これはひとりで郵政省に限らず、せんだっての事件、これはちょっと話がさかのぼるようございまして、第一富士丸事件にかんがみまして「船舶航行の安全に関する対策要綱」というのを政府の中でいろいろ検討してまとめたわけではございます。その中で、

海上交通の安全を期するため、政府の関係機関においては今後とも海事関係者に対してルールの忠実な遵守、シーマンシップに従った行動、良好なマナーの重要性についてあらゆる機会をとらえて徹底するとともに、とくに船舶運航者等に関して次の措置を講ずる。

とありまして、そのうちのひとつとして、船舶輻輳水域における船舶相互間の直接の連絡を補完するため、国際VHF無線電話を設置している船舶については、可能な限りその共通の周波数の聴守を行うこととしております。このほか別の項におきましては、

旅客の安全を確保するため、緊急事態の発生時に救助機関等に対する無線電話その他の通報手段の確保を促進する。というふうなことでございまして、これは将来の課題になっておるわけではございますけれども、次の安全対策について検討・研究を進める。

としまして、「連絡体制 船舶相互間の連絡の容易化の検討」というようなことで、あの時点から以降いろいろ検討を進めてきたわけでございまして。ところで、今回の電波法改正でございまして、六十五条の第四項第三号におきまして、一定の船舶局に百五十六・六五メガヘルツの周波数の聴守を義務づけたところでございまして。これは、要するに衝突を避けるように船舶相互間の通信連絡用の周波数帯として十三チャンネル、VHF帯の周波数があるわけではございますが、この百五十六・六五メガヘルツの周波数を必ず聞いておくことを義務づけておまして、これによって、ふくそうしている、込み合っている海域における船舶の衝突の未然防止に寄与するものと私どもも期待しているわけではございます。

ちなみに電波法六十五条四項でございましてけれども、「次の表の上欄に掲げる無線局で郵政省令で定める周波数の指定を受けているものは」「同表の三の項に掲げる無線局にあつては郵政省令で定める時間中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数で聴守しなければならない」ということで、船舶局は百五十六・六五メガヘルツの周波数を聴守しなければならぬということ、何といたしましてこういった不幸な衝突事故は避けていきたいというところでございまして、この改正を志した次第でございまして。

○伊藤(忠)委員 今回の改正に伴ってそういうふうな施策を講じられているというのには私は非常にいいことだと思っておりますが、そうしますと、こう理解していいのですか。

保安庁がやっておりますのはリーダー監視です。船がどのように動いているか、危ないよとかどうだとかコントロールをやると思うのです。それは保安庁がやるのですが、省が今説明されましたのは、言うならば船と船の間の通信をやった衝突しないように安全確保を図る一助にする、こういう分担、役割を果たすのだというように理解してよろしゅうございませうか。

○塩谷政府委員 おっしゃるとおりでございませう。

す。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、海難事故を防止する、不幸にして起こった場合には人命救助などを速やかにやるということでGMDSSなんかの体制がしかれるという今回の問題でございますから、ぜひともそういう立場に立つて積極的な対応をお願い申し上げたいと思うわけでございます。

次に、無線従事者制度について伺いをいたしますが、三点ございまして、一点目は、これは我が国独特の制度なのかどうか。諸外国は似たような制度をとっているのか、全く別なのか。これも先進国の例で結構でございますが、わかつておれば簡単に特徴的に説明いただければありがたい、これが一点目でございます。

二点目は、今回の改正の動機とでもいいましょうか、行革審ももちろん業務独占から位置義務というように答を出しているわけですが、そのことよりも関係業界の意見が非常に強く出されまして、そういう動向を踏まえて改正に踏み出されたという気持ちの方が強いのか、この点をお伺いしたい。

三点目は、関係業界の事前の意見聴取は、どのような団体からどのようにして、いつごろ行われたのか。

以上三点について御説明をいただきたいと思います。

○塩谷政府委員 三点についてお答え申し上げます。

まず、我が国の今度の制度が独特なものなのか、諸外国の例はどうかというお尋ねでございますが、諸外国におきましても我が国と同様、基本的には先ほど来話が出ております国際電気通信条約附属無線通信規則(RR)に準拠して、無線設備の操作に関して資格主義をとっているところでございます。

その資格でございすけれども、無線従事者に相当する各国の資格の範囲あるいは性格、これは各国の無線利用の実態等に依りて多少異なる面も

ありますが、アマチュア無線局の運用に関する資格のように、国際的に共通した資格も存在しております。それから、我が国の無線通信士に類似した資格といたしましては、これはアメリカでございしますが、無線電信第一級、第二級、第三級通信士とありまして、そのほかに海上無線通信士あるいは限定無線電話通信士などがあるようでございすけれども、一級、二級、三級の無線電信士などは似たようなところだと思います。

それから、英国では一級、二級、特別、こういった種類の無線通信士などが存在しているようでございす。

二番目のお尋ねでございますけれども、改正の動機。確かに行革審でございすけれども、行革審の六十二年十二月一日の答申におきましては「無線従事者について、無線通信に係る技術進歩に対応し、資格の種別、試験内容及び無線設備の操作範囲の見直しを行う。」旨が指摘されておりました。今回の改正は基本的にはこの答申の趣旨を踏まえまして、無線従事者の資格のあり方の全体を見直すということにいたしましたわけでございす。

特に、今先生もお尋ねの中にちょっとニュアンスとしておっしゃっておられましたけれども、こういった行革審の指摘もございすけれども、これからの無線従事者というもののあり方を考える場合に、世の中の無線というもののついての実態的な動向を無視できないのではないかと私は思うわけでございまして、有線もそうでございすけれども、無線というものは今飛躍的に使われてその需要が伸びている、特に移動体通信などというのはこれからの通信の主流を担っていくことになろうかと思ひますけれども、そういったときには何と云うても無線でございまして、この無線の業務に従事する者は従来の資格を取った人、例えば船でいいますとモリス電信とか無線電話とかリーダーとか海上通信設備とか、それぞれの無線設備ごとに無線従事者を置かなければいけなかったというようになことで、無線従事者というのに対して非常に需要がふえている反面、細かいところまでい

いる無線従事者を配置しなければいかぬということになりますとその需要に応じ切れない。もっと簡単に無線従事者の資格を取っていくことも必要でございすし、あるいは一つの無線局に有資格で経験のある無線従事者がいれば、その人の監督のもとで、比較的簡明になった、使い方の容易になった機械を使う、そういう無線設備を使うということになれば、無資格者を置いて、いわゆる業務独占でなくて必置という格好で対応できるのではないかと、そういう意味での主任無線従事者というように制度を導入することも考えられるのじゃないかと、そういった実態的な動向に合わせた改正ということも動機の一つになっていると申し上げたいと思ひます。

三点目でございますけれども、今回の改正は、今申し上げましたように、主任無線従事者の監督のもとで無資格者による無線設備の操作を認めるということにいたしました関係で従来の無線従事者制度を見直すことになっておりましたので、事前に経団連等いろいろな団体、これは移動無線センター、全国陸上無線協会、自動車無線連合会あるいは全国漁業無線協会、各般にわたる無線サービスに関係の深い団体から幅広く意見を聴取いたしました調整を実施したところでございまして、関係業界の要望には十分配慮したつもりでございす。

○伊藤(忠)委員 関係団体の中には船舶通信士労働組合とありますが私は思ひます。この組合は結構、無線通信士の皆さんを組織されている労働団体なのですが、その団体とは事前に意見交換、意見聴取というのはされているのですか。

○塩谷政府委員 今お尋ねの船舶通信士労働組合、これも今申し上げました意見聴取をいたしました団体に入っております。

○伊藤(忠)委員 その意見聴取をされたときに、当該の労働組合からはどういう要望なり意見が出されましたでしょうか。

○塩谷政府委員 意見聴取した限りでは、いたずらに無資格者の範囲を広げるのは問題ではないか

という御指摘、あるいはそれと裏腹にあるかと思ひますけれども、業務独占の範囲を明確にしろ、こういうような御意見があったように聞いております。

○伊藤(忠)委員 私も直接意見を聞いていませんので、そういうやりとりがあったということかなというのをはそれを信ずるしかないのですが、ただ、手元に諸願趣意書が一部来てまして、この中にこう書いてあるのです。「我が国においてRRおよびSOLAS条約改正に伴う電波法・船舶安全法・職員法の改正に際し、通信士の配置を明確にし、船員・乗客の安全が確保されるよう」、これが結論だというふうに思ひます。

私もオペレーターの経験がありますのでよくわかりますが、有資格者というものはそれなりに苦労してこれまではライセンスを取ってきています。今回の改正で、主任者配置ですから、看板を貸してやれば無資格者でも有資格者にかわって代行して業務ができるということになるわけですね。そうすると、これは両面あると思ひます。資格者としてはこれまではもうその仕事から離れられなかった。ところが、その仕事は当然できますし、さらにほかの業務もやっていくことができる。だから、生涯それに縛り込まれてしまつて、自分も他の仕事で能力が発揮できないという不便さもあることは事実なのです。ところが一方では、オペレーターというのは一つの企業の中にどんなに雇われているわけですから、そうなりますと、言うならば何か資格者の値打ち、価値が非常に下がりまして、あなたは看板だけ貸してくれればいいのだというところで、例えば企業内におけるその人に対する処遇がどうも軽んぜられるというふうなところとか、あるいは職場の配置がえをされる人も全体の影響の中では出てくるのか、そういう不安が非常に起こるのではないかと、そういう不安が常識で考えれば判断をするわけです。

ですから、今回の法改正によって資格者の中にもさまざまな矛盾を持ちながらも、全体的にはそういう流れが強まっていますとやはり不安を感じ

じるということについて、それはそうさせてはいけないと思いますので、非常に御苦労いただいて一定の任務をしょうと今日まで役目を果たされてきているわけですから、そういう労働不安なり処遇不安がいたずらに起こらないように、その点は郵政省としても積極的な対応をやらねばならないのか、このように思いますが、どうでございますか。

○塩谷政府委員 今おっしゃいましたように両面二つございましては事実でございますが、私どもが考えておりますのは、今回の改正によりまして、従来単に御本人が無線設備の操作を行っておられたということ、そういう資格者の方が今後主任無線従事者として選任されまして無線設備の操作を監督する道が開かれるということ。今先生おっしゃいましたうちの、その設備についていないで、監督ということでも多少それを離れて無資格者にそれをやらせて監督するということ、その意味ではほかの仕事にもいろいろ道が開かれて、そういうところでもまたいろいろな仕事の上での能力を発揮されるというような点を通じて、職場におかれる地位の向上というようにことも期待されるというようにも考えております。私ども、こういう制度が変わるといふことに際しましては、従来の実態とどういふ違いが出てくるかという点については、やはり行政の立場として十分配慮しなければならぬのは当然でございますので、この法改正に伴うその辺の動きやあいつりということについては今後とも十分注視してまいりたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 今御答弁ございましたように、ひとつ積極的に関心を持ちながら対応していただきたい。場合によっては、関係のこういう資格者の団体の皆さんの声も聞きながら問題が解決をしていくように行政サイドとしての指導をお願いしたい、このように強く要望を申し上げたいと思っております。

最後になりますが、無線従事者の資格制度にもかかわると思うのですが、将来展望なんです。

この資料によりまして、無線通信士あるいは技術士、特殊無線技士、アマチュア無線技士とございますが、この内訳を見ますと、特殊無線技士とアマチュア無線技士が非常にふえております。将来を考えると、アマチュア無線技士はますますふえるのじゃないだろうか、それから、特殊無線技士もかなりの勢いでふえていくのじゃないだろうか、大型船舶に乗られておるような無線通信士や無線技士、この部分はそんなにふえないけれども、というふうな予測を私はするわけでございまして、その点の将来展望をどう判断をされているのか。

それとかわりまして、今後この資格制度そのものも見直さなければいかぬという事態が近い将来出てくるかと考えななかどうなのか、その点もあわせて質問をいたします。

○塩谷政府委員 確かに先生おっしゃいますとおり、私も、この免許取得者数の推移を見まして、特にアマチュア無線技士は非常に増加が著しゅうございまして、五十九年に九万三千程度であったのが六十二年には十三万七千、十四万近くということ、非常な増加ぶりでございます。この無線通信士あるいは無線技士、特殊無線技士、アマチュア無線技士、それぞれの種別に応じてこれから取得者数の推移というところは、それぞれ違ひはございまいしょうけれども、私はやはり、全般的に無線通信技術の進歩あるいは電波利用の高度化という実態、社会情勢の変化によりまして、この無線従事者という制度が社会的にもそれから技術的にも大変重視しなければならぬ制度ということになってくるだろうと思っております。

今回、私も、主任無線従事者という必置資格を導入しましたと同時に、資格区分を海、空、陸の利用実態に合わせて、比較の実態としてそれぞれ用途別といえますが、活動される場面に限定された資格で足りるということに合わせまして、それぞれ海、空、陸の利用の実態に合わせた無線従事者の資格の体系というのに変えたわけでございまして、現時点ではこういった今の時点の

状態に合わせた対応をした、それが今回の電波法の改正の趣旨だということでございますが、今後ともこの新しい制度の普及、啓蒙に努めまして、先ほど御指摘の問題なども含めた適切な運営の万全を確保していきたいということ、これから電波利用の普及に対応できる十分な無線従事者の需要が確保されて、職場における資格者の地位の向上が図られることを期待したい。あわせて、この無線従事者制度の資格の問題、これもいろいろな角度から総合的に見詰めていく問題だというふうに私、思っているところでございます。

○伊藤(忠)委員 レジャーの時代がだんだん海に向かっているわけですね。クルーズの時代には、当然それなりの資格者が乗っていないと運航できないのではないかと私は思うのです。それからヨットですね。ヨットというのは意外と航行距離なんか長いわけですね。小さな漁船とは比べものになりません。こういう場合はどういふ資格者が乗らなさいかねというところが義務づけられているのか、ちょっと私も不案内で、お聞きをしたいと思っております。さらに、モーターボートの関係なんかも、とりわけこれは最近異常にふえているわけですね。こういうものも無線で安全航行を図る手段として当然やられていこうと思うのです。そういう点は現在の資格制度で十分フォローできているのかどうか、できましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○塩谷政府委員 私もヨットなどの場合、どういふ資格のあれが要求されているかというのを今これで調べましたのですが、小型漁船、ヨット、レジャーボート、これなどは特殊無線技士の無線電話の資格を要するようでございます。それから、外国などの場合は、これは特殊無線技士の国際無線電話というものの範疇に入るようでございます。先ほどの国際VHFを使用する外国の海岸局と通信を行う船舶局の技術操作などが、その資格内容の概要になっているわけでございます。こういった点、いろいろ特殊無線技士として、

私ども、やはり今おっしゃいました航海の安全その他類繁な海上交通の安全を期する点からも、そういう資格者に対して十分な注意義務が要求されるというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 今の答弁をいただきました大體理解できるのですけれども、結局そういう数え切れないような船が絶えず航行しているわけですね。今おっしゃいましたように、電話無線をやっているわけですね。それは地上局と周波数を決めまして、しかも気象通報なりいろいろのものを絶えず聞きながら、しかも何かあればSOSを発信したりして安全策を講ずるといふようなことは、体系的にネットワークは張られているわけですね。

○塩谷政府委員 現在の海上安全システムというのは、船舶局と海岸局との間の連絡ということ、モールスなりの手動的な技術で、機械及びその技術でやっておるわけでございまして、これも、これはやはり不十分でございまして、もっと自動的に処理できるような機械を導入し、そしてその通信の及ぶ範囲も、その沿岸の局と船舶局だけではなくて、他の船舶、例えば遭難などが起こったときにその近辺の船舶だけではなくて、広い地域の海岸局なり船舶に通信できるような体制、これがまさしくGMDSSでございまして、衛星を介してそれができる。機械も非常に高機能なものを入れる。そういうことでありますので、あるいは先生が今御質問の中で期待されているのは若干及ばない面があるかとは思いますが、もうひとつ面も含めて、これからGMDSSを導入することによって万全な海上の通信、そして安全の確保ということに努めていかねばならないかなというふうに考えている次第でございます。

○伊藤(忠)委員 最後になりますが、実はそのことが聞きたかったわけで、一九九九年に完成させて、段階的に移行していく、実態は区々でありまして、我が国も海洋レジャーが爆発的なブームで、これから広がっていきまされ、さまざまな問題を抱えているわけですね。しかし、GMDSSに

対応できる機器をきちつと整備しているとか、それを操作するにふさわしい人がちゃんとそれなりに乗っていて対応できるという義務づけが法的にもきちつとやられていまして、それを守らなければ海に出られないというぐらいいしておきませんと、これは将来大変なことになっていくのじゃないかという気がいたしますので、そういう問題も含めてこれから具体的な対応を急いでいただきたい、こういうような気持ちでいっぱいでございますので、その点を強く要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○田名部委員長 次に、松前仰君。

○松前委員 電波法の審議でございますが、その前にちょっと郵政大臣に決意といいますが、そういう点を述べていただきたいと思っております。

今のスーパー三〇一条等での電気通信の関係の分野についても、かなりの圧力が米国からかけられておる。通信衛星等についても、不正貿易の対象になっておる。それからまた、モトローラの携帯電話についても、日本の周波数をもっとあけるとか、非常に向こうの勝手な言い分といいますが、そういうものが目立つておる。また、さらにまた、ハイビジョンにつきましても、日本の方式というものがなかなか向こうに受け入れられない。受け入れられない理由というのは、日本の方式を採用すると日本の技術がどんどんアメリカへ行って売られていく、こういうことで抑えておるに間違いはないわけでありまして、とにかく日本の方が技術が進歩してきますと、アメリカとしてはそれを抑えつけないというような形が今あるわけですね。通信衛星や放送衛星にいたって、これはおかしな話で、技術移転料というのをちゃんと払って向こうでやってきたわけですね。移転されるのは当たり前だ。その移転された技術で日本が衛星を独自で開発するということは、当然な話なんです。その一生懸命勉強した成果というのが出てきているわけですね。スーパーコンピュータ

にいたって、NECが世界最高のものをつくったとなると、途端にそれをたたくというふうなことで、とにかくアメリカは今現在、貿易摩擦等でもう四苦八苦しておる。日本、けしからぬという声ばかり出して、すべてアメリカが日本を統制しているかのごとき考えを持っている。これは、私は大変けしからぬことだと思っております。これは、自由貿易とかそういう自由競争の原理から全く外れている、そう思いますので、郵政大臣、これから大変米国との間でやっつけなければならぬと思っておりますので、その辺のお考え、決意がございましたら、最初にお伺いしたいと思います。

○村岡国務大臣 松前先生御指摘のとおり、私も郵政大臣を拝命するときに総理から、日米の貿易摩擦に対処するように、こ言われまして、郵政省に関する日米貿易摩擦として、電気通信機器に関するものと衛星の調達に関するものが二つあるわけでございますが、電気通信機器の問題、自動車電話でございますが、我が国の立場としては、現在MOS合意、これは誠実に遵守している、にもかかわらず、米国がMOS合意を遵守していないと一方的に認定することは甚だ遺憾である、こう思っております。

ただ、この原因は、やはり貿易の収支というところが背景にあるかと思っておりますが、郵政省といたしましては、我が国がMOS合意を誠実に遵守していることについて米国の理解を求めていくというところで、日米関係、非常に大事でございますので、今回の提案、米国のMOS合意を超える新たな要求と考えておりますので、何とか適切に対処してまいりたい、こう思っております。情勢は大変厳しい情勢でございますので、樂觀視できないのですが、向こうも話し合いに応じよう、こちららも話し合いで解決していこうというところでございますので、最善の努力を向けてまいりたい。この問題につきましても、やはり早期に解決を図りたい、これは日米両国政府の希望でもございます。双方の立場に相当な隔たりもありませんけれども、この前、松永大使も私のところに状況報告に参り

ました。そこで、三塚外務大臣と協議をし、また総理、官房長官とも相談しました結果、これまで本問題につき、前内閣において国内での取りまとめに当たってきまして小沢一郎前内閣官房副長官に訪米を要請することとした次第でございます。小沢議員には来週訪米をしていただき、先に奥山郵政事務次官が訪米しておりますので、松永大使と一緒に事態の打開に尽力してもらいたい、こういう措置をとっておりますのでございます。

一方、衛星に関しましては、郵政省関係、通信衛星、放送衛星等の開発、打ち上げに深いかわかりを持っておるものでございますが、今般、米政府が包括貿易法、スーパー三〇一条に基づき、我が国を人工衛星の政府調達について問題を有する優先国であると認定したこと、これは甚だ遺憾である、こう考えております。我が国の宇宙開発は、自主的な技術基盤の確立を基本に進めておりまして、郵政省としてもこうした基本線に沿って対処をしているところでございます。今回の米政府の措置は、この点について十分な理解が得られないことによるものと考えられ、今後いろいろな機会をとらえ、一層の対外的な理解が得られるよう努力してまいりたい。

参考でございますが、本年には、我が国の民間衛星会社等により米国製の通信衛星及び放送衛星を合わせて五機打ち上げることになっておるのでございます。会社は、日本通信衛星株式会社、これがもう既に一つ打ち上げ、秋にはもう一つ、宇宙通信株式会社もこれも打ち上げられておりますので、秋にもう一つ、NHKの方のBS2X、これがまた本年末というところで、五機も打ち上げられる、こういうような状況でありまして、先生御指摘のとおり、日米摩擦の根本原因は貿易収支というところはありますが、日米関係、重要でございますので、これから大変厳しい状況でございますけれども、先生の御指摘を受けまして一生懸命理解していただくように努力してまいりたい、こう思っております。

以上でございます。

○松前委員 大変厳しい状況のことばかりですが、やはり主張すべきところはきちつと主張して、私たちのいいますか、国民の努力、これに報いていけるような方向で頑張っていっていただきたいと思っております。

それでは、法律の方に入らせていただきたいと思っております。

この中で私はポイントとして、無線従事者の問題と、それから新しいシステム、海の場合ですが、GMDSSのシステムの問題、この二つに絞ってやってみたいと思っております。

既に先ほど同僚議員の方からさまざま質問がございまして、その中で答えられているところもあるわけですが、いろいろのは、この法律自体、私自身見ております。一体何を目的にしているのか、その辺がどうもよくわからない、非常に複雑怪奇といえます。そういう格好になっている。恐らくポイントとは、やろうとしていることは、GMDSS導入、このための法改正であるかと私は思うわけなんですけれども、そういう観点から質問させていただきます。

法律の個々の条文に沿ってまずやっていきたいと思っておりますが、第三十九条のところに、三項に

○松前委員 この操作は無資格者の操作の監督というところで、第四十条の定めにより無線設備の操作の監督を行う無線従事者というのを主任無線従事者、こうしているわけですが、この監督というものは無線設備の操作についてだけ行うんですか。

○塩谷政府委員 監督は操作についてでございます。

○松前委員 この操作は無資格者の操作の監督というところで、それだけですね。

○塩谷政府委員 無資格者の場合も、それからそうでない場合も入ります。

○松前委員 有資格者の監督というののもし行われるとするならば、主任の持つ資格の中で有資格者が下におるということになれば、その人の部分は監督はしないということですね。

○塩谷政府委員 主任の下にある有資格者、その人はその部分についてみずから従来どおり無線の操作を行いますし、また主任は主任という立場で監督も行い得るということでございます。

○松前委員 主任は主任の立場で監督といったって、監督は先ほど言ったように操作だけでは、無線設備の操作だけでは、それ以外のことはやらないのですから、操作についての監督ですから、その下の人はやはり自主的に運営ができるというのを、私は今のお答えからそのようにお聞きいたしました。もし主任よりその下に、下といいますが監督を受ける者、そういうようなことは絶対ないわけなんです、この法律からいうと、無線操作者の免許が上位の免許を持つておるということになる、主任は何も監督できないということですね。

○塩谷政府委員 主任が監督し得るのは自分の持つておる免許資格の範囲内でございますので、監督を受ける有資格の技術者がある場合はその限りでは及ばないということになります。

○松前委員 今のは、その限りでは及ばないというところは、とにかくその下の、下といいますが、監督を受ける人というのが上位の免許を持つておればそれは一切監督の範囲に入らないということですから主任は何もできない、そういうことでよろしいわけですね。だから、私が今こんなことを言っておるのは、この監督というのは無資格者の監督を考えているんですねということをおっしゃるわけですね。

○塩谷政府委員 この制度の導入の趣旨が、一つの無線局にいろいろな設備がある、そこに全部有資格者を置かないでも一定の主任技術者がいれば、無資格者もそこにいて操作をやってもいいということでございます。今先生おっしゃいましたのは、有資格の無線の技術者が大勢いて、それの中でだれを選ぶかというときに、何かの関係で、技術者の資格としては限定された者がより広い者を差しおいて主任無線従事者になった、そういう場合に考えられるわけでございますけれど、

も、状態としては、そういった指揮監督といいますが、操作については指揮監督というものの運営を考えた場合には、大は小を兼ねるといいますか、広い操作資格を持った人が主任者に選ばれることが考えられるのではないかと思います。しかし、論理的にそういう場合もあり得るわけでございます。

○松前委員 ですから、この中を読んでいますと何かよくわからぬのですよ。はっきり書いてないですよ。要するに、資格の下の者が主任になつて見ること、そのことができるような書きぶりになつて、だからこれでいろいろと誤解を招いて心配事が出てくるわけですよ。全然何も知らぬ船長さんが主任になつたとか、それで監督をするんだ、無線通信士、無線従事者を監督するということ、それが起こるんじゃないか。そうすると、主任が今度は無資格者に操作させることができるということになればその無線通信士は要らないじゃないか、こういうことになつちゃうのですね。こういうふうにも読めちゃう。そうではないですね、それをちょっと。

○塩谷政府委員 この趣旨は、やはり主任無線技術者がいて、そしてその無線局にそういう人がいれば無資格者も運用できる、操作ができるということでございます。そこがね、そういうことで今度そういうふうに改めたという次第でございます。

○松前委員 ですから、そのところをはっきり書いておけばいいのでありまして、やはり主任になる人は最高の免許を受けた人であるということとをちゃんと書いておけば問題ないわけなんです。その辺がどうもこれは抜けておるわけでございます。今のお答えで大体わかるわけなんです。が、まだまだおかしいところは、例えば無資格者、無資格者が誤操作をした場合、これは一体だれが、どういふふうに責任をとるのですか。

○塩谷政府委員 そのような場合には免許人が責任を負うことになります。

○松前委員 そういう無資格者が、無資格でありながら、これは主任がしつこくちゅう監督しているというわけにもいけません。トイレにだって行きたいでしょう、どこか飯を食べに行きたいというようなこともある。そうすると、その間ちょっとやっておけよなんて、これは無資格者ですから何も教育受けてないわけですよ。教育受けてないから何やっちゃったかわからないわけですね。そういうことは一体どう考えているのですか。要するに、この無資格者は少しは教育を受けるのですか。

○塩谷政府委員 私ども、この制度を導入しようという趣旨は、無資格者ということから想像できる、いろいろ何をしでかすかわからないということとを予期しているわけでは決してございませんで、こういう機械技術の発達に際して、機械類が非常に整備されてきているという実態、それから、どんなところにも有資格者を配置しなければいかぬということはいかぬものかということから、一つの無線局にはその無線局で選任される主任を置けばその主任のもとで、必ずしも国家試験という意味での資格を取ってなくても、こういうときにはこう操作するんだということを日常の職場訓練なりなんなりで教わつて、そしてその操作手順を覚えた人がいればよろしいのではないかと、こういう意味でございまして、確かに理屈の上で想定できる状況としてはそういうことも予想されるわけでございますが、できるだけそういうことのないような運営を私も期待したいというふうに考えておるわけでございます。

○松前委員 できるだけそういうことのないような運営を期待したいというのは、これはとてもだめですね。人間なんです、やる者は、人間というものは間違いを起こすことだってあるし、自分の意思でもっていろいろやることもあるのです。ですから、そういう期待したいなんでしょう、このことで法律を適当につくられたんじゃない、これは大変なことになってしまふ。だから、アマチュアは無線だつてやりたい人はちゃんと免許を取るじゃないですか、みんな。みんな免許を取るのですよ、必要とあれば。それが無資格者なんというたら、無資格者ばかりでほとんど出てきちゃつて、何も免許取らなかつた必要業務をやつて、それで給料をもらえとなれば、資格なんかやめたとなれば、無線通信士とかそういうものを一生懸命取つたのは一体何なんだということになつちゃうのですね。その辺の考え方がこれは非常に甘いので、それをきちんとしてもらいたいのですけれども。

○塩谷政府委員 私ども、主任が無資格、資格のない人をいろいろ監督する、操作を監督する、その監督職務につきまして、こういう監督をしなればいかぬということを郵政省令で細かく書きまして、その実行ということを担保しているわけでございます。したがって、その辺について十分な運営を私も図つてまいりたいと思つております。

○松前委員 第三十九条五項ですが、ここに、郵政省令で定めた操作の監督を行うこととありますが、郵政省令というのはどういふ内容なのでしょう。

○塩谷政府委員 これは第三十九条五項でございますが、この郵政省令では、主任無線従事者の行うべき具体的な職務内容を規定しているわけでございます。

例えば無線設備の操作に際しまして、当該操作が電波法令に適合するように当該操作を行う者に対して必要な指示を与えること、それから、無資格者に対する教育訓練計画の立案及び実施に関することなどを規定しております。いわば実態的に資格を取らないでも、資格を取るだけの仕事といたしますか、そういうものの能力というものを担保するような指示なり訓練、そういうものを考へている次第でございます。

○松前委員 第四十条の二項ですが、ここにも操作監督の範囲という、これはいろいろ政令なんかでやるということになっておりますけれども、とにかく今おっしゃつたような内容を事前に出していたければもっと検討できたのですが、その中に、何か無資格者の教育訓練などと書いてあるの

です。そんなことが書いてあるということになれば、無資格者というのは教育訓練を受けるというところです。そういうことならばちゃんと免許を取らせたいかがですか。それをどうして取らせられないのですか。

○塩谷政府委員 この改正の趣旨が、資格のない人でも操作をやつて、そしてその操作をやるのについて資格があり、十分に経験を積んで主任のもとでそういった監督を受けながらやるということでございますので、そういうところが改正のねらいであるわけでございます。もちろん、そういった資格のない人でも実際上の訓練なりを受けて実務につかれる、そういう経験を積まれる、そして、そういうことについて御自分なりのあれで資格を受けられることも考えられるわけでございまして、要は、今までの資格制度についてもう少し弾力的な運用を図れないかということから、こういう改正を考えた次第でございます。

○松前委員 電波というのは電話とちよつと違って、有限な周波数を乱用するということになれば人に妨害を与えるということはいささか起るわけですね。人が死ぬところまでではないかもしれませんが、遭難などの場合は人が死にますね。そういうのは間接的になるわけですが、電波妨害ということになれば大変な迷惑がかかる。そういうことになれば自動車免許と同じです。自動車を無資格で、無免許でどんどんやれるように、だれか横に乗っていただけないなどということはできないでしょう。やはりこれだつて、相当な技術の進歩といつても知識を持たないとだめなわけです。その辺のことをしっかり考えて、無資格者ばかりうんとふやすということはない、無制限にふやすということはやめてほしいのです。その辺の考え方を聞かせてください。

○塩谷政府委員 今先生、主任無線従事者制度を導入することによって電波監理上影響することはないのであるとお尋ねだと思ひます。

無線従事者資格というのは、無線局の社会的な役割、例えば電気通信事業用の無線局あるいは放送局のように大きな社会的影響力を有するものもあり、今おっしゃいましたように、船舶、航空機の無線局のように人命あるいは財産の保全に直接に關与するものもあるわけでございます。あるいは、その電波利用が全体としての電波利用秩序に与える影響力、例えば海岸局、レーダーのように入出力で運用するもの、これは電波利用秩序に対する影響力というのがあるわけでございまして、そういうものを総合的に勘案して、その無線局の無線設備の操作について適切な能力を資格として有するわけでございます。それはそのとおりでございます。

送局のように大きな社会的影響力を有するものもあり、今おっしゃいましたように、船舶、航空機の無線局のように人命あるいは財産の保全に直接に關与するものもあるわけでございます。あるいは、その電波利用が全体としての電波利用秩序に与える影響力、例えば海岸局、レーダーのように入出力で運用するもの、これは電波利用秩序に対する影響力というのがあるわけでございまして、そういうものを総合的に勘案して、その無線局の無線設備の操作について適切な能力を資格として有するわけでございます。それはそのとおりでございます。

今回法改正をすることによりまして、主任無線従事者の監督のもとでは無資格者も無線設備の操作を行うことができることになるわけでございまして、けれども、これは最近の無線設備の信頼性の向上ということ、それから、毎度申し上げておりますように電波利用のシステム化、自動化などによりまして、十分な能力を有する有資格者がおる、その資格者の監督のもとでは無線設備を操作するすべての人に資格を求め、資格がなければいかぬというのを要求しなくても電波監理上大きな支障を生じないような利用形態がふえてきているのではなから、こういうことに対応するわけでございます。

もちろん、その上に立つ主任無線従事者は一定の要件に該当しなければならぬということであるとか、主任無線従事者は無線設備の操作の監督に關する職務を誠実に履行しなければならぬというようなこと、それから、監督のもとに無線設備の操作に従事する者は主任無線従事者の指示に従わなければならないこと、無線局の免許人は主任無線従事者に、無線設備の操作の監督に關して郵政大臣の行う講習を定期的に受けさせなければならぬといふような規律を受けることになっておりまして、こういったことの適切な運用によりまして無線局の適正な運用が図られるのではないかと、先生がおっしゃったような御指摘は私どもも十分に考慮しております。

分心して、これからの運営に配慮をしなければいかぬと考えております。

○松前委員 無資格者がそういう主任のもとでやるといふことに最大限譲つたとしても、最初にお答えがありましたように、この主任といふものは相当な知識を持った人でなければいかぬ、免許人といふ人も、免許を受けた無線局の中の最高資格を持つていて人でなければならぬということ、十分御認識いただいたと思うのですが、それは先ほどお答えいただいたから、そういうことで私どもも判断し、また郵政省もそういうふうになつていただきたいと思います。

それで、一応無資格者といふものを譲つたとしても、まだまだこの中でたくさん問題点があるわけなので、それについて多少質問ということでやらせていただきます。

第四十八条の二ですが、船舶局に船舶無線従事者の配置が義務づけられておられるわけなのですが、船舶には船舶通信士以外の無線従事者としてレーダー操作とかそういうものに限定した特殊無線技士、そのほかVHFの電話をやります無線電話甲といふような資格者が乗るわけですね。それは通信長の監督指揮のもとで操作をしているわけですね。そして、今度この主任を置く。しかも、この主任といふのはその無線設備についてまた別の監督をやる。しかも、RRの中に入っていないものなわけです。日本独自のものかもしれません。大体こういう複雑怪奇なものをたくさんつくって統制がつかなくなつてしまふものじゃないか。この辺の矛盾は一体どのように考えていらっしゃるのか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○塩谷政府委員 今おっしゃいました点でございます。小型船舶の場合、特殊無線技士として、これは小型船舶の航海士のような無線電話甲、これは小型船舶の小無線局の技術操作といふことで、こういう資格のある人が乗つていなければならぬといふのはそのとおりでございます。そういう資格のある人と、それから主任無線従事者が今度でございまして、それが監督職務を行うということでございます。

でございます。これは最初のお尋ねにもありましたけれども、主任無線従事者が行う監督職務といふのは選任された無線局の無線設備の操作の監督に關するものといふことでございまして、そのための無資格者に対する監督といふことでございまして、ですから、場合によつてはこういう特殊無線技士がそのまゝ主任に選ばれて、そこで今の監督業務をされる場合もあると思ひます。混乱されるというところでございまして、そういう特殊無線技士のような別な無線士がいるという場合もあり得ると思ひます。しかし、それはその無線局の中で、こういう主任をどう選んで、どう無資格者に対しての指揮監督をやつたら合理的かということ、私どもは期待しているわけでございます。

○松前委員 混乱のないように期待していると言ふよりも、やはり郵政省として混乱のないような法律をつくつてもらいたい、そういうことで私は申し上げておるわけなのです。この法律自体が大変混乱するのはそういうところなのです。ですから、すっきりするのは、主任といふのがやはり技術的に最高の者、そういう人たちがなれるのだ、そういう人しかなれないのだといふことをはっきり言ひたいのでありまして、第一級通信士とかそういう者がなれるのだといふことを言ひたいのでありまして、何か新しい主任によつて今までの仕事を横取りするといふようなことがないのだといふことを言ひたいだけばそれで結構なのです。

○塩谷政府委員 無線従事者の資格、このランクといひますか、これは先生よくお詳しいところでございまして、第一級無線通信士以下現行資格にございまして、私も改正の資格のところでは、陸海空にそれぞれ分野別に無線資格を取りやすいといふことで、例えば海上では第一級海上無線、あるいは航空では航空無線、陸上では第一級陸上無線といふような分類はいたしましたけれども、やはり今の第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士に相応した総合分野で

の第一級総合無線通信士、第二級、第三級それぞれ
の総合無線通信士というものを対応して置いて
いくわけでございます。

それで、例えば GMDSS というような非常に高度なハイテクを駆使する海上無線通信というようなことになりますと、これは主任無線従事者を選任される者は、幅広い技術上あるいは運用上の見地からの確に業務の指導を行い得る個人的資質を備えていることが望ましいわけではないでしょうか、当該船舶の運用形態等に見合った知識、技能を有する資格者が主任無線従事者として選任されることが必要だろうというふうに考えております。

○松前委員　大体わかってきたわけです。

今 GMDSS の話が出ましたので、時間がないものですからそちらの方にちょっと移らせていただきますと思いますが、このシステムに早急に移行したいというような感じを私は皆さんから受けるわけなんですけれども、いずれにしても一九九九年ですか、ここからは全面移行、そこまでは各国の状況によっていろいろ検討するというようなこともあるようでございますけれども、要するに、これは余り急いでやる必要がないということ、必要がないことはないかもしれないけれども、急ぐことはないでしょう。逆に言うると、急いではいかぬということですね。急ぐことはないのじゃないかと、急いではいかぬ、なぜかといいますと、このシステムが今のシステムよりすぐれているという実証がまだないように私は思うのですね。例えば、RR の決議の中を見ますと、システムとして考えると、陸上施設の設備の整備というのは各国の任意に任せているのですね。なぜかというところ、経済的に大変だから、それから、技術的にも困難だからというところなんです、開発途上国なんかはやれと言ったってすぐにできないですよ。ですから、そういうところはそういう整備ができないということになる。それができない中でこの GMDSS をやるんだと言ってやってしまいませんか、これはやはり抜けが出てくるわけですね。

全部の遭難救助体制がこれによって完全になるなんて言っておきながら、抜けのあるものができていくような状況では、これは完全なシステムじゃないわけですよ。前よりいいかどうか全然わからないということになります。仮にこれ、陸上が全部整備されて一応の機能が発揮される、いつても、技術的な面で機能と技術とちよっと違々と分けて考えていますけれども、これは本当にうまくいくのかということもあるわけですね。例えば、テストなんかは十分になされていない、システムとしてのテストがなされていないじゃないかというところが、私はまず言いたい。これは非常に複雑ですよね。一生懸命考えたって、どこがどうなっているのかわからないような大変複雑なシステムでもって運用しろと言うのですから。緊急の事態において、あるときには衛星を使え、あるときには短波を使え、あるときにはインマルサットを使えとか、何かさっぱりわからない。ルートがさっぱりわからぬで、運用の基準といいますが、そういうようなものもよくわかっておらぬというようにシステムが果たしてうまくいくだろうか。そういうシステムテストというのがなされておらぬわけですね。これは世界的にされているのですか、それとも、それをしなかったって実証できるという何かあるのですか。

○塩谷政府委員 おっしゃることも一理あろうと思えます。私も、この遭難安全通信システムの比較、現行のシステムとGMDSSのシステム、これを今度の法律改正、これはGMDSS導入を予定してのRR規則の改正を踏まえての電波法改正というそれなりの手順を踏んでいる改正でございますけれども、はて、じゃGMDSSになったときどうかということ、これはいろいろ勉強させてもらいました。現在の海岸局と遭難船舶とのSOOS、モールス電信または電話でやるというこのシステムというのは比較的単純で明快でございます。これが十分に機能していれば、海上の遭難安全のシステムというのはそれなりの役割を果たせると思うわけでございます。

ただ、やはりこれからの技術進歩に対応した遭難安全システムというものも、やはり時代の進展とともに考えていかなきゃいぬだろう。そうした場合に、こういう衛星を使ってもっと遭難通信の範囲が量的にも広がり、そして技術的にも高度に行い得るということ、例えば船が万一のときに、自動的に船からブイみたいなのが離れて、それが衛星に発信して、そしてそこから海岸局へ連絡ができるというようなシステムはなかなか使い価値のあるものではないかと思うわけでございます。

それで、今のお尋ねの点でございますけれども、GMDSSにおいて使用します設備のうち、インマルサット設備それから衛星EPIRBなどについては、このEPIRBというのは今のブイが離れてブイから衛星に電波が行くシステムでございまして、これなどについては既に相当の運用経験を持っているというふうに聞いております。その他の設備につきましても日本を含みます各国におきまして試験が行われておりまして、恐らくGMDSSの導入時まではその信頼性が確保されるのではないかと思うわけでございます。

ちよつと細かい話になって恐縮でございますけれども、その他の設備関係にならうかと思ひますが、日本で実験した実証実験をちよつと御報告申し上げます。

まずディジタル選択呼び出し装置、これは昭和六十一年一月から二月にかけて北米航路や豪州航路の船と、それから陸上側では千倉の受信所などでこのディジタル選択呼び出し装置の実験が行われたと聞いております。同じく六十二年十月から十一月にかけてKDDの小山国際通信センターの陸上側と豪州航路、北米航路の船との間でこのディジタル選択呼び出し装置の実験が行われたと聞いております。そのほか、狭帯域直接印刷電信装置、ファックスでその通信内容が出てくるような装置、それから衛星非常用位置指示無線標識装置、これはコスパス・サールサット用ということ

で、さっきのプイが出てEPIRBから直接電波が行くコスパス・サーサット衛星でございますけれども、これの關係の実験、これは陸上実験と海上実験、それぞれやっております。

そのほかあるようにございますけれども、そういったことで、これからのそういう新しいシステムというものを時間をかけてできるだけ、確かにおつしやるように、どこか穴があって、最初に言っておりますこのGMのGという、グローバルなものを目指すことのあれが漏れてしまうのほかも、でもでございますけれども、できるだけこういったものが均衡のある発展で全世界的に実現できるように私も努力すべきではないのかというふうに考えておるところの一端を申し上げた次第でございます。

○松前委員　今の御答弁の中で気になることが随分たくさんあるんです。一々やっていると時間が随分全然ございませんが、例えばコスパス・サータットというやつが今実験されたというような話も、実験というかシステムとしてあるということなんですか。しかし、これが海難救助システムとして組み入れられてテストはされておらぬわけですよ。それからEPIRB、今のはEPIRBですが、ランダム・セルコール、これの実験の結果を皆さんからいただいたわけですが、これを見ますと、大分失敗をしている。実験の内容でうまくいっていない。二重九のところがあることはあります、たくさんありますが、ボタンというのもあるし、マルというのもあるし、三角というのもある。かなりのドロップアウトがあるわけですね。こういうシステムが実際に海難救助システムとして十分に動作するかどうか。一つディジタル・セルコール、これも回線を確立するまでがまたえらい時間がかかるということがあるわけですね。短波を使ったり何かするやつですと、短波の周波数帯も選んだり何かしなければいけぬ。電離層の状況も見なければいけぬ。それから、このテストを見ればわかるけれども、昼間しかやってない、秋しかやってない、短時間ですよ、これでシ

システムができたと言ふことはできないですね。それからOTHレーダーがあるでしょう。この影響がどれだけのものかというところは全然テストできてない。ディジタルですから、非常にそういう妨害に弱いんですよ。それで、妨害を受けたら何が何だかわからなくなるのがディジタルです。

ところが、今のモールスは耳で聞くんですよ。人間が判断するんですよ。人間の判断というのはすごいものでありまして、モールス信号が来れば耳で聞いて、かなりの雑音があつたて聞こえるんですよ。判断できるんですよ。人間のバタレン認識というのは物すごいんですよ。やはりこれを使わなければいけないじゃないですか。海難救助システム、それを新技術ができたからといって何か複雑怪奇な、ボタン一つでやつてその回線が確立できないなんて、そういうようなことは時間がかかつてしまふなんて言うんだつたら、船が沈んでしまふじゃないですか。こういうようなことは、ちゃんとシステムとしてきちっと確立をされていなければいけない。テストもちゃんとされていなければいけません。SOLAAS条約の会議かな、何か開発途上国が盛んにいろいろ文句を言ったのは、そこでしょう。先進国だけがどんどんやれやれと言つたでしょう、物をつくつてるところ、この機械を売りたいところが。そういうような状況を、このシステムはおかしい。こんなものを日本が簡単にうんと言つて言いなりになつちゃだめだ。日本は日本としてもしっかりこのシステムのテストをしなければいけません。それで導入されるということになつてしまつたら、日本の技術で完全なものにやつたらどうですか。そのくらい意気込みを持って郵政省やらないと、本当に海難救助なんというのには安全性が全く確保できなくなつてしまふ。

よ。まず単純なことです。そしてすばらしいものなんです。それで言葉の障害もないんですよ、モールスですから。みんな知つています。だから、そういうような通信手段はきつと残してやつてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○塩谷政府委員 先生が先ほどから展開されていく論旨というのは、私はある意味では文明論的な問題ではないかと思つてございまして、これまで我々が承継してきました技術というのはそれなりの値打ちといひますか、長い間使われてきて、やはりそのよさというところがあるわけでございます。例えば、最近の例でございまして、けれども、最近のテレビなども、最初のテレビというのは非常に端末の操作が簡単で、老人、子供さんにもできるというところがございます。ところが、だんだん複雑に機能が分化して、それなりの付加価値はついていろいろあるわけでございますけれども、肝心のどこをどう押せば映る、そしてそれが非常によくわかる、そういうところが難しくなつてきているというところがございます。技術の進歩というものがその発端の単純、明快さを失わずに高機能を付加していくには一体どういう問題に解決していかなければならないかという命題にお触れになっていらっしゃるんじゃないかという意味で文明論的という、ちょっとお差しさわりがあつたら失礼しますけれども、表現で申し上げたわけでございます。したがって、モールスのよさというところは私もこの点勉強して改めて認識した次第でございますけれども、モールスのよさはそれとして、こういう単純、明快な役割というものを絶えず念頭に置きながら、進んでいく技術が持つその広がりというものがやはりできたやつていくことになるのかというところで、GMDSSについてこれが完璧な形で導入できるまでは、おっしゃいますいろいろな安全、信頼性ということに上でなければならぬというところを、先生の私どもに対する御叱正ということで承りまして、これからこの問題の導入について配意していかなく

ればならないというふうに考えております。

○松前委員 それで、今そういうお答えだったのですが、先ほどのお答えの中では、将来のGMDSS、こういうシステムは恐らく安全性が確保されていくであろうという言葉をあつたわけですね。恐らく安全性が確保されていくであろうというの、随分他人ごとですよ。これは、日本の郵政省は何もしないで、ほかのところが一生涯懸命に実験やつて、それでその結果何だか恐らく安全になつていくでしょう、こういうような感じになるわけですよ。これじゃ、日本の郵政省は何もしないことになるんですよ。だから、もっと主体的に、本当にこの安全性を確保するならば、システムのテストをするならば、きちつとやつてもらいたい。

そこで、この問題につきまして、先ほどいろいろお話ありましたけれども、いろんな団体の方々がやはり大変心配しておられるわけですよ。これを聞いてみますと、自分たちのエゴで言つておられるじゃないんですよ。このシステム自体、経験者が、こんなのは大変だ、これは技術的にもすごい大変なものになる、それは、主任のようないものが、主任のようないか、そういう制度ができ、無資格者が単純に運営する、操作するということ、無資格なものでできないんだ、ボタン一つで何かすべてができるようなことを言っているけれども、ボタン一つでやつて、もしそれがうまくいかなかつたらどうするんだ、どういう判断をするんだ、そういうことで深い技術の知識を持つていなければできないんじゃないか、だからこういうシステムを単純に安易に盛り込むことは大変だ、ということをもっと言っているわけですよ。だから、そういう人たちの御意見も十分聞いて、そしてこれからこのGMDSS導入をもしするならば、その技術的な面、それから操作の面、これの実態をきちつと把握して、それに合ったような電波行政をやつてもらいたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○塩谷政府委員 二つポイントがございます。

私ども、こういった新しいシステムの導入ということにつきましては、先生、私どもに対する御指摘ということでおっしゃられたように他人ごとでは決してございませんで、私ども政策を、そういうものを誘導する立場として、何とかそういうものがバックアップできないかということで、例えば税制、財政上優遇措置がとれないかといううなことも検討してまいりたいと思つておりまして、そういった点も十分配意してまいります。

それからもう一つは、やはりおっしゃられるとおり、実際にこういうことに携わつておられる方々の意見、これを十分承つていくということももちろんでございます。安全、信頼性の確保ということについては、現場におけるそれぞれの仕事のいろいろな場面場面における問題なりよく承知した上でこういうことの完全な移行といひますか、遂行ができるわけでございますので、その辺についても十分配意してまいりたいというふうに思つております。

○松前委員 このシステムが非常に有効だ、そのあかしは、やはりこういうものが導入されたら行方不明になる船が一切なくなるといううなことがあかしたとして新しいシステムを導入した意味がないですから、その辺のことも含めてこれからシステムのテストをやるいろいろなことを考えて電波行政をやつてもらいたいと思ふのですよ。

先ほどから私、申し上げておりますが、現行のやつております通信、モールスの関係、これはなくすというんじやなくてやはり残す、残すんじやなくて主たる通信手段だということと位置づけ、GMDSSがくつついてきてモールス・プラス・GMDSSでやるといううなシステム、こういうものを考えてもらわなければいけないと思ふのです。日本の主管庁としてはやはりそういう主張をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○塩谷政府委員 このGMDSSにおきまして使用する設備のうち、先ほどいろいろ問題があるのと御指摘がありましたインマルサット設備あるい

はEPIRBにつきましましていろいろ運用実験を持
っているわけでございますけれども、そういった
ことで、これから日本を初め各国でいろいろな
十分な試験をやったGMDSSが導入されたときに
は、行方不明の船といふことがないような状態、
そこを目指して進んでいかなければならないな
というふうには考えております。

そういった完璧な状態になったときにモールの
位置づけをどうするかというようなこと、これ
はいろいろ技術的にその辺、併存したままででき
るのか、あるいはモールのほうがよいといった
に吸収されるのか、ちょっと私も今ここで確答を
申し上げられるだけの技術的な能力もないわけ
でございますけれども、モールの持つていけるよ
さというものは、要するに完璧、簡明で明快に通信
できるといふこと、そういう役割といふものをG
MDSSは吸収して果たしていかなければいかぬ
のだという御指摘だといふふうな受けとめまして
この問題について考えてまいりたいというふう
に思っております。

○松前委員 吸収とか、何か言葉のひっかかりは
随分ありますけれども、いずれにしてもモール
ス、それを認めてもらつたとは思っています。

郵政大臣、これはいろいろ聞いていらつしや
うで恐らくほとんどおわかりにならないんじや
ないかと思うくらい複雑なんですよ。私らだ
って複雑でわからぬのです。こういうような
ものを何か簡単に考えてやつていらつしやる
のですね。やはりもつとしっかり郵政大臣、指
導いただいたて、これは避難救助という国際
的な問題でもあるんですよ。大変な問題なん
ですよ。大変な問題なんですよ。ですから、こ
れは日本の主権として本場に主体的にやつて
いけるように、自分たちの意見をきちっと持
つてやつていけるように指導していただき
たいと思つて、その辺最後に。

○村岡国務大臣 私郵政大臣になりましたから
十二日でございます。しかし、松前先生の豊
富な知識を聞いております。GMDSSシステム
にもいろいろ問題があるようだ、そういう問題

をなくすように、私も話をお聞きいたしました
し、事務局もすっかりした主体性を持ってや
つていくように指導してまいりたいと思つて
いますので、よろしく御願い申し上げます。

○松前委員 終わります。

○田名部委員長 午後一時十分から委員会を再開
することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時十分開議

○田名部委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

電波法の一部を改正する法律案について質疑を
続行いたします。木内良明君。

○木内委員 このたび村岡郵政大臣御就任に当た
りまして、心からお祝い申し上げます。私は、こ
れまでも村岡大臣とはさまざまな場所、接点を持
たせていただいておりますが、大変高い、また深
い御見識と柔軟な発想の持ち主であります。ど
うか大臣のお立場で、国民生活を守る上からも、ま
た我が国の繁栄を目指す上からも御活躍をされま
すよう、初めにまず申し上げます。

最初に、日米の電気通信摩擦に対する大臣の現
状認識といふことについてお尋ねしたいと思います。

村岡大臣は、この就任時の関係記者会見の場だ
ったと思つておられますが、総理から電気通信分野
の貿易摩擦を最重点課題として取り組んでもら
いたとの指示があった、みずからそう話してお
られたと記憶しております。今まさにアメリカのウ
イリアムズ通商代表部次席代表が来日中でありま
して、各関係省庁との協議が行われているところ
でございます。日米電気通信摩擦について早期決
着に向け両国間で努力することの合意は先日の奥
山郵政事務次官との会談でも行われておりまし
て、その折、奥山次官も、米政府との問題点は整
理されており建設的な話し合いをするため私が先
頭に立つ、こう早期解決に向けての強い決意を表

明もされておられるわけでありまして。米側はあく
まで首都圏への自動車・携帯電話の参入の要求を
今なお主張し続けておられて、そのための新し
い周波数帯を割り当てようとして求めている。
それに対して、我が国としては、ないそでは振れ
ない、こういうことで郵政省としては、統一的な
デジタル方式を日米共同で開発することなどを
提案して事態の打開を図ろうという認識をお持ち
のようにもうかがえるわけでありまして。MOSS
の合意違反の形をとりながら、その実態はアメ
リカ側の新たな便宜供与の要求であると私は思
います。午前中の大臣の答弁にもありましたけれ
ども、我が国は今までも誠実にMOSS合意を遵守し
てきたわけでありまして、郵政省としてもこの問
題に対しては一步も引けない立場であらう、こ
ういふふうに思います。

私が感ずるところ、今回の摩擦の原因といふの
はまさにアメリカ側のこの押しつけの姿勢にある
のではないかと、こういうふうに思われます。今
回の事態に対する大臣の率直な認識を、今改めて
お尋ねをしたいと思います。

○村岡国務大臣 木内先生には前から御指導を
賜っておりまして、今後ともより一層御指導を
賜りたい、こう思っております。

先ほど松前先生にもお答え申し上げましたが、
郵政大臣を拝命するときに宇野総理から、日米間
の貿易摩擦、特に電気通信分野で処理するように、
こういうことも言われました。

自動車電話のことでございまして、率直
に言つて、郵政省といたしましてはMOSS合意
を厳格に遵守している、こういう認識に立つてお
るわけでございます。しかし、米国の場合は、MO
SS合意を遵守していないというふうなことを一
方的に言っている、こういうことでございませ
う。我が方としては甚だもって遺憾である、こ
ういふような認識に立つておられるわけござい
ます。郵政省といたしまして、我が国がMOSS合
意を誠実に遵守していることについて米国の理
解を求めていくとともに、米国の現在の要求はMOSS

S合意を超える新たな要求だ、こういうふう
に感じております。

しかし、よって来る原因は、先ほども申し上げ
ましたけれども貿易収支の問題等、そしてまた日
米関係、非常に重要な問題でございまして、新
たな要求についても適切に対処してまいりた
い、こう思っているところでございまして。した
が、今週でございまして、奥山事務次官も
渡米をいたしました松永大使とその任に当た
るわけでございますが、先ほど言いましたように、期
日も迫っているというふうな状況もございま
して、三塚外務大臣とも協議をして、また、総理、
官房長官とも相談した結果、これまで本問題につ
きまして前内閣において国内取りまとめに当た
つてまいりました小沢一郎前内閣官房副長官に訪米
を要請して、その問題の解決に当たっていただき
たい。奥山事務次官は来週渡米する、こういう
ような状況でございます。

したが、我が方では、波の制り当ては
ない新たな提案をしているところでございます。
我が方の言うべきことはきつちりと言いな
がら、しかし、日米関係は大切でございまして、向
こうも話し合いに際して、私どもの方もその話し合
いに応じて、この厳しい情勢でございまして、何
とか打開を図っていききたい、そういう決意でひ
とつ頑張ってまいりたい、こう思っているところ
でございます。

以上であります。

○木内委員 そこで、きょうは通信政策局長が所
用でお見えになっていない。江川審議官、きょう
見えていますか。

これは、実は大臣にお聞きしたいところであり
ますけれども、先ほどもおっしゃられたようにま
だ就任十二日目というところで、細かな問題につ
いては審議官の方で結構ですからお答えをいた
したいわけでありまして。今ちょっと申し上げ
ましたが、統一的なデジタル方式を日米共同で開
発するといふような、仄聞するところいろいろ話
があります。この協議の行き着くところ、一体ど

なぐあいになるのかという国民が率直な関心と興味を持っていて、郵政省として、郵政省としての今後の幾つか想定されるケースについて、審議官の独自の見解をここで述べていただきたい、こういうふうな思いです。

○塩谷政府委員 今先生のお尋ねのところに、後段の審議官の独自の見解ということの前段といたしましてデジタル化の問題がございましたので、ちょっとその点に限って、私、所管でございますのでお話し申し上げたいと思います。

これは、いわゆる自動車電話、現在技術的にはアナログ方式で運行されているところでございますけれども、移動体の通信、これは自動車電話も当然その一環でございますけれども、将来デジタル化していくというのは、ヨーロッパを初めアメリカ、日本、みんな共通の技術的な課題でございます。周波数帯でいいますと、十メガヘルツ帯がその対象の周波数帯になっているようでございますけれども、デジタル化することによって自動車電話についての現在の異なる方式、日本ではNTT方式とモトローラ方式、いわゆる北米方式とも言っておりますけれども、この二つの方式でアナログ方式をやっているのでございますが、これが統一した方式で可能になる、したがって利用できる周波数帯が広く使えることになるというところでございますので、そのほか品質の面でございますとか、いろいろデジタル化することによるメリットがございますので、そういった開発をやるうまいかという点を提言しております。

○江川説明員 先生の御指名でございますが、私、本件は所管外でございますので、やっております。

それからもう一つ、現に、ただいま塩谷局長が御答弁いたしましたけれども、そのもとでいろいろやっているとございまして、発言は控えさせていただきますと思っております。

○木内委員 ちょっと、これじゃ審議になりませんね。本来なら大臣にお聞きするだけけれども、大臣がまだいろいろ御研さん中であるということとで事務局にお聞きするわけですが、これはやはり国民の関心にお答えできないということになってしまふんじゃないですか。

○塩谷政府委員 たまたま具体的な例としてデジタル化ということでおっしゃったわけでございますけれども、これからの日本の通信政策の基本的な課題というのは、技術的な側面、これが非常に大きなウェイトを占めているわけでございますので、今デジタル化に関連して移動体通信ということをお願いしましたが、今先生が恐らくお尋ねになりたいという、日本の通信政策のこれからの基本的なあり方として将来目指している方向、これはもつと先端的な技術による通信というのはできないのかどうか。例えば、これはあるいは先国会で木内先生からも御指摘があったかと思っておりますけれども、先端技術の開発ということでバイオなど、いわゆるそういった生化学系に準拠した通信などがあるか、例えば人工知能、AI技術というものもあるわけでございまして、要するに通信の受け手、送り手がいつでも、どこでも、こういった形態でもできるという、午前中に松前先生から、人間のパターン認識というのは非常に正確で複雑なものへも対応できるという御指摘がございましたが、まさしくさうございまして、これからの通信のあり方というのは、そういった人間の持っている通信機能、そういう識別機能、そういうものに限りなく近づいていくことになるのではないかとということでございまして、郵政省の一般会計予算も、おかげさまで一種のシリリングの特別な扱いということでこういった先端技術についての若干の増加もございまして、これを核に膨らまして、これから、国でなければできない、多

少リスクは伴うし難しい面もあるけれども、将来の通信のあり方をリードしていくような技術的な側面をもつと開発していくかなければならない、これが一つの課題だというふうに私も承っているところでございまして。

○木内委員 実は、法案審議に入る前に、今懸案になっている問題でありますから核心部分だけお聞きしてすぐ移ろうと思ったのですが、なかなかそれじゃ移れないわけですので、私が申し上げているのは、政治課題としては極めて大きな今回の問題、いよいよ来週詰めの段階に入る、いかなる落着を見せるのかという重大な国民の関心があるわけ、その一つとして申し上げたこのデジタル方式の日米共同開発もあるだろうし、さらにまた郵政省として独自の、こうあるべきだという強い主張、自主性というものがもつと顕在化してよろしいのではないかとということでお聞きをしております。お聞きした以外のことで随分と御答弁が局長からもあったようでございますが、ぜひ私の質問の真意というものをしっかりとわかっていただきたい。

こういうことがあるんです。といいますのは、この対米協調ということを最優先する外務省やあるいは通産省あたりから、世界経済の基軸である日米関係を崩すようなことがあってはならない、制裁が発動されれば産業界の打撃も極めて大きいというふうなことで、暗に郵政省へ譲歩を迫るような動きが政府内部でもある、こういうふうにも仄聞をしているわけでありまして、こういった背景を踏まえて今、私はお聞きをしているわけでありまして、きょうは何か通政局長がお見えにならぬので、江川審議官がかわりにお見えになって、その辺の問題については答弁の用意があるということとでは今臨んでいるわけなんです。どうなんですか。

○江川説明員 先ほど大臣から、日米関係のこの交渉につきましても基本的な考え方ということをお願いしたところでございまして、具体的にデジタル化の主張、方式の提案とか、あるいはどう

これから解決していくのかということにつきましては、今交渉の最中でございますから、それについて私ちょっと、通政局が所掌していないということもありません、また私自身がやっていないということもありますので、発言を控えさせていただきます、こう申し上げた次第でございます。

ただ、日米関係の中で言うべきことは言うという姿勢、それから、大臣の答弁にございましたように、我が国がこれから先交渉していくに当たって、まずMOSS合意違反であるという前提に立った交渉、これは日本国としても郵政省としても絶対許せるものではないというスタンスに立つて大臣は申し上げているところでございます。そういう基本スタンスに立つて主張すべきところを主張し、しかるべく妥協すべきところはしていくのではないかと、この妥協の部分は私はわかりませんが、そういうふうなやり方ではないかと承知しているところでございます。

○木内委員 これは所掌していないと言われども、きょうは所掌している人はだれが来ているのですか、通告してあるんだけれども。――塩谷局長の。

○塩谷政府委員 あるいは私、先ほどお答え申し上げたのは、先生の質問を取り違えたかと思っておりますが、デジタル化ということの将来がどうかというふうな承って先ほど答弁申し上げたわけでございますけれども、日米間の交渉ということ、これにつきましては、当面しておりますのが自動車電話その他そういったことについてMOSS合意違反かどうかということでございますので、その点については私の所管でございます。

MOSS合意違反かどうかということについては、これはちょっとさかのぼりますけれども、MOSS合意のときにこの辺の問題はどういう扱いになっていたかということでございますが、自動車電話につきましては、そういう日本のNTTが従来からやっておりました自動車電話のやり方に加えて、外国で、アメリカならアメリカでやっているモトローラ方式なり、北米方式でございます

けれども、そういう技術による自動車電話が可能
なような手続をとりなさいよという話が、これは
安倍・シュルツ会談で決まりました。そして、じ
や日本はそういう技術的な措置をとりましよう
ということに約束しまして、日本の電波関係の手続
をそういう面で改正いたしまして、その結果、
日本に今、関西セルラーという会社があるがスタ
ートしますけれども、そういうNTTとは違った
技術、アメリカの技術をとる自動車電話システム
が導入されたわけです。その意味でMOS S合意
というものは守ったということでございます。

そのほか若干の問題が今回日米の間で話し合い
が行われておりますけれども、いずれもそれは基
本的にそのMOS S合意で約束したことを日本は
これまで実施してきているということでございま
して、それを上回る新たな要求ということで、現
在地域割りで東京、名古屋、そういうアメリカ方
式をとっていない地域に、アメリカ方式の自動車
電話、携帯電話がつかえるように周波数をよこ
せ、こういう話になってきているわけではござい
ます。したがって、その問題については合意に
は我々は違反していない、アメリカの新たな要求
ということについてはこれこれの事情で応じられ
ないということをよく理解してもらおうというこ
とでこれまでやってきておりますし、また、最終場
面に向けてこういって何とかがアメリカの理
解が得られないかということもこれから努力して
まいりたいというのは、大臣が申し上げたとおり
でございます。

いずれにしても、これからの日米間という
のはそういう国際間の問題、技術の問題も含め
まして、特にその背景には貿易面でのインパラン
スということがあるわけでございますので、そう
いう問題を解決に向けて努力しなきゃいかぬとい
うふうに考えているところでございます。

○木内委員 限られた時間ですから、局長、ひと
つお聞きしたことで答えてください。
私が今何度も繰り返して申し上げているのは、
先ほど大臣の御答弁の中で、米国の理解を求めて

いくととも、米国のこのMOS S合意を超える
新たな要求についても適切に対処していく方針で
ある、こういう答弁があったから、じゃ具体的に
適切な対処とは、国民の皆さんも関心をお持ちに
なっているから、考えられる、想定されるケース
はどんな形ですか、こうお聞きしたわけでありま
して、外交交渉ですから、私は、今答弁できない
部分のものについても、これはもう十分理解して
いるつもりです。しかし、それを踏まえて今お聞
きしているわけでありまして。

そこで、今、塩谷局長のお話にありましたけれ
ども、モトローラ方式の導入ということですが、
今の関西セルラーの話にもありました大阪、愛知
の方で、これはいわばその準備段階でそうした話
が出て、周波数の割り当てというのが中途段階で
行われた。今回の場合、周波数というのは既にコ
ンクリートしてしまっているわけでありましてか
ら、関西の方で行われたようなケースというもの
は踏襲されないであろう。また、今の答弁からも
あるように、今の段階で首都圏の周波数を割り当
てるといふことはしないという郵政省の明確な答
弁である。これは政府内部でどんな横やりが入る
うと、あるいはまた圧力がかかろうと貴くんだと
いうふうな受けとめてよろしいかどうか、簡単に
その点だけお聞きします。

○塩谷政府委員 おっしゃるとおりでございま
す。
○木内委員 一点はつきりしましたので、それは
ぜひ始終一貫御主張を願いたい、こういうふう
に思います。

それから、郵政省の国際化に対する取り組みと
いうことでお聞きしたいと思えます。
郵政省は、かつての我が国政府内部あるいはま
た行政の機構の中、さらには国際社会における位
置づけとは今日相当に状況を異にしております
て、世界に開く郵政省という位置づけがあつてよ
ろしい、私はこういうふうな思うわけございま
す。特に、世界の最先端を行く情報通信大国の基
幹省庁たる郵政省としての立場に立って、国際的

な舞台での活動の大きな展開が期待されるわけ
でありまして、今後将来的にもそうした傾向とい
うものは加速度的に大きくなっていくであろう、
こういうふうな思うわけでありまして。

今ある申し上げました日米電気通信摩擦し
かり、また、ハイビジョン統一企画の問題し
かり、国際間の調整あるいはまた作業というものが今
後郵政省として多くなってくる、こういうふう
に思うわけでありまして。そして、将来の郵政省にお
ける人的資源の拡大と申しますか、人材を海外へ
派遣して国際感覚をさらに身につけるような、そ
うした努力というものの喫緊の課題であろう、こ
ういうふうに思います。

村岡新大臣を郵政省としては今迎えたわけであ
りまして、大臣みずからこうした人材育成の課題
に向けて、今後予算の獲得や海外派遣枠の獲得の
ために鋭意努力を願いたい、こういうふうに思う
のであります。

先ほどちょっと調べてみましたところ、郵政省
からの海外派遣人員につきましては、まず在外公
館へのアタッシェ、大蔵省から五十五人出ている
んですね。それから通産省から六十九人、郵政省
から十八人、これは大変少ないわけでありまし
て、そのほかには人事院の枠として、行政官の長期
在外研究員等ということで八人出ているわけであ
ります。他省庁に比べて著しく少ない。今申し
上げた国際的な環境、背景からいまして、今後
ぜひこうしたテーマにもしっかりと取り組んでい
ただきたいし、また、郵政省には若い優秀な人材
がおられるわけでありまして、さらに国際感覚を
身につけて、活躍の舞台が広がるよう、もってこ
れが行政に反映され、国民生活を守る上から非常
に有効な実を結ぶような配慮をされるべきだ、こ
ういうふうに思うのですけれども、これはどうで
しょうか。

○村岡閣内大臣 木内先生の御指摘、ごもっとも
でございます。昨年もお隣におります阿部先生
と海外視察をしてきたのでございますけれども、
各省庁とも国際化日本の中でこういうアタッシェ

並びに駐在というのは非常に少ない、こういうよ
うな苦情も私も聞いておるわけでございます。
特に郵政省としては、これからどんどん発展し
ていく電気通信あるいは低開発国の郵政三事業、
こういう問題の状況もございまして。何か聞くこ
ろによりまして、アタッシェ一人やりますと、二
人出さなければいけない。こういうような今の状
況にもなっているようでございます。そういう不
都合な面も直し、郵政省の職員が国際感覚を身
につけて、そしてそういうことをしていく。こ
ういふことで、今後関係懇談会等でも発言をして、
そういう予算なり今までの制約を外していくよう
に頑張つてまいりたいと思っておりますので、先生方の
御協力、御指導も願いたい、こう思っております。

○木内委員 大臣の明確な答弁でありますし、前
任の大臣よりも、よりも言うとおかしいな、前
任の大臣も大変見識のある方でありましたけれど
も、ますます歯切れがいいので、ひとつよろしく
お願いいたします。

今回の法案改正の中身の問題でありますけれど
も、大きなポイントの一つとして、今まで業務独
占資格であった無線従事者資格に必置資格として
の性格を今回施行している。主任無線従事者のも
とで無資格者による無線設備の操作を認めること
にしているわけでありまして。これは最近における無
線通信技術の進歩に対応し、また電波利用の一層
の促進を図るためには適切な措置である、私はま
さに同感であります。

また、六十三年十一月の臨時行政改革推進審議
会の規制緩和の方針をも反映させており、他の省
庁に一步抜きん出て規制緩和の方向へこの法案を
取りまとめたことに対しても、評価をするもので
あります。
主任従事者を置くとしても、無資格者に対して
無線局の操作をゆだねるということとは、従来まで
の電波行政のあり方とは相当一線を画するもので
ある――江川さん、どうも御苦労さんでした。局
長にもよろしく、しっかりと頑張るように伝えてく

ださい。——そう考えるわけでありすけれども、今後の電波行政を進める上で、あるべき無線従事者の将来像もやはり全体のトーンとして固定といえますか、想定をしておく必要があるのじやないか、こういうふうに思うのです。

どつちかといいますと、今までは専門技術者、テクノクラートというイメージが強かったと思うわけでありすけれども、今後は例えば管理能力といえますかあるいはマネジメント能力といったものも、時代の要請としてこうした今回の法律改正の中で要求されるようになってくるのかどうか。郵政当局としてどういう想定をされるのか、お聞きします。

○塩谷政府委員 無線従事者の資格は、申すまでもなく無線設備の操作に必要でございます実地の面でのいろいろな知識、それから非常に高度に専門技術的な知識並びに技能が要求される分野でございます。

そこに今回新たに主任無線従事者という制度を導入することになりまして、今後は、単に御自分で無線設備の操作に従事されるということに加えて、無線設備の操作の監督という新たな職務内容が発生するわけでございます。これに伴いまして、電波の能率的あるいは効率的な使用を確保するという面で、資格者に期待される役割というのは大変増大してくるのではないかとというふうに私も考えているところでございます。

今後、この新しい制度の普及、定着を通じまして、無線従事者の全体の需要の増大、それから職場における地位の向上などが格段に図られることを期待したいと思っております。

今、木内先生おっしゃいましたように、いわゆるマネージャー的な要素といえますか、御自分、これは操作の監督ということでございすけれども、そういった面での御経験を積まれることによって、いろいろな面で他の仕事についてもそういった目を持って見ていかれるということとがこれからの無線従事者の将来像ということに大きく考えられるのではないかと考えている次第でございます。

でございます。

○木内委員 今も若干答弁にありましたけれども、現行のこの無線従事者への影響というものも今後配意していかなければならないと思うのです。現在アマチュア無線技士を含めて免許保有者数が約三百万人を数えている。その人数も傾向として年々増加をたどっているという実態だと思っております。

今回の主任無線従事者制の導入によって、今まで十数人の配置が義務づけられていたある基地局の例ですけれども、新制度のもとでは二、三人の有資格者で済むようになるなどのケースも相当数出てくると思うのです。確かに無線従事者の人員のやりくりが容易になれば、無線局の免許人であるところの各企業、団体も、今後の電気通信事業の進展に対して柔軟な対応ができると思うのです。しかしながら、そのことによって逆に、この有資格者の立場が不安定になるようなことになってはならないし、それがひいては電気通信の基盤を弱める結果を招きかねないという懸念も実は私は持っております。

近年のこの急速な電気通信事業の発展は、現行の資格者を十分に吸収できるとの予測も聞いてはいるわけですが、具体的な見通しとそうした立場の方々への対応についてお尋ねをしたいし、同時に、資格取得の受験者数や有資格者への需要総数について、傾向が結構ですから、どういう見通しを持っておられるのか、お尋ねします。

○塩谷政府委員 電波利用が普及いたしまして、無線設備のシステム化の進展に伴いまして、現在無線局の無線設備の操作に必要な無線従事者の配置の負担が増大しているというのが現状でございます。

今、今回の改正の背景には、昭和六十一年度現在、無線従事者を配置すべき無線局が約三十万局ありますけれども、この無線局が毎年度約一万局の増加を見ているというところでございまして、無線従事者に対する需要が増加の一途をたどっているというところでございす。今回の無線従事者制度の改正によりまして無線局の運用の効率化が達

成されて、電波を利用した各種業務の立ち上がり容易になるほか、無線従事者の配置の負担が軽減することによって無線利用の一層の普及促進が見込まれるのではないかと考えております。

先ほど、無線局が三十万で無線局の増加が毎年度約一万局と申し上げましたけれども、これは無線従事者の資格者で見ますと現在約三百万人ございまして、その年間約二十万人のペースで増加し続けてきているというデータもございまして、今回の改正によりまして無線従事者の需要に一層弾みがつき、電波利用の急増にも適切に対応できるのではないかとというふうに考えております。

○木内委員 次に、主任無線従事者の欠格事由の基準について確認をしておきたいと思ひます。

三十九条三項には「主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、郵政省令で定める事由に該当しないものでなければならぬ」と明記されておまして、主任無線従事者の欠格事項を省令で定める、こういうふうに記されているわけですね。これは改正によって新たに設けられることになった項目でして、電波行政を進める上で必要不可欠の項目というふうに私は見ているわけでありすけれども、当然これは現行資格者の立場に配慮を加えた上で定められなければならないと考えるのであります。

そこで、省令で定めることになる欠格事由、その根拠及びその欠格事由からの復権の方法、これは具体的にどういう内容になりますか。

○塩谷政府委員 ただいまお尋ねの電波法第三十九条三項の欠格事由の条項でございすけれども、これは主任無線従事者として選任して、御自分の技術、経験はもとより、無資格者に対する指導監督もしてもらうわけでございすので、そういった点で選任されることに適さない者としては、免許は有するものの長期間にわたって無線局の無線設備の操作の業務から離脱した者などを定める予定にしております。一種の自動車などの場合

合で言うベーパードライバー的な感じかとも思ひますが、現場の修練といひますか、それが要求されるという考えから、長いことそれから遠ざかつておられる方は適さないのではないかと考えております。ただ、こういう非適格事由に該当する場合にありまして、一定の講習を受けることによりまして選任可能となるような措置をするようにする予定でございす。

○木内委員 今の答弁に関連して二点お聞きします。一つは、適格要件の回復に当たつての講習のあり方、これを具体的に述べたいと思ひます。それから、欠格事由は、いわば免許を持っていないが、車の免許で言うところのベーパードライバーのようなケースだけですね。

○塩谷政府委員 講習のあり方でございますが、これは私もこれから検討して決めようと思ひておりますけれども、一、二日間程度の講習は私どもも考えて、こういったことをカリキュラムとしてこなしてもらいたいということも考えてみたと思ひます。

それから二番目のお尋ねについては、現在までのところ、こういったものを予定しております。○木内委員 明確になりましたので、次に進みますが、主任無線従事者の監督に関する職務の内容についてお尋ねします。

三十九条の五項に「選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に關し郵政省令で定める職務を誠実に履行しなければならぬ」という規定があります。具体的には監督に關する省令で定める職務とは何を指すのかということが一点。

それから、同じく第六項に、これら主任無線従事者の職務を行うため必要であると認めてする指示に監督下にある従事者は従わなければならないと規定されて、まさに監督者と被監督者の関係について規定されている重要な項目であるというふうに思ひます。そこで、監督者の

省令で定める職務について、その根拠と監督者の権限について具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

なお、先ほど松前委員の質疑の中で若干あったわけですが、先ほど、被監督者が誤操作などをした場合のペナルティーがどこにいくのかという点でありまして、これは免許人であるという点と答弁であったというふうに聞いております。この点についての確認。

以上三点、お答え願ひます。

○塩谷政府委員 ちょっと順序が逆になりますけれども、二番目の問題につきましては、これは違反あるときは免許人でございますけれども、個別の具体的な行為の態様によつて、電波法に触れる場合にはこれは行為を犯したその人間に直接責任を問ひ場合もあり得るということでございます。

それから、お尋ねの第一点でございますけれども、電波法三十九条五項の職務でございますが、これは主任無線従事者が遂行すべき監督の職務ということで、まず第一に、無資格者に対する教育訓練計画の立案及び実施に関する点、それから二番目は、無資格者に対し有効かつ適切な指示を与えること、それから三番目に、その他無線設備の操作に必要な監督業務、以上などを定める予定にしております。

それから、この主任無線従事者として監督することが出来る無線設備の操作の範囲は、みずから無線設備の操作を行うことができる範囲と基本的に同一でありまして、無線局の免許人により選任された範囲内でのその職務を遂行する責任が課せられるものでございます。

今申し上げましたように、主任無線従事者が行うべき具体的な職務は、無資格者に対する教育訓練の実施と、それから適正な無線設備の操作にかかわる指示を与えることでございます。それからまた、こうした主任無線従事者の職務の適切な履行を確保するために、操作の指示権を与える一方で、無資格者のこれらの指示に対する服従義務を法令上、これは新しい法律の三十九条第六項でこ

ざいますけれども、明記するというにしましたわけでございます。

○木内委員 今の三点の中で一点、ちょっと確認をしたのですが、先ほどの松前委員の質問に対する答弁として、仮に誤操作によるミスが出た場合の責任問題という点になるわけでありまして、先ほどはたしか免許人という答弁だったと思ひます。今、免許人ということでは踏まえつつも、個別的な行為の態様という点については現場本人ということでありまして、これは具体的に何を指しますか。主任ですか、無資格者ですか。さつとさつと答弁食い違つていふところがある。

○塩谷政府委員 ちょっと舌足らずであつたので申しわけございませんが、誤操作などをした場合、これは無資格者が誤操作したような場合は免許人になるわけでございますけれども、無資格者自身が直接違反して、例えばそういう指示とか監督の範囲を逸脱して通信の秘密を侵したりしたような場合、これは直接そのこと自体が電波法令に触れることとございますので、その辺についてはその行為者自身の責任を問ひこともあり得るということとでございます。

○木内委員 そうすると、今までの答弁を重ね合わせると、電波法違反等については無資格者、実際にオペレートした本人、しかし主任資格者のものとでいふ業務を行つて、その範囲内でミスを行つた場合は、主任には行かずに免許人ということとでいいんですか。この確認だけ。

○塩谷政府委員 さようでございます。

○木内委員 補足することはありませんか。大丈夫、今の点。――では、次に行きます。

無線従事者の国家試験センターへの委託並びにその実施にセンターでの業務の問題であります。試験事務の民間委託の範囲を拡大して行政事務の簡素合理化を図るという点では一定の評価をするものでありますけれども、指定試験機関は、電波法の規定により郵政大臣の職権を行うものである以上、その実施に当たってはあくまでも国家試験としての中立、厳正な施行が必要不可欠になる、

こう思ひます。

今回、法改正において試験事務の委託の範囲を広げるに当たっては、従来までの下級試験とは異なり、上級試験まで含むわけでありまして、その施行に当たっては今以上の厳正な実施が当然望まれると思ひますが、この一点、どのような措置を講じられるのか。

そのためには、従来にも増して指定試験機関への監督強化が求められると考へられるわけですが、これも、今回の改正にはその点が盛り込まれていない。これはいかなる理由によるものか。二点目です。

それから、こんな指摘もありますので、あわせてお聞きをするわけでありまして、無線従事者の国家試験センターの試験実施のあり方、今からお聞きする三点目です。からよく聞いておいてください。財団法人無線従事者国家試験センターは、昭和五十六年に設立されて試験機関に指定されてより、電信アマの試験実施及び特殊無線技士八種の試験を実施するに至つています。これにより、以前は年二回しか行われなかつたアマチュア無線技士試験についても、一日に複数回数実施するなどにより受験者の利便を図り、アマチュア無線振興のためにも多大な貢献をしてきています、この判断してよろしいと思ひます。

しかしながら、国家試験として行ひ以上は、その実施に当たってはそれなりの節度が求められるのは当然である。ところが、聞くところによると、近年は電話級アマの試験に際しては、法規十二問、無線工学十二問のうちそれぞれ各二問ずつ、計四問について、毎回同じ問題が繰り返し使われているという意見が実であります。恐らくこれは、必要なことであろうから重点的に繰り返し出されるのか、あるいは工夫が行われていないのか、部外者の私にはわからないわけでありまして、けれども、やはりさまざまな工夫、細心の配慮というものが施されてよろしいのではないか、こう思ひわけでありまして。

きょう、具体的にその問題も持ってきているんですが、もうあと何分も時間がありませんのでポイントだけ申し上げます。例えば、ここにあるんですけれども、問九と問十二、「アマチュア局は、他人の依頼による通報を送信することが出来るかどうかについて、正しいものを次のうちから選べ。答が二から四まであつて一つ選べ」とか、あるいはラジオ放送の受信に支障を与えるようなケースについての問題であるとか、常に出ている問題がある、こういうわけですね。

これはある一方の意見かもしれませんが、安直に過ぎるのではないかと指摘もありません。これが三点目でありまして、こうした国家試験である以上、厳正な運用、運営というものが行われてしるべきではないかという懸念を三

点目として申し上げておきます。これについてもお願ひします。

○塩谷政府委員 これから新たに委託される試験事務を公正な厳格に行はせようというところは大変重要なこととございまして、この指定試験機関、これは言うならば国家試験事務を代行するという非常に高い公共性かつた重要性を有することとございまして、従来から私も、この試験事務につきましても、試験事務に関する監督上必要な命令、それから試験事務の状況に関する報告の徴取、それから試験事務の状況もしくは設備、帳簿、書類、その他の物件の検査などを厳格に実施しているところとございまして。

こういう監督の現状ということで公正、厳格を期しているところとございまして、けれども、さらにお尋ねの二点になろうと思ひますが、今回委託される試験事務が拡充されることに伴ひまして、試験事務が効率的に遂行され、適正かつ確実に実施されるように、一層厳格かつ公正な監督に努めてまいりたいというふうに思つております。

それから三点目でございますが、私も何か、電話級アマチュアの試験問題で二十四問中四問が毎回同じ問題が出ていふと聞いて、何とも知恵のない、芸のない話だと思つたわけとございまして、けれども、指定機関の実施する国家試験の試験問題

の選定に当たっては、言ってみれば、ぜひ知って
いなければならない基本的な、あるいは重要な事
項について、これは可能性として繰返し出題す
ることもあり得ると思ひますけれども、全く同
じ問題を毎回決まらずに出すというのは、いかにも
これは適当ではないと思ひます。今後、無線従事
者国家試験センターに対して、改善方指導し
てまいりたいと思ひます。

○木内委員 残念ながら持ち時間が終了したわけ
ですが、一、二お聞きして、終わりにしたいと思
います。

今回の質疑でまだ触れておりませんこのGMD
Sのシステム促進についてであります、先ほ
どやはり松前委員の質疑を私は聞いておりまし
て、随分勉強させていただいたわけであります
が、これは大変な先進技術を駆使してのシステム
ということになるわけでありまして、開発途上国
においてはなかなかこのフォローアップができな
いので、大変に難しい隘路になるうと思ひわけであ
ります。

そこで、今我が国政府が行っておりますいわゆ
るODAとしての性格を十分踏まえて、このGMD
Sのシステムを開発途上国に対して、技術面
あるいはさまざまなノウハウといった面でも支え
ていく、サポートするという思想が大事なのでは
ないか。郵政省としては、ぜひODAの感覚を持
つてこのシステムの開発途上国への促進も図られ
るべきではなからうか。現状では全くまだ行われ
ていないというふうに私は聞いていますわけであ
りますが、これについて一点。

それから、るるとは申し上げませんが、最後に
大臣から、今後は地域振興における電波利用の役
割ということについて、発展的、また今後の地域
振興における電波の利用ということで、これを、
今どうしても産業面の上の方の部分に活用されて
いる傾向があるわけでありませうけれども、それぞ
れの地域のそれぞれの国民生活の中に定着する形
での電波利用ということが必要だろと思ひます
ので、その点についての御見解を伺いたいと思ひ

ます。

○塩谷政府委員 実は、昭和六十三年十一月に開
催されました、GMDSSに関する千九百七十四
年の海上における人命の安全のための国際条約の
締結国会議、長い題名でございますが、その会
議では、開発途上国に対するGMDSSへの技術
協力、の促進に関する決議を採択しているところ
でございます、途上国におきましてGMDSS導入
に対する支援というものは先進国としての責任であ
る、同時にまた、我が国の船舶の安全に寄与する
もの、ということでございます、私ども、こう
いった決議が採択されたことも踏まえて、で
きる限り支援してまいりたい。今、東南アジア、
ASEAN諸国で、国際的ISDNの普及促進と
いうことを私どもやっておりますけれども、同じ
ような感覚で、海上通信のGMDSSについて、
こういった問題に取り組んでまいりたいと思ひつ
ております。

○村岡国務大臣 今御指摘のとおり、情報化はさ
まざまな分野で急速に進展中でございます。
電波は簡便性、経済性、耐災性の点ですぐれ
ておりまして、情報通信基盤整備の立ちおくれ
ている地方で有効に活用できるメディアと考えてお
りまして、地域振興のために貢献するところは大
でございます。したがって、有線電波と比べて大
共有の財産である電波を地域振興のために活用し
ていく方針でございますが、現在、次のような具
体的な施策を展開中でございます。

地域的に利用される電波利用システムの導入を
促進するため、簡易自動車電話、これは自動車か
ら発信をするということでございます。また、共
同利用電波塔、地域に共同利用の電波塔や、全国
十二のモデル地区で、地域に特有の電波利用の具
体化に向け調査研究会を開催していき、こういう
ようなことが行われるようになりまして、全国が
ひとしく活性化し、経済、産業、文化が発展して
いくというように、私ども一生懸命頑張つて
いきたい、こう思っているところでございます。

○木内委員 以上で終わります。

○田名部委員長 次に、佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 今回の電波法改正の重要なボイ
ントは、無資格者による無線電信操作の問題だ
と思ひます。

法案では、主任無線従事者の監督のもとで無
資格者の無線設備操作を認める、こうなってい
るわけですが、この問題は、船舶の安全、人命尊
重といった点から慎重に検討されなければならな
いと思ひますし、大変問題は多いというふうに考
えております。

けさからいろいろ質疑がありましたので、ダブ
らない点で二、三お聞きしてきたいのですが、
この無資格者という場合、主任無線従事者の方は
選定して任命するわけですね、無資格者について
は、だれとだれがそういう人物なんだということ
を特定するのか、それとも、随時だれにでもやら
せられるようにしておくのだということですか、
どちらでしょう。

○塩谷政府委員 これは、現実に主任無線従事者
の指揮監督を受け、そしてその職場で日常のそ
ういう無線機器類にタッチして仕事に従事されるわ
けでございますので、おのずから特定された無資
格者ということに当たろうかと思ひます。

○佐藤(祐)委員 それははっきり電波法上でチェ
ックできることになるのですか、大変その点が疑
問なんです。そういう規定は全く見当たりません
し、省令などで決めるというふうな決りもありま
せんから。

しかし、午前中の答弁で、日常的な訓練をやる
んだというふうなことがありましたが、これは全
く恣意的なことであつて、法上のチェックはない
んじゃないですか。結局は、どんな素人でもその
場にいる者であれば、監督下に置きさえすればや
らせていいんだという解釈じゃありませんか。

○塩谷政府委員 おっしゃいますように、法律上
の制度としてはそういうことになるわけござい
ますが、これは現実の問題として、この無資格者
というのは、もともとこの個々の機械にタッチす
る、その点について有資格者であり、主任無線技

術者がいるところにおいては、その指揮監督のも
とにたまたま資格がなくても行われ得るというこ
とで、こういう制度を取り入れるものでございま
すので、法律上そういうあれがないからといって、
そう取っかえ引っかえといひますか、変な表現に
なりますけれども、特定の形での無線局の運
営ということ、これはやはりそれぞれその無線
局に課せられている運行上の義務といひますか、
そういうことについて担保し得るのではないか
というふうに私は考えております。

○佐藤(祐)委員 それは局長の、何といひかな、
単なる期待といひますか、善意への期待のような
ことではないと思ひます。そういう点でも
私は、これは非常に不備があると言わざるを得な
い。

それから、このこと自体が、いわゆるGMD
S導入、それに備えての体制づくりということだ
らうと思ひますが、実際にGMDSSが導入さ
れる以前はこの法律に基づいてどんなことがやら
れるというふうに想定してありますか。

○塩谷政府委員 これは、モルルスについては従
来どおりその有資格者でやってもらうことにな
りますし、それ以外のものにつきましては、これは
導入前に陸上、海上それぞれについて、資格者で
あります者を主任無線従事者に選任して、そのも
とで無資格者が業務にタッチし得る、こういう格
好になると思ひます。

○佐藤(祐)委員 つまり、無線電話などをこれま
では通信士の人がやっていたのを素人にもやらせ
ることができるといふことになるわけですね。

主任無線従事者の方についてですが、それは専
任という考えですか、それとも仮に船長と兼務
でもいい、兼任でもいい、そういう考えですか。

○塩谷政府委員 船長さんでありまして、ちゃ
んとした無線通信士の資格を持っておられる、有
資格者であるということであれば、主任無線通信
士として、無線従事者として兼任される、その意
味で船長との兼任ということはあると思ひま
す。

○佐藤(祐)委員 そうしますと、こういう事態が起きると思うのですよ。船主側、その方はできるだけ安い、通信士よりも、無線通信の資格を持っている人よりも安い賃金で使える人間を選んでいくということになりますと、船長が資格を持っているというのと船長に同時に主任無線従事者としての登録をするということ、あとはもう素人にやらせちゃうという事態が私は大いにあり得るのじゃないかという感じがするんですね。そうなりますと、今度はちょっと別の問題が出てくると思うのですよ。問題は、やはり船の場合は、大きなのは、遭難でありますとかそういう重大事態になった場合にどう的確に対応できるかということですよ。この通信設備がいろいろ議論されるのも、もともとは一九〇〇年代初めですが、タイタニック号の海難事故以来いろいろ研究されてきて大変役に立ってきたわけですが、モリスを主体とした通信が、ところが、この法律のような考え方でいきますと、船長も兼務し得るんだ、あとは監督下ということで素人にやらしてもいいんだということになるわけですね。そうすると、具体的に遭難のような事態を想定した場合、船長自身は操船といいますが、全体的な指揮監督の方に集中しなきゃならぬわけですね。そうすると、通信の方は全く無資格の素人に任せきりになる、こういうことにもなるのですが、それでいいのですか。そういうことをもう容認するという考えですか、郵政は。

○塩谷政府委員 いろいろな場面が想定されますので、それに対応したということで今考えていたわけでございますけれども、遭難安全通信につきましましては、これは業務独占でございますのでタッチしないわけでございます。それ以外のことにござましては、これはやはり船長が資格を持っておりまして主任だということである以上は、やはりその中で監督を受け、よく訓練された無資格者が遺漏のないような通信体制をとっていくということとを私も期待したいと思っております。

○佐藤(祐)委員 いろいろの場合が想定されると

言いますが、安全の確保が一番重要なんです。いろいろな事態に万全に対応できるということでなければだめなわけでしょう。そういう点は私ももっときっちり詰めたければならぬと思うのですね。

次にお聞きしますが、いわゆる GMDSS の問題です。これは衛星利用の新しい海上安全システムということで、技術の進歩を大いに活用していくことは私は必要だと思っております。しかし、実際にこれが実行されていく過程といいますが、それを考えると幾つか問題があるんじゃないか。

一つは、一九九二年ですか、から始まって一九九九年までに全面的に移行するんだということに一応なっていますね。しかし、その間、船に旧来の型のシステムでいくのか新しいシステムを採用するのかは各国の任意に任されているという条件ですね。そうしますと、新旧システムの併存状態が起きるということが、これは明らかにあるわけですね。

それともう一点、どういうふうに考えておられるのかお聞きしたいのは、一九九九年になりましたら一応全面移行ということになっています。しかし、現実にはいろいろな国がありますし、なかなか新しいシステムをすべての船が積む、持つというようにならないのじゃないかと私は思うのです。そうなりますと、併存状態は一九九九年を過ぎてもなお続くという方が現実的ではないかと思うのですが、どうですか。

○塩谷政府委員 現行の遭難安全通信システムをこれから GMDSS へどのように移行させていくかというのは、これは佐藤先生おっしゃるとおり、重要な問題と認識しております。GMDSS は、現在の船舶に対する安全レベルを低下させることなく、モリス無線電信のような手動システムから自動化され、操作の簡単なシステムへ転換を図ること、これを基本的なポリシーとするわけでございます。船舶への GMDSS 設備の設置義務を規定する千九百七十四年の海上人命安全条約改正案の対象船舶、これは国際航海に従事する

すべての旅客船及び三百トン以上の貨物船につきましては、この条約の規定に従って順次移行する計画でございます。この海上人命安全条約改正案、これは六十二年十一月に開催されましたこの条約の締約国会議において採択されました。平成四年から十一年にかけて段階的に導入される予定になっております。

この条約の改正案によりますと、平成四年から十一年にかけての移行期間中における GMDSS 船とそれから従来の船との遭難通信の確保につきましては、現在使用されております無線電話装置の搭載を義務づけるとともに、その周波数を各船舶が遵守する旨規定しておりますので、こういった移行期間中におきましても、安全レベルの低下はないのではないかと考えております。

○佐藤(祐)委員 質問に答えてないのですがね。質問したのは、一九九九年までは併存状態になるということ、これはもうわかり切っているわけですが、もともとがそういう出発点のだから。各国の任意で新旧のシステムの採用は決定できるということですから。現実的な見通しとしては、一九九九年以降もそういう新旧両システムの併存状況は続くのではないかと、このことを聞いているのです。

○塩谷政府委員 お尋ねの終わりの部分、ちょっとお聞きづらくして申しわけございません。すべて GMDSS に移行すべきはずであったとしても対象外の船もあり得る。その意味では一種の併存状態が続くということになりますので、その時点での対応ということについては、いざい IMO、ITU などその問題について十分検討されてしかるべきだと私、考えております。

○佐藤(祐)委員 その移行期間の問題で、GMDSS を搭載しない船舶も無線電話は義務づけられおいて、だから安全レベルは問題ないのだという説明でしたが、これはそのとおりなのか、現状は無線電信しか搭載していないというの、現実に結構あるのじゃないですか。無線電信、五

百キロヘルツのいわゆる国際遭難周波数ですね、それは GMDSS になりますとなくしてしまおうという方向なのでしょう、もともとが。そこでどうですか。

○塩谷政府委員 条約船はすべて電話が強制されておりました、そうでないものはモリスでやっていくということになるうと思っております。

○佐藤(祐)委員 だから重大な検討すべき問題があるというふうに言っているのですよ。現実には、海難が起きた場合に一番救助に役立つのは近くの船舶なのです。近くにいては船舶なのです。ただし、併存状態になりますと、GMDSS を搭載した船舶から信号を出す。これは衛星を通じて地上局にいったという経路をたどるわけですが、それでモリスが出ませんから、近くにおいてモリスしか備えていないという船舶はそれを受けられないわけですね、SOS が出ても。そうでしょう。しかも衛星を通じていったものも、GMDSS を備えていなければ、またこれもキャッチできないという問題が生じるわけでしょう、そういうケースが。そうすると、一番重要な付近航行の船舶で、そういう先進国の船舶ばかりが並んで動いているのならいいですよ、そうでない場合に、最も救助の条件のある近くの船舶がそういう状態にあることをキャッチできずにそのままに、というゆゆしき事態が生じるのですよ。だから、そういう点について、私は先ほどの議論の中で、だからモリスも残すべきだという意見は私も賛成なんです、やはり万全の安全対策、それをあわせて検討しなければならぬ、特に移行期にあつては、全般的に、全世界的にそういうものが搭載されるということになれば解決しますよ。しかし、移行期が結構長いのですよ。長いし、私はかなり多くの船が搭載しない状況が続くだろうと思うのです。それならば、そこそこその対策をもっと緻密に詰める必要がある。そのあたりはどの程度議論していますか、郵政では。さっきからの答弁を聞いていますと、どうも余りそういう点は議論してなくて、GMDSS 移行ということ

だけがだあつと先行している。それに備えた法整備といひますか、そつちばかり頭がいっているような感じがするのですが、どうですか。

○塩谷政府委員 GMDSS移行に際しまして、その移行に伴ういろいろな問題、まして海上の船舶の安全航行ということでございますので、重要な問題であるということも十分認識しております。それで、それに伴ういろいろなことについては十分詰めて検討してまいりたいと思ひますが、例えばモールズを強制されている船はすべて電話を持っているというようにすることもありますが、場合によっては電話によつてそういう通信連絡ということも考えられることでもあらうかと思ひますけれども、御指摘の点などもこれから十分詰めて考えていかなければならない、私、そういう問題意識は持っております。

○佐藤(祐)委員 その点は、これは本当に真剣に検討して対応しないと大変な事態も起きかねないということを申し上げておきます。

関連して、GMDSS搭載することに伴う問題についてお伺いをしたいのです。

これは運輸省の海上技術安全局が出している「海技と知識」という文書があるのですが、ここでGMDSSに関連してこういう指摘があるのです。『これら各種通信機器は高度な信頼性に富み、機器の構造は複雑ですがその取扱いはかなり容易であるとの特性をもっています。このようない観点を重視して、従来の通信士に求められていたような通信機器の保守整備に関する技術は必要ないので、その資格要件は弾力的なものにするのが適当であるとする見解がある一方、前段は今の問題ですね、無資格者でもいんだというところに発展する考え方ですね。その一方、船舶における人命の安全確保を重視する観点から現行の無線通信士に類似したかなり高度な知識を有する専門の通信担当者を選び組ませることとし、基本的にはすべての機器について海上で保守・管理を行うことが適当であるとする見解もあり、それぞれの方について検討が進められています。』こ

ういうことがあるのです。

確かに機器が高度な機器で、操作はたやすくなるという面がある。その点では従来のような資格を持たない者でも操作が可能だという面があるわけですが、同時に、高度な機械であるだけにトラブルが発生した場合にどう対応するのか、特に海上です。陸上の場合には、よく今でも急にコンピュータのトラブルが起きて、東京から浜松までハイヤーで部品を運ぶというようなことがあるのです。かなり頻繁にありますよ。ところが海上です。陸上のようにそれと対応できないわけですね。それだけに海上にそういうことに対応できるような、これまでの無線通信士とまた違った、かなり高度な知識を有する専門の通信担当者を置く必要があるのではないかとこの見解書ではなっているわけですね。そういう点はどのように考えておられるか、検討はしておられるのかどうか。

○塩谷政府委員 GMDSS設備を実際に運用するに当たりまして、主任無線従事者を選任するか否か、これは当該船舶の無線局の免許人の判断にゆだねられた事項でございます。一方、船舶において無線従事者が果たす役割は、今御指摘ありましたように、船舶の安全な運航に深くかかわりを有する無線通信の円滑な疎通を確保するという点で、大変重要な役割であるわけでございます。このために、GMDSSの適切な運用を確保するために導入される設備の能力等に見合う知識、技能を有する有資格者を選任することが必要ではないかというふうに考えられると思っております。

○佐藤(祐)委員 という意味は、けさからの議論の主任従事者の条件としてそういうものを加えるということですか。

○塩谷政府委員 これはあくまで、GMDSSの導入の船、これについては、適切な運用を確保するために設備の能力に見合う知識、技能を有する有資格者を選任することが必要だということでございます。それはその無線局の免許人の判断に

任せておくということが妥当ではないかと思ひます。

他方、いま一つの議論といひますか、こういう意見もあるということで、運輸省関係の高度な設備が海上へ行ったときに何かトラブルがあったときの保守という問題、これもまた重要な問題であると思っておりますので、そういうものについてもまた検討していく必要があるだろうなというところは考えております。

○佐藤(祐)委員 どうも質問の指摘のポイントがよくわかっておられないようですが、もう一つたしたい問題があるので進みます。

今回の電波法改正に際して、運輸省から詳細な文書による質問が郵政省に行つたはずですが、いつ、何項目にわたる質問が郵政省に行つたか、どう答へられたか、どう対応されたか、それについて答えてください。

○塩谷政府委員 今回の改正が、無線従事者制度の全面的な改正及びGMDSSの導入に伴う規定の整備といった大きな改正であることを考慮いたしまして、午前中にも申し上げましたように、事前に経団連あるいは電気通信事業者など広く意見を聴取して調整を実施したわけでございます。それから、GMDSSという船舶の航行の安全と関連する部分があることから、運輸省とも十分に協議を実施したところでございます。

○佐藤(祐)委員 質問に答えてください。運輸省から詳細な意見書、質問書が行つたと思うがどうですかと言っているのです。意見聴取という話じゃないのです。

○塩谷政府委員 普通、法令を政府として国会に提出し、御審議いただく場合には各省間で折衝するわけでございます。今お尋ねの点につきましては、運輸省とも十分な意見の調整を行った上で法案として提出した次第でございます。

○佐藤(祐)委員 そういう何かごまかすような答弁はやめてもらいたいですね。私はこれを見て本当に驚いたのですが、三月十四日に運輸省から郵政省あてで膨大な質問が行つていいます。ここ

に現物がありません。

「電波法の一部を改正する法律案について(質問)」ということで、「標記について下記のとおり質問するので、文書をもって回答されたい。なお、当省の意見は質問についての解答があるまで留保するものとし、再質問を提出する事が得る事を申し添える。」という前書きのもとに百八項目にわたる質問なのです。これが郵政省あてに行つていいます。これを見ておられますか。

○塩谷政府委員 現在、行政事務というのが非常に多岐にわたつて、伝統的な各省の所掌事務で必ずしもすばつと律し切れないいろいろな行政領域、省際的な行政事務がふえております。ですから、その点について現在ある法律なり制度を改正するときには各省間でいろいろなネゴが行われるわけでございます。ただいま先生がお示しになつたようなことは一種の各省間の法律制定、改正に当たりましてのステップということで間々あることでございます。

○佐藤(祐)委員 どうして端的に答えないので。もう時間がなくなつてきたのでこちらから言ひますが、これに対する郵政省の回答もあるのです。それがまた、僕はこれを見て驚いたのです。『貴省(郵政省のこと)で、貴省平成元年三月十四日付け質問(午前十時五十三分受領)に関して別紙のとおり回答します。』というので、回答がこれに該当する分だけござつとあるわけですね。そして、「本回答を踏まえ、本法律案に意見がある場合には、平成元年三月十四日十六時四十分までに文書で提出されたい。」つまり、午前十時五十三分、十一時に運輸省から意見が百八項目来たのです。それに對してこういう回答を出して、その日の午後四時四十分までに文書で意見を出せ、最後に「なお、上記期限まで提出ない場合には、意見なきものとして取り扱わせて頂きます。」切り口上もいってござつた。

省庁間の意見調整というのは、こういうやりとりをやるのが普通なんですか。その日の十一時に意見が来て、それからこの文書をつくるのに何十

分かかったでしようよ。それを送り返して四時四十分までに回答せよ、もう一遍意見を出せ、それがなければ意見なきものと見て取り扱いますよというふうな文書です。何というか、けんか腰のような文書ですよ。こういうふうな意見調整というのはいやなものなんです。

○塩谷政府委員 いろいろ私も政府内部の調整について御心配を煩わして恐縮でございますが、各省間それぞれ所掌事務ということについて非常にセンシティブでもございますし、ダイナミックな、そして非常に限られた時間の中で折衝が行われるという一般的な状態を御紹介申し上げて、回答にかえさせていただきます。

○佐藤(徳)委員 これ、しかも、きょう時間がなくなつたので余り紹介する時間がありませんが、かなり基本的な問題点で質問が出ています。

つまり、質問の第一が「改正されたRRについては先進海運国二十ヶ国が留保しており、当省においては、留保を付していない我が国も同様の留保をすることが適当と考えており、現在そのための手続を検討しているところである」というような、留保するかどうかという根本に触れる問題。それから「GMDSSに係る改正は一九九一・七まで施行しない」という、無線局の資格者についていまだ調整中の段階であるのに、なぜ今改正する必要があるのでか、「こういう基本的な質問が拾い出せばいいのである」ということが、あるのです。それが、十四日午前中に意見が来て、四時までに回答をせよというふうなことでやっていると、これは幾ら極合さんが穏やかな口調でそんなことを言っても通用しないと私は思うんです。これで十分な意見調整が行われたなんてとても言えないですよ。

最後に郵政大臣に、新任されたばかりであります、今お聞きいただいたような状況、これは資料として後ほど差し上げますが、本当にこれは中に基本的な、監督の問題でありますとか、無資格者の問題その他詳細に質問は展開されているわけなんです。それに対して、大体木で鼻をくったような回答の文になつていて、こういうふうな実情なんですね。だから、人命にもかかわるこれからの海上運航についての安全の問題、非常に重要な問題にかかわる法案なんですね。こういうものが、関係省庁からさえこれだけの意見が出るものを強引にねじ伏せて法案が提案されているという感じが私はしてならないのです。だから、さらに関係者、さっき経団連とか業界団体の要望には配慮しておりますということがあります。直接業務に非常に深くかかわる全電波労組とか船舶通信士労組は反対を表明しているのです。だから、そういういろいろな関係者の声をもっとよく聞いてもつと練るべきだ、練り直すべきだというふうな考えののです。大臣にそういう慎重な対応を要請したいのですが、いかがでしょう。

○村岡国務大臣 先ほど三人の先生からの御指摘もいろいろ拝聴いたしました。ただいま佐藤委員からは御指摘をいただきました。私といたしましては、政令、省令の制定に当たりまして、関係者の意見を十分に聞いてこれに慎重に対処していきたい、こういうふうな考えをしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤(徳)委員 終わります。

○田名部委員長 次に、木下敬之助君。

○木下委員 電波法の一部改正について御質問申し上げます。

今回の電波法の一部改正の中身は、まず一つが、最近における無線通信技術の進歩に対応し、電波利用の一層の促進を図るため、無線従事者制度を改めること、もう一つが、新しい全世界的な無線通信システム、GMDSSの導入に伴い、国際電気通信条約附属無線通信規則が改正されたことにより、その国内措置を図ること、こういった二点であるかと思ひます。

その第一点であります無線従事者関係の改正の中身についてお伺いしたいと思います。まず、無線局の無線設備の操作の監督を行う主任無線従事者を法制度化する背景及び目的、そしてこの主任無線従事者についての制度はどのような内容なのか、お伺いいたします。

○塩谷政府委員 お尋ねの無線局の無線設備の操作の監督を行います主任無線従事者制度でございますが、この法制化の私どものねらいといたしまして、以下申し上げます。まず、無線局の無線設備の操作の監督を行う主任無線従事者制度でございますが、この法制化の私どものねらいといたしまして、以下申し上げます。

申請までもなく、最近の技術の進歩によりまして、無線設備の信頼性の向上あるいは電波利用のシステム化が図られつつある一方で、無線局が普及しますし、電波利用の拡大がなされているというところで、有資格者の養成あるいは配置というところで無線局の免許人の負担が増してまいります。そういうことから、無線局の運用の効率化に対しての社会的な要請が増してきているのではないかと、こういったところをにらんでございます。

そういうような状況にかんがみまして、今回、無線従事者の資格のあり方を見直して、十分な能力を有する無線従事者の監督のもとにおいては、無資格者であっても無線局の無線設備の操作に従事することが可能となるよう、新たに主任無線従事者制度を導入することとしたものでございます。

次に、この主任無線従事者について、どういう内容であるかということでございますけれども、これは現在の国際条約に準拠した無線従事者というその資格の体系を基礎といたしまして、これらの資格者が免許人の選任を通じて無線設備の操作の監督を行う一定の地位が与えられることにより、その適切な指示を受けて無資格者も無線設備の操作に従事することを認めていこうというものでございます。

主任無線従事者制度の適切な運用が確保されることとなるよう、私も、主任無線従事者の職務と役割、これを法令上明らかにすることにしますとともに、当該地位にありまされる者の資質の向上を図るために、郵政大臣の定期講習を義務づけること等の必要な規律を設ける、これが主たる内容でございます。

○木下委員 無線従事者とか免許人とか、ちょっとかたい言葉が出て、実態が余り浮かんできていないのですが、大体どういう職種でどんなふうに使われているもので、無線局においての免許人というのは一人なのか。そこで、大体今まで無線従事者みたいなのが何人ぐらいいて、こんなふうにしていて、また、その有資格の人がどのぐらいの人間を無資格で使おうとしておられるのか、大方どの辺に問題があつて広げていくのか、おわかりならば教えてください。

○塩谷政府委員 今度のこの改正でございますが、ちょっと現在どういふふうになつていっているかというところを申し上げます。無線従事者、これは国家試験に合格して郵政大臣の免許を受けた者、この無線従事者でなければ無線設備の操作ができない、業務の独占といつておりますけれども、そういう人ではなければいけないということになつておるわけでございます。そうしますと、例えば現在の大きな船、主要な船舶になりますと、モールス電信ですとか無線電話ですとかレーダーですとかあるいは船上通信設備など、いろいろの無線設備ごとに無線の従事者を置かなければならないというところになつていまして、その免許人というものは、免許を受けたその無線の局でございます。ですから、無線局を持っています船舶を持っています人が今度はその無線の従事者というものを置く、それは無線従事者資格は持っているわけですから、その従事者を主任ということにしまして、そうするとその主任の監督のもとでは無資格の乗組員などが、いろいろ今言いましたモールス電信ですとか無線電話ですとかレーダー、そういうものの操作ができることになるわけでございます。

数的にどうかという点、無資格者なりがどうかということ、ちょっとその数字持ち合わせていませぬけれども、要するにそれぞれの設備ごとに無線従事者の資格が要つたのが、ある一つの無線局のところに主任無線従事者がいれば、あとそ

ういった設備とは無資格者が操作するという
ことで、その辺について大分効率的にどうか、運
用できるようにするのはないかと考えておりま
す。

ただ——失礼しました。無線設備の例としてモ
ールスというものを言いましたけれども、モール
ス電信だけについては従来どおり有資格者で運用
してもらう、これは先ほどから議論のあります安
全通信の關係からでございますので、ちょっと申
し添えさせていただきます。

○木下委員 例えはどういうところで考えている
かなという気持ちで聞いたんですが、船なんかの
場合、そこに無線の局の免許が一つあって、今ま
でだと何種類かあると何人かみんな無線従事者の
資格のある人でなければならなかったものを、一
人無線の資格のある人がいればあとは違う人でも
できるようにして、その一人の主任無線従事者
者というふうな形でやっています、こういうこと
ですね。

それで、大分全容がわかりましたけれども、少
し重ねてお伺いしますと、主任無線従事者になる
資格というのは、とにかく無線従事者の資格を持
っていて、その免許人が選任ということですね、
指定されたことをすればもうそれでいい、こうい
うこと、主任無線従事者を一人だけ
ではなくて二人指定するとか三人指定するとか、
そういう必要はもう全然ない。したければ何人指
定しても同じだ、こういうことですか。何か一局
には一人しか指定できないとか、そういうのはあ
るんですか。

○塩谷政府委員 主任の指定は別に一人に限ると
いうことはございません。

○木下委員 大体の模様はわかったんですが、定
期的に講習を受けるわけですね。その辺で講習を
受けた人が主任になる資格があるとかじゃなく
て、資格がなくとも主任になれる。その後定期的
に講習を受けるということになっているんです
が、講習を受けるというのが義務になっているわ
けじゃなくて、一応そうするというだけで無理に

講習を受けてなくてもいいわけですか。

○塩谷政府委員 今まで申し上げましたことのち
よっと繰り返すにようになりますけれども、主任無線従
事者というのは、あくまで無線従事者としての資
格、いろいろな無線通信士などの資格を持つてい
る人があるわけでございます。その意味の有資格
者でございますが、ただ、主任として指定された
主任無線従事者、この方は一般の資格を有しない
人の無線機器の操作の監督をされるということで
ございますので、無線設備の操作の監督という地
位の重要性にかんがみまして講習を受けてもら
うということでございます。いわゆる監督者として
ふさわしい知識、技能水準が確保されていなか
ればならぬ、あるいは無線通信の技術進歩に応じて
不常にその資質の向上を図っていくことが必要不
可欠だということ、こういう主任としての講習
を義務づけたということでございます。そういう
意味合いでございます。

○木下委員 余りよくわからないのですよ。そ
の講習を受けるというのが先にあって、その人を
選任することができるというのならわかるのです
けれども、選任することができて、その人が講習
を受けなければならぬ、こうなると、主任になる
のに何も無理に受けてなくてもいい、なれるわけ
ですから。ちょっとその辺がよくわからないので
すよ。

余り詰めてもしようがないかもしれませんが、要
は、一人おればいいようにしたいということとし
て、いるんでしょから、その辺余り詰めてもしよ
うがないのですが、念のためにお聞きしますと、
その主任無線従事者は、どういうところを監督す
るんですか。その監督のポイントみたいところ
があるのですか。

○塩谷政府委員 監督でございますが、これはあ
くまで無線設備の操作の監督ということになるわ
けでございます。現実にはその無線設備、いろ
いろ操作の手順なりこういうことで運用するとい
うようなことについて、そのとおりやっているか
どうか監督するということになるかと思いま

す。

それから、前に戻りますが、先ほどちょっと、
主任無線従事者にならないのは、主任無線従事者
は資格がある者はいいわけでございます。して、
なれないのは、長いことそうだった無線の実際の
業務に遠ざかっていた人がなれないというだけ
で、そうでない人は主任無線従事者にしていいわ
けです。そして、したるその人は講習を受けても
らう、こういうことでございます。

○木下委員 大体わかりました。
その主任無線従事者の監督のもとで無資格者に
操作を認める、これに電波監理上の問題はないの
かと思いますが、お伺いをいたします。

○塩谷政府委員 この辺は、資格を持っていない
者が、主任無線従事者の監督のもとにありとはい
え、機械などに習熟してないところがあつたりし
ていろいろ問題が出てくるんじゃないかという御
心配はもっともだと思います。これは、こういう
ことをあえて導入しようというこの背景には、
最近の無線設備の信頼性が向上してきているとい
うことで、システム化あるいは自動化ということ
でそういう機器類について従来よりは比較的に扱
いやすいといえますが、その辺の手順、ノーマルと
いうのが機械化してきている状況にあるのではな
いか、そういうわけで、十分な能力を有する資格
者の監督のもとにおいては、無線設備を操作する
すべての人に資格の取得を要求しなくても電波監
理上大きな支障は生じないではないかというよ
うな、そういう利用形態が一般化しているのでは
ないかと見て、それが背景にございます。

ただ、こういう主任無線従事者制度導入に当た
りましては、その主任無線従事者の資質、能力の
保持あるいは向上を図るために、先ほど申し上げ
ましたように、無線局の免許を受けた免許人は主
任無線従事者に郵政大臣の行う講習を定期的に受
講させるということでございます。そういう講習
を受けることによって主任無線従事者の能力が
確保され、そしてあわせてその先にあります、そ
の監督を受けている一般の無資格者による設備の

操作、そういったことについて監理上問題のない
ように確保していく、こういうつながりでござい
ます。

○木下委員 言葉の上ではそうなるんでしょけ
れども、現実には主任無線従事者の人が監督して
——監督するといつたって、そばで見ているの
か、ああしろこうしろと言いままにするのか。具
体的には、そういう人がいれば、最初に操作の仕
方をその人が教えれば、要は後はだれもいないと
ころで無資格の人がさわっているんじゃないん
ですかね。だから、言葉で言う監督でというよう
なことになりますけれども、現実にはかなり機械
が進んで、少し教えれば余り問題なくできるよう
になった、こういうことではなからうかと思うの
で、余りその主任の人にこだわるよりは、その人
にももちろん、人に操作の仕方を指導したりする
んでしょから幾らか講習とかも要るでしよけ
れども、その後は簡単な講習で無資格の人ができ
るような、無資格で当たる人に一遍ちゃんと講習
した方がよほどちゃんとうまくいくんじゃないか
という気がするんですが、どうでしょうか。

○塩谷政府委員 これは先ほどの先生のお尋ねに
もあつたことで、ちょっと私、その辺十分に答
えなかつたと思うので、もう一度繰り返させてい
ただきたいと思っておりますけれども、主任無線従事者
の行う操作の監督でございます。

その監督というのは一体どういう内容で行われ
ることを考えているのかというところでございま
すけれども、その資格者が無資格者に対して行う監
督、これには以下申し上げるような要素が必要で
はないかと考えられるわけでございます。

その一つは、臨場性でございますが、その現場に
臨んでいるということでございますが、無資格者
が無資格設備の操作を行っている状態を的確に把握
できる範囲内において資格者が勤務しているとい
う状態が必要ではないかというところでございま
す。それから二番目は、指示可能性といいま
す。無資格設備の操作を行っている無資格者に対
して資格者が随時有効、適切な指示をなし得る状態

であることが必要であらうというふうに思っています。それから継続性でございます。資格者とその監督を受ける無資格者との当該無線局において継続的に業務を行っていることが必要だ。これは、確かにそういった継続性、安定性ということは大事故なことではないかということでございます。

そういうわけで私も、定期的な講習を主任無線従事者に求めておきますけれども、講習を一般の従事者にやたらどうかということもあろうかと思っております。そういった十分な監督の行われる状態ということを通じて何とかこういう制度をうまく運用していきたいというふうに考えております。

○木下委員 言葉ではそんなふうに言っていると思いますが、今まで資格がある人がやってきたのを今度資格のない人にさせる、そしてそれを手の届くところ、ちゃんと指導のできることで何人もの人を使う、そしてその人が的確に指導するから無資格の人でもできるんだみたいなことで本当に考えておられるんなら、これはその人に對して大変な過重ですね。そうじゃなく、操作が簡単だから教えられるというこの延長線にあるのなら、私はやはりその末端で扱う人に指導することを考えた方が、やり方としては本当に事故につながらないのではなからうかと思えます。

もう一つの問題点についてお伺いをいたします。GMDSSとはどのようなシステムか、船舶の安全の確保がどのように改善されるのか、まずお伺いいたします。

○塩谷政府委員 GMDSSという略語でございますが、これはもとの言葉はグローバル・マリタイム・ディストレス・アンド・セーフティ・システム、全地球的な規模における海上の災難、遭難あるいは安全のシステムということになろうかと思っております。これは現在使用されておりますモリス電信などにかえまして衛星通信あるいはデジタル通信技術を利用した通信システムであります。

りまして、より一層迅速で効果的な捜索救助活動に資することを目的として開発されたものでございます。

現在の通信システムと比較しまして特徴的なことは、まずシステムの自動化でございます。一つ一つ手動でなく自動で行われるということ。それから二番目は、簡単な操作による設備を備えるということでございます。それから三番目は、迅速で確実な遭難警報の処理ということでございます。それから四番目は、船舶の航行する海域にかかわらず、陸上の捜索救助機関や船舶といつても通信可能といった改善ということがなされるわけでございます。

以上申し上げたのがその内容でございます。○木下委員 第六十五条において、船舶局等に特定の周波数を聴守する義務を加えているようですが、この聴守する義務というのは具体的に言うとうどういうことですか。聴守できる設備を持つということなのか、いつでも聞ける状態にしておくということなのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○塩谷政府委員 端的に申し上げます、いつでも聞ける状態になっているということでございます。で、この六十五条におきまして、船舶局等に特定の周波数をいつでも聞ける状態にするような、そういう意味での聴守を義務づけた理由でございますけれども、これは、海上におきまして人命の安全及び船舶の航行の安全をより一層確保するというところで今回の国際電気通信条約附属無線通信規則の改正で、新たに、GMDSSを構成する無線局、すなわちデジタル選択呼び出し装置を施設している船舶局及び海岸局、船舶にある無線局、それから海岸にある無線局という意味でございます。それから二番目は、船舶地球局及び海岸地球局。それから三番目は、百五十六・六五メガヘルツの指定を受けている船舶局について聴守義務が課されたことに対する対処でございます。そういう意味での、いつでも聞ける状態にあるとい

う意味での聴守義務が課されているということでございます。

○木下委員 時間がありませんので最後にもう一つ。

近ごろずっと自動車電話がかなり普及している、このように思いますが、自動車電話のサービスの現状と、昨年十二月から都内において新たな自動車電話のサービスが始まっておりますが、新規参入の状況、これについてまずお伺いいたします。

○塩谷政府委員 先生御指摘のとおり、自動車電話を初め移動体通信というのはこれからの通信の花形になるわけでございますけれども、自動車電話のサービスの現状でございますが、現在、全国六百五十六都市のうち約九割に当たります六百都市及び主要道路をカバーしているところでございます。道路によって、山の中へ入ったときにちょっと通じないというふうなこともございますけれども、大体六百都市とその主要道路はカバーされている。それから、本年三月末の自動車電話の普及台数でございますが、約二十四万台でございます。それから最近の伸びでございますけれども、伸び率が前年の約五〇％増ということで急激な伸びをしている状況でございます。

それから、お尋ねの二段階でございますが、昨年の十二月から都内におきまして新たな自動車電話のサービスが始まったわけでございますけれども、新規参入の状況といたしましては、日本移動通信、これが首都圏及び中部圏、それから関西セラー電話を初めといたしましてセラー電話の会社でそれ以外の地域でサービスをいたす予定でございます。日本移動通信は今申し上げましたように昨年十二月からやっておりますし、それから関西セラー電話は本年七月からサービスの予定でございます。

こういってことで、これからは自動車分野は競争も本格化し、ユーザーの利便は向上するということに私は私どもは考えております。

○木下委員 大臣にもちょっと聞いておいていただきたいのですが、今六百都市をカバーしている、こう言われたのです。数字ではなかなかのものなんです、この都市をカバーしているというのは、一体その都市の道路の何分のいくらいに自動車電話が通じればカバーしているということになるのかな。これがなくて、もう道路一本でも、主要道路の一部でも自動車電話が使えればその都市をカバーしたということで数字が出てきても、本当の意味で自動車電話が使えているということにはならないと思うのですが、何か基準とかあるのですか。

〔加藤(卓)委員長代理退席、委員長着席〕○塩谷政府委員 これは通信でございますから、ほんの一部ということで、そこを過ぎるとまた通じないと――私が主要道路並びに全国都市と申し上げましたのは、極端な山間地とかそういうところを除いてまず大体使えるということでございます。木下先生おっしゃったような、そういった、ちょっとだけ通じればそれをカバーしているとはちょっと言いにくいんじゃないかと思っております。

○木下委員 それを敷衍していくと、せめてどのくらいはカバーしていなければそこで自動車電話が通じると言うわけにいかないかと思うのです。そんな意味で、私はそんなに幅広く自動車電話を使いながら各地を回ったという経験はないのですけれども、私が使っている範囲で物すごく近隣とで差があるように思えます。これは一つには地形で随分違うんだということとはよくわかっておりますけれども、しかし、より便利であってほしいというのはどんな地形のところに住んでいる人でも、ましてそういう複雑な地形にいればいるほどぜひやってもらいたいというのが希望だと思えますので、大臣、これはぜひ、効率のいいところだけでせず、効率がよくても悪くても、やはり主要な都市は通じないところができるだけないようというのを方針にしてやってもらえるように御指導をお願いしたいと思っております。

○村岡国務大臣 木下先生から前々から御指導を

受けておりますが、私どもの地域の秋田もようやく自動車電話になってまいりまして、まだまだ全区域というわけではございませんで、私自身も先生の御指摘の点については痛切に考えておりますし、また自動車電話の料金が、高い、こういうような御指摘も聞いております。その両方の面についてこれから一生懸命頑張ってまいりたい、こう思いますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○木下委員 終わります。

○田名部委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○田名部委員長 次に、お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を求めます。村岡郵政大臣。

お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村岡郵政大臣 お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における高齢化、国際化といった状況の中で生じつつある社会的要請にこたえるため、お年玉付郵便書等の寄附金の配分を受けることができる団体について、その範囲を拡大しようとするものであります。

現在、寄附金の配分を受けることができる団体は、「社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体」等七つの事業を行う団体とされておりますが、この法律案では、これらのほか、健康の保持増進を図るためにスポーツの振興のための事業を

行う団体、開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の奨励を行う事業を行う団体等を配分対象として加えることとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田名部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田名部委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田並風明君。

○田並委員 それでは、今大臣から提案をされた法律案の趣旨について質問をするわけでありますが、その前に、村岡郵政大臣の御就任を心からお祝い申し上げます。

どなたでしたか、実は大臣に御就任になったとき開口一番、郵政三事業は税金でやっていると思っていた、ところが大臣になって郵政省のレクチャーを受けたら、それぞれが独立採算で立派にやっていると、こういう姿を見てびっくりしました。大臣になった方がそういう御発言をなさったことがございます。

よもや村岡郵政大臣はそんなことはないと思いましたが、とにかく郵政三事業は人力に依存する度合いが高い事業でございまして、郵現一体となつて全力を挙げて国民のニーズにこたえて各種サービスを展開しているわけでありますから、そういう意味では労使関係も非常に重要でありますし、これからの事業展開に当たっては、そういう意味での配慮をぜひとも大臣の方もしていただきたいと、冒頭お願いしておきたいと思っております。

そこでもう一つ、これは局長にお伺いをしたいのですが、きのうの新聞に「飲み食い費八億」目的は営業推進 一人六十千円で十四万人。この新

聞記事を見ますと、あたかも税金の中からむだ遣いをしていっているというように感じて出たわけですね。特に郵便関係職員が国の経費を飲食費に使用したという印象を与えるような記事が出ておったのですが、この辺の事実関係について御説明をお願いしたいのです。

○田代政府委員 十三日の記事に関連して御説明申し上げますと、私も郵便局では最近積極的な営業活動を推進しておりますが、この営業の実施方法とか販売目標の徹底を目的とした打ち合わせは大変重要な仕事でございまして、このためにこの経費の使い方は現場の郵便局長の判断に任せておりました。一番使いやすい時期に、効果の上から方法で使うようにということで流しております。

この趣旨に沿いまして、各郵便局では、それぞれ営業の推進とか意欲の向上に向けての打ち合わせあるいはそれに引き続いての懇親会などを催しているところでございます。

○田並委員 そういう意味では非常によろしいのですが、特に昭和五十五年以降の郵便事業の推移を見ますと、五十五年は欠損が二千四百九十億、約二千五百億程度の欠損があったのです。しかし、先ほど申し上げたその後の郵現一体となった努力によりまして年々欠損が縮小されまして、昭和六十二年には二百五十四億円という黒字に転化したわけであります。

この間、国民のニーズに合ったサービスの展開等、それこそ大変な努力を、本省は本省、郵政局は郵政局、現場は現場でやってきたと思うのです。これだけの事業を伸ばすためには当然いろいろな施策が必要であると同時に、現場職員の士気を高めることも必要でございまして、また営業推進のための打ち合わせ等を頻繁にやっておりますし、意欲統一をして打

つて出る、こういうことも非常に必要だと思っております。そういう意味では、郵政省としては、営業推進のための施策について今後どういうお考えで進められるのか、これもあわせてお聞かせ願いた

いと思っております。

○田代政府委員 ただいま先生御指摘いただきましたように、営業といいますが、ベルトコンベヤーのそばについていて部品を取りつける、いわばロボットでできるような仕事ではございませんで、生きた人間の創造力に依存するものでございまして、そこに働く職員に本心に気持ちよく、心底からその気になってもらわないことには売り上げというのは伸びないのでございます。

したがって、単に飲み食いしたというような趣旨のものではございませんで、飲み食いも意欲増進の立派な材料だと私考えておりますので、この新聞記事では、いかにも私も、肩身の狭い思いをして飲み食いをしていっているような印象を受けますが、私も、郵便局の人たちに対しては、そんな肩身の狭い思いをする必要はない、お金が許すことならばもっとたくさん上げたい気持ちであります。年間一人わずか六千円の経費しか流せませんが、この経費を有効に使ってこれから大いに営業に励んでほしい、こういう気持ちでおりますので、よろしくお願いいたします。

○田並委員 わかりました。

郵便事業のみならず、例えば貯金事業についても、いよいよ来年度は集中満期という大変な事態を郵政省自体迎えるわけであります。ですから、三事業とも取り巻く環境は非常に厳しくなっておりますし、またそれだけにサービスの拡大あるいは職員の士気高揚、営業の推進といふことは、三事業のますますの発展のために非常に重要である。これらのことを十分踏まえて、営業活動のための打ち合わせあるいは具体的な施策、こういうことについてはもっともっと積極的に推進をしていただきたい、このことを要望として申し上げて、以下法案に関する質問に入りたいと思っております。

第一点は、今回の法改正によりまして、従来、お年玉付きの寄附金の配分を受けることのできる団体というのは、「社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体」等七つということになっておりましたが、今回はこれに新たに二つの事業を加え

る。「健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業」を行う団体、あるいは開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業」を行う団体、このように新規の二事業、さらに、従来は治療あるいは研究を行っておいた事業について予防措置というものも加えられる、従来あった事業に新たに二つの事業が加えられることになるわけですが、事業が拡大して寄附金を受ける団体をふやすということ、結果的には寄附金を多く集めないと、今までそれぞれに配分しておいた額が確保できないことになるのではないかと思いますので、これらの新規二事業、追加二事業が加えられることによって、寄附金の配分額を増額するために寄附金つきのはがきをさらに増刷するのかどうか、これについてお伺いしておきたいと思ひます。

○田代政府委員 寄附金つきのはがきは昭和二十四年から発行しておりますが、長いこと大変売れ行きが悪くて、私も郵便局で売りさばくの苦勞しております。

五十七年に、当時一円ついておりますのを三円にするのを機会に枚数を減らしまして、裏に絵を印刷するなどして売りやすいような形にしました。と同時に、その後の郵便局の営業活動も大変活発になってきましたので、六十年ごろから寄附金つきのはがきも売れ行きが伸びてまいりましたので、私も毎年少しずつ増刷しております。

ことしの正月は天皇陛下のことがございましたので余りふえませんでしたけれども、その前の年は一年前に比べて三割ほど寄附金つきの方が余計に売れたという事実もございますので、これから先も現場での売れ行き状況を見ながらでないと私も計画を立てられませんので、これからその推移を見ながらできるだけやっていきたいと考えております。

○田並委員 そうすると、結果的には今年度発行した寄附金つきのはがきの枚数以上のものは当面は考えておられない。そうすると、結果的には本年並みの寄附金を交付する団体の数をふやすことによ

って幾らか額が少なくなるという結果になっても当面やむを得ないという考え方でやるのでしょうか。

○田代政府委員 今回法律を改正したからふやすというのは非常に難しいうございしますが、それに関係なく今度の正月の寄附金つきのはがきはふやしたいと思っております。それによって、範囲は広がりましたが、従来のもは減ることはないので、このように考えております。

○田並委員 次に、先ほど申し上げた従来の七つの事業を行う団体以外に「健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業」を行う、文章はなかなか難しいのですが、要するにスポーツ振興のための団体だとか、開発途上国から来る「留学生又は研修生の援護を行う事業」をやっている団体、このように書かれているのですが、具体的にどのような種類のスポーツを考えていらっしゃるのか、あるいはどういう団体なのか。また、開発途上国からの留学生、研修生の援護を行う事業の団体というのはどういうものを指すのか、これらにつきましてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○田代政府委員 「健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興」と申しますのは、一口で言いますと、生涯スポーツという言葉で今文部省あたりは振興を図っております。スポーツの中にはプロスポーツがあります。これは論外として、アマチュアスポーツの中にも学校で行うスポーツ、あるいはオリンピックとか国体のように競技水準を高めるスポーツ、競技スポーツというものと税金で行っておりますし、競技スポーツもいろいろなところからスポンサーがついたり税金をつぎ込んだりしておりますので、今回の寄附金の対象として入れたのは競技スポーツでないアマチュア、いわゆる生涯スポーツと申しまして、例えばママさんバレー、ジョギング、ゲートボールとか、普通のなかなかお金の集まりにくい、しかしこれから高齢化社会に備えて健康増進のために多

くの人が、本当の意味の素人の人たちが集まって行うスポーツ、こういうものを振興するのに役立てたいというのが第一点でございます。

それから第二点の「開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業」であります。最近国際化が進みまして日本にも大勢の留学生、研修生がお見えになっております。ところが、最近の円高もありまして、寄宿舎をついたり、あるいはそこへいろいろな教材を提供したりしてこういう留学生、研修生をお世話している公益法人がたくさんございますが、日本での生活がなかなか苦しくて、例えばまともに暖房もとれない、あるいはビデオなどの教材も満足でない、こういった話が最近非常に強く来ておりますので、こういったものの整備の事業に充てたい、かように考えております。

○田並委員 スポーツの種類は大体わかったのですが、例えば今までの配分状況を見てみますと、財団法人であるとか社会福祉法人であるとか社団法人であるとか、あるいは青少年更生保護等々大體何とかが団体に対して配分しているわけですね。そうしますと、今言った生涯スポーツであるママさんバレーとかゲートボール、ジョギング、こういうものは、それぞれ何かの団体を対象にして当然配分をするだろうと思うのですが、特別な団体の資格というものは問わないということになるのでしょうか。

○田代政府委員 従来の配分対象の中心が社会福祉事業あるいは難病を治療する病院とか研究機関とか、そういうところが中心であったものですが、それからそういった事業を行っているところでは任意団体というものはあってもごく一部で、ほとんどが公益法人で行われておりましたので、私どもも実務上は公益法人に絞って配分をしておりました。もう一つの意味は、やはり国民の浄財でありまして、これはやはり立派に使ってもらわなければいけませんので、組織あるいは予算の立て方、事業計画その他もきちんとしたものでなければいけない、こういう趣旨で公益法人に絞ってお

りました。今回配付先を広げるとなりますと、特に生涯スポーツの面になりますと、それだけに絞っておいたのでは必ずしも本當の意味で役立つかどうか若干疑問な点もございます。この広げ方というのは大変難しいうございします。言葉は悪うございますが、インチャキと言つてはなんです、まともにもちゃんと組織立っていないような団体に行きますといけませんので、そうでない団体は必要ありませんが、若干広げることから検討していきたいと考えております。

○田並委員 今の局長の答弁でわかるのですが、例えばこれが恣意的な判断でやられたら非常に困るのであります。郵政審議会であるとかこの事業を行う所管の大臣の意見も聞く、あるいは関係する都道府県の知事の意見も聞くというわけでありまして、可能な限り公平に、しかも間違いのないように、国民の浄財でありますから、その配分に当たっては一層の努力をしてほしい、このように思ふのです。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

施行令第三条によりまして、寄附金の配分を受けようとする団体を公募するというふうになっております。この公募の方法はどういうふうにするのかということが一つ。

それから、過去の寄附金の配分を申請した団体と配分を決定した団体の数は、郵政省の資料によりましてとびやと一致しているのですね。恐らくこれ以上申請をしているところがあるのじゃないかと思ふのですが、その辺は施行令第四条の二項による申請の段階であるいは手続中にその辺の調整がされるのかどうか。調整されるとすれば、どういう形で調整をされるのかということについて教えていただきたい、このように思ひます。

○田代政府委員 まず、前段の公募の方法であります。これは法律、政令等に手続が決まっておりますが、大体秋、例年十月ですけれども、官報に告示をいたしまして、配分を受けることのできる団体はこういう団体であります。例えば今法律で七つの要件が決まっておりますから、そ

ういったが、今回配付先を広げるとなりますと、特に生涯スポーツの面になりますと、それだけに絞っておいたのでは必ずしも本當の意味で役立つかどうか若干疑問な点もございます。この広げ方というのは大変難しいうございします。言葉は悪うございますが、インチャキと言つてはなんです、まともにもちゃんと組織立っていないような団体に行きますといけませんので、そうでない団体は必要ありませんが、若干広げることから検討していきたいと考えております。

た事業を行うものであることとすとか、事業計画がきちんとしているもの、あるいは今回寄附金を使つてどういふことをやろうと思つてゐるのかが明確に決まつてゐることとか、そういう幾つかの要件を官報に掲載して、そういう要件に合つてゐるところが資格がありまふというふうなことで公募いたしております。

また、社会福祉事業団体ですと、例えば共同募金会の推薦などもとりまふし、その他すべての団体についてその事業を所管してゐる県知事なりあるいは関係の大臣なりの意見書をとつたりというふうなことで手続をとらせていただいております。

それから、申請と実際にもらつた団体が一致してゐるというお話ですが、今百三、四十団体に毎年配付しておりますが、そのうちの百団体ほどは社会福祉事業の団体でございます。ところが、社会福祉の事業というものは全国で今一万八千ほどございまして、私どもの手だけでその中からわずかの金を配るために選出するのは大変困難なものですから、これは厚生省を経由して共同募金会と十分なり合わせをして配付しておりますから、申請と配付団体とびしやと一致するわけでありまふ。それ以外の団体では、初めてのところとす、まず事前に相談に來られまして、その資格に合ふ合わないというふうな相談に私ども乗つております。それからあと、今まで一度受けたことがある人あるいは周りに話を聞いてきた方、いきなり書類で申請するということもございませぬもので、大体いろいろなところへ相談にお見えになつて、そこでおよその話もできまふのと、なれた方は、わずかな、総額八億か九億の中で百何十団体ということなものですから、毎年ば申請してもだめだらうとか、そんなこともある程度考えながら申請が出てきて、おのずと数が一致してきた、こういう経過でございませぬ。

○田並委員 そうしますと、寄附金の配分の決定に当たつては、おおよね毎年毎年、例えば百三十とか百四十ある団体の中で、社会福祉法人の関係

が最初から百団体くらい決まつてしまふわけですか。本当は、これはせつかく郵政省がやつてゐる事業でありまふから、もちろん所管大臣との協議も必要でしようけれど、郵政審議会の諮問というののも必要でしようけれど、公募あるいは配分に當つては郵政局を通してやつてゐるんですかね。郵政局を通さずに本省直でやつてゐるんですか。

○田代政府委員 実は、従来これは長年の経緯がございまして、始まつた昭和二十四年は社会福祉事業だけが配付対象でございまして。今現在四十年たちましたけれども、どうしても考え方の中心は社会福祉事業になつてまいりまふ。そうしますと、その一万八千の中の百団体というのはどうしても先に出てまいりまふが、それ以外の団体につきましては、従来は主として本省が各省庁と相談してゐるいろいろなところからの申請を發掘するといひまふが、引き起こしてございまして、実はこの通信委員会でもときどき議論がございまして、せつかく郵便局の職員が汗水流して売つたはがきの淨財でありまふので、できるだけ郵便局の手を煩わすといひまふが、郵便局を通じてそれぞの地元のこういう関係の団体に配付する道を講じたいと考へまして、ことしの年賀状の寄附金の扱いから、出先の集配郵便局を窓口にしまして申し込みもすべてそこにしていただく、寄附金を差し上げるのもその郵便局長から差し上げるというふうなことに改めてございませぬ。

○田並委員 大変結構なことだと思つてゐます。それぞの地域の郵便局の果たしてゐる役割を地域の皆さんに知つてもらふ意味でも、それらのことはぜひひとつこれからはさらに拡大をしてほしい、このように思つてゐます。

それとあわせて、今度対象の団体が広がりますと、各郵政局単位で例へば何件とかというの基準を設ける必要はないんでしようかね、各郵政局単位で大体バランスがとれるように、ということでは、全国的に広まるといふことですから、もちろん人口割りだとかその地域における福祉団体だと

かスポーツ団体とか、寄附金の配分を受ける事業をやつてゐる団体の分布によつても違ふでしょうが、その辺の基準も一つはつくつた方がいひんではないかなという気はしますね。

○田代政府委員 私どもも仰せの方向でこれから仕組みをつくつていきたいと思つておりますが、何せ今まで全部東京で実施してきておつたことなものですから、いきなり地方におつたとしても、いろいろな基準をつくつたり手続をつくつたりというのに若干時間がかかろうかと思ひまふが、基本的な考えは、やはり全国的な、地域的なバランスみたいなのは大事な要素だと思つております。

○田並委員 ぜひそういう方向で御努力をお願いしたいと思います。

そこで、次の質問なんです、大変貴重な国民の皆さんからの淨財でありますから、当然配分に当たつても相当厳格な審査をすると思ひます。今度は、配分をした後どのように使われたかということについても、使い道が正しく行われたかどうか、法律では監査をするということになつてゐるやうです。これは事業が終わつてから書類で郵政省に報告を求めるといふ方法あるいは出先の局の方から実態を見せたいだくという監査の方法もあろうかと思ひますが、今日までどういふ方法で監査をされておつたのか。あるいは法律によりますと、当該監査の結果に基づいて配分金の返還を求めるともあつたのか、このように出ておりますが、そういう事例が過去あつたのかどうか、その辺をお聞かせをお願いしたいと思います。

○田代政府委員 寄附金の使ひ方につきましては、監査は、事業が終わつた後、事業計画どおりのものを購入されたかどうか、ほかの資金と區別してちゃんとそのものに充てられたかといった観点からの実地監査をしております。そして、これは私ども、先ほどの話とは違ひますけれども、飲み食ひに使うためにというわけにはいきませんで、やはり何らかの施設整備あるいは物を買ふというところで寄附金の配分をしておりますので、これはお年玉の寄附金からもらつたものです

といふのは、大体書いて品物を置いていただいておりますから、そういうことを見ることによつてわかるような仕組みになつております。

また、寄附金を配分するときに、そういう注意書きといひますか守つていただきたいことなども、文書でちゃんと相手方にお知らせして守つていただくようなことをしておりますので、結果として今まで不正にそれが使われたというケースはございませぬ。

なお、この監査も従来は本省と郵政局で実施しておりましたが、これも行く行くは郵便局を通じて行いたい、このように考へております。

○田並委員 わかりました。

ところで、ことしお正月発行したお年玉つき年賀はがきは、昭和天皇の御崩御という事態が発生をしたものでございまして、恐らく売りさばきについては御苦労なされたと思ひます。お年玉つきはがきの印刷は昭和六十四年だったでございませぬ。昭和六十四年の売りさばき状況とあわせて、当然寄附金つきのも発行しておるわけですから、寄附金の額についての影響があつたのかどうか。昭和六十三年度で見ますと、いろいろな経費を除いて配分をされた額が七億八千四百萬、六十二年度が八億八千七百萬という金額になつてゐるわけですが、これらと比較をして本年の配分についての影響はどの程度あるのか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田代政府委員 ことしの正月用の年賀状ですが、寄附金のついてない方の売れ行きがむしろ悪うございまして、これは予定の割減、前年度の実績に比へまして、これは予定の割減、前年度の実績に比へまして、約五割の減といふことで、三十億二千三百萬枚売れましたが、こちらの寄附金のついてない方は、予定よりは減りましたが、昨年と比較すると二割増で、最終的に三億三千五百萬枚売れました。ですから、おおよね売れた数は昨年とほぼ同数の枚数が売れたわけでありませぬ。

ところが、昨年の暮れに公募をいたしましたけれども、ちょうど公募の時期、十一月、十二月と

うのが天皇陛下の御病状が一番心配をされておった時期なものですから、実は申請する方々も、例えば極端に言えば年賀状をやるのではないかと、いうわきも飛び交った時代もございまして、非常に少のうございまして、配分額は前年度の実績を下回りましたが、これは申請そのものが例年になく少なくなりしたために、七億八千五百万の配付で終わりました、結果として一億四千九百万を次年度に繰り越しておりますので、これは次の年賀状と一緒に配りたいと思っております。

○田並委員 わかりました。

それでは最後に幾つか伺いたいんですが、法案とは直接関係ございせん。

先ほども申し上げましたように、郵便事業については昭和五十五年度が最高の損益を出し、以降大変な努力によりまして昭和六十二年度に二百五十四億の黒字を出したわけですね。それで、六十三年度の状況を物数で見ますと、前年対比七・二%の増ということになっておりますので、当然六十二年度に引き続いて六十三年度も単年度で黒字を出したのではないかと、参考として、六十三年度の努力の跡が見られたのか、お聞かせを願いたいと同時に、平成元年度まだ出発して間もないわけですが、現在の郵便事業の状況と本年度の見通しについてどのような計画を立てられているか、お聞かせを願えればありがたいと思っております。

○田代政府委員 昭和六十三年度であります、郵便物の数は年賀状がトータルとして若干減りましたので、年賀状を込みにした全体の物数では、前年度比四・六%の増ということで、二百三億通になりました。二百億の増を超えました。年賀状を除きますと八・四%の増加ということで、これは昭和三十年台の一番伸びの多かった時期に匹敵する数字でございます。その結果、売り上げが一兆三千八百八十四億となりまして、これは前年度に比べて五・一%の売り上げの増でございます。五・一%と申しますと、私ども人件費が大部分で

ございまして、最近の物価の安定からいいますと大変いい売り上げだと見ていいんじゃないかと思っております。

それで、この元年度になりました四月、五月であります、実は三月から大変な急に売り上げが伸びまして、これは消費税絡みの駆け込み需要もあったのかと思っております、三月が前年の三月と比べますと一〇・九%、まだ消費税のかかってない時期であります、売り上げで伸びております。それから四月、五月も、四月が一三・一%、これは収入でございます、物数ではございせん、売り上げでございます、五月が一四・五%というところで、四月、五月の合計でございますと一三・八%の増加ということで、これは六十三年度の平均よりも実は上回った伸びを示しております。

したがって、消費税の二・八五%を引きまして一〇%を超える売り上げの増加が見込まれております。まだ二月月たつたところですので、これから先の見通し、的確に推測するのは難しいでございますが、予算上は前年度の実績に比べて四・五%程度ふえると思っております、予算を組んだわけでありまして、恐らく出だしのこの調子からいいますと、この平成元年度もおかげさまで順調な売り上げが達成できるのではないかと期待しております。

○田並委員 大変な御努力をされているという姿を今数字でもって示されまして、まことに御苦労さまですというのを申し上げたいと思うのですが、反面、これは例の定員の問題なんです。定員問題では、これだけ事業が伸びながらも、郵政省におきましては六十二年七月二十一日の閣議決定によりまして、郵政省の職員も非現業の職員に準じて五年間に五%を目途に削減をする、このように実はなっているわけでありまして、もちろん、むだをなくすということは非常に結構なことであるが、かなり現場に行ってみますと限界にきているかなという感じの過密な労働をやっているのが実態であります。

うことはなかなかできないと思いますが、この要員配置についてどのようにお考えになっておられるか。人力に依存する度合いの非常に高い事業でありますから、余りこの方針でもってばさばさ削減をされて、現場がまた大変になって病人でも続発するようなことになりまして大変でありますから、ぜひひとつそういう意味でのこの定員措置についての配慮というものを本省はするべきではないか、しかるべきところにやはり物を申さなければいかぬのじゃないか、こういう気がいたします、その辺のお考えを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

○桑野政府委員 先生おっしゃるとおりでございます、定員削減計画と申しますのは、行政の簡素効率化、定員配置の合理化といったようなことを一般的に推進するというところで行政コストの節減を図るということが目的でございますが、その趣旨といえますか、理念というものは郵政事業といたしましては受け入れるべきものであろうというふうに存じております。したがって、郵政省といたしましては、合理化、効率化を行いつつ、定員のスリム化ということには極力努力をして、経営コストの節減に努めているところでございます。

ただ、しかしながら、最近、御指摘のとおり郵便物がかなり増加しておりますし、業務量もふえております。こういった中で日々の業務運行を確保いたしますためには、それ相応の要員措置が必要であるというところは十分存じておるところでございます。したがって、元年度の予算におきましては、郵便事業につきましては、必要な労働力を確保するというところでおよそ九百人強の増員が計上されております。もちろん、一方でスリム化はスリム化しなければいけないということで減員もございまして、差し引きいたしますと、結果といたしまして四百人強の純増ということで予算が組み立てられております。

よろしくお願いしたいと思っております。

○村岡國務大臣 田並先生、冒頭、新聞等の営業関係の御指摘をされました。田並先生の考え方と全く同じでございます、また田代郵務局長、お答えいたしました。私も同様でございます。

郵便事業は国営でございますが、事業である以上、その維持発展のためには、郵便局に働く一人一人の職員が意欲を持って積極的に営業活動に取り組んでくれることが大変重要であると認識をいたしております。私といたしまして、今後とも職員一人一人が営業の推進に打ち込めるような諸施策を実施してまいります所存でございますので、今後とも御指導賜りたい、こう思っておりますのでございまして。

○田並委員 では、終わります。

○田名部委員長 次に、木内良明君。

○木内委員 今回のこの法律改正は、お年玉つき郵便はがき等の寄附金の配付対象の拡大ということがポイントになっているのでありまして、先ほど質問に立たれた田並委員の質疑にもございましたけれども、今回、対象拡大に伴って、田代局長の方からも答弁がありました、要するに生涯スポーツという概念のスポーツ団体、競技スポーツではない、いわば生涯スポーツを内容とする団体への寄附ということについては想定されているようでありました。それからさらに、国際化に伴うものとして留学生会館などの環境整備、こういう答弁でありましたので、あえて重ねてお聞きはしないわけでありまして、今後、今回のこの改正をさらに踏み込みますと将来的にどういった対象が想定されるのか、これはどんな見通しを持っておられますか。

○田代政府委員 実は、今回法律案を提出いたしますのは十年ぶりでございます。大体十年に一度ずつくらい対象範囲を拡大しております、今回も法案作成の過程でこれまでに寄せられましたいろいろな要望、意見などを整理いたしました、今回お願いしたこの二つがある意味では非常に多くの方面からの要望が強かったものでござい

す。いろいろ議論はございましたが、見送ったものの中には、例えば科学技術の振興というものも、これは民間団体でもやっておりますので、こういうところへ対象を広げたらどうかとか、あるいは難民問題が一つの社会問題になっております。こういうものも対象に加えてはどうかという議論もございましたが、何せこれだけのわずかな金額の中で一遍に大きく広げるのもということと、科学技術やら難民だとかと額が大きいものですから今回は見送らせていただいた、こういうことで、これからまた時代の推移を見ながら必要に応じて御審議をお願いしたい、かように考えております。

○木内委員 ということは、局長、十年ぶりの今回の改正ですけども、次のこの種の改正は十年を待たずとも、時代、社会の状況に応じて逐次行っていくか、こういうふうな考えてよろしいですね。

○田代政府委員 そのとおりと考えております。

○木内委員 それから局長、これはぜひ御検討願いたいのですが、留学生会館等の環境整備、これを寄附の対象にしたいということなんですけれども、今、留学生の問題というのが十把一からげで議論をされてしまうのです。実際に困っておりますのは、留学生会館に相集うような留学生の方、言ってみれば国費留学生、授業料も生活費も、場合によっては食費まで一切合財面倒を見てもらえるような留学生、この方は比較的恵まれているんですよ。ところが、本当に困って、この前もニュースになっておりましたけれども、餓死をしたなどという留学生の話がありました。実は国費でない私費の方がアルバイトしながら生活費にも事欠く、食費にもまさに乏しい経済状況の中で頑張っておられる私費留学。さらに留学生予備軍と言われるいわゆる就学生、日本語を習得して日本の学校に入って頑張ろうという予測を立てて頑張っておられる留学生もいる。今の行政における留学生対策というのは、比較的受け皿がしっかりしている留学生が対象になりがちなんです。

ですから、これは大変事務手続の運びとしては難しいと思うのですけれども、実際に困っておられる留学生の方々に何らかの救済の手がこの寄附という行為、作業によって行われ得ないかどうか、これも検討してもらいたいと思うのです。部内の検討があったかどうかわかりませんが、何千万かの社会還元というのかな、寄附をしようということに、留学生の環境整備ということ、会館の増設であるとかあるいは施設の増強ということと短絡的にいってちやうどすけれども、実際は、現実問題はそういう網にもかからない、一人で独立独立で頑張っておられる留学生の方が大変なわけですから、これは恐らく答弁の御用意がないと思っております。何かメロが回ったようですから、あるのですか。

○田代政府委員 税金で賄っている団体はこの寄附金の対象外でございますから、あくまでも民間がお世話をしていらっしゃる留学生の会館というのが前提になっております。だから、市町村とか国が実施するところがあります。それは対象外。その中で、私ども、やはりこの寄附金の性格からいって本当に困っている方を救いたいというのは先生おっしゃるとおりでございますので、それに優先的に充てるようにしたいと思います。今お話のありました中でちょっと気になりましたのは、個々の留学生に郵政省が直接何らかの手を差し伸べるというは大変な手間のかかることで事実上できないと思います。そういう方々をお世話している団体、ほとんどが何らかの公益法人、どこかの寄附で運営している団体だろうと思っております。そういうところをつぶさに見せていただこうかと思っております。

もう一つ、就学生につきましている議論がございました。私も今回留学生といたしましたのは、就学生はいろいろ問題ございまして、専門学校の中でハイクラスの方といいますが、そちらにとどめさせていただきたい。だから、就学生は

今回対象には入れないということでご考えをしております。

○木内委員 就学生が入らない理由ですが、一つは、そういう特定の団体がないということですが、あるいは個々にあまねく行き渡らせることが技術的に無理だということですか。

○田代政府委員 お話の後段の、資金に限りがある中で広げるとすればその辺からかな、こういうことでございまして。

○木内委員 実際、月一万でも補助してやりまします留学生が大変喜ぶのです。個々のケースに当てはめて考えてみますと、したがって、この運用については相当きめ細かな配慮をなさってその上で御検討、実施をしていただきたい、このことを要望しておきます。今回の審議で私が要望したこと、どんな形をとって具体的に実施されるかというのを極めて強い興味を持って見守ってまいりたいと思っております。どんな形でも結構ですから検討をお願いいたします。せっかく寄附金を使うわけですから、郵政省の今回の措置はありがたい。今後の国際関係を非常に良好なものにするためにも、各国から賛賞豊かな人たちが見えてくるわけですから、国際関係の友好の大きな深化にもつながるということで御配慮をお願いいたします。

○田代政府委員 これは法律によりまして、一等は、最高ががきの額の五千倍という制限がございまして、現在二十万円でございます。で、二十万円の範囲内で一等の賞品を買っていますから、例えばことしの正月のですと二十万円の旅行券ということにいたしました。

○木内委員 その旅行券は単価幾らですか。

○田代政府委員 実際に入れたのは、これは競争入札で、要するに二十万円の旅行券ということと日本旅行代理店から応札いたしましたので実際

は二十万円を若干割っている可能性はございますが、いずれにしても定価二十万円のものでございまして。

○木内委員 この旅行が二十万円ですか。

○田代政府委員 旅行代理店で二十万円相当の商品といえますか、旅行サービスが受けられるという旅行券でございます。

○木内委員 それで、この賞品の引きかえ率なんです。二、三等が五八％、二、三等が五〇・四％、こういうふうになっているのです。私は一つ提案申し上げたいのですけれども、限定された単価の範囲内で結構でございますので、例えば老若男女の国民各層の方がおられるわけですから、そうした方々のいわばニーズに合わせた、あるいは夢をお持ちただけのような賞品を多く用意すること、今後大変重要なのではないかと申すのです。一つは一等は単品なんです。六十二年が海外旅行券で、六十二年がカメラ一体型ビデオ、六十二年がハイファイビデオテープレコーダー、こういうふうになっているわけですよ。二十万円ですとかなりいろいろなものが用意できるのです。事情を聞いてみますと、賞品の残品の処理方法というのも、その都度必要数を調達することとしているので残品は生じないということになっておりますから、効率的な賞品の設定ができるのではないかと申すのです。

そこで提案申し上げるのは、これまでなかったような、来年度からひとつ選択式にして、例えば一等賞は五つあります。一つは海外旅行券、これは恐らく御年配の夫婦なんかお喜びになると思うのです。円高の中ですから、二十万円ですと御夫婦で十万円ずつであったりあるいは御自分の自己資金を足していったり、これはいいと思うのです。一つは海外旅行もありまして、それからもう一つは、今若い方に人気のCDコンボというのがあります。これなんか安い物は恐らく二十万円以内で用意できると思うのです。あるいはまた、ビデオはあるけれどもカメラがなかなか手が届かないという場合があるわけですよ。そういう

と、三番目としては、そういうビデオも用意させていたにしております。今はまさに選択の時代でありまして、どうぞ一等に当たりましたらこの三つなり五つのうちから御家族と御相談の上お好きなものをお選びください、これは私は技術的にできると思うのです。

特に今、年賀はがきが何枚来たか、初春といいますが春の風物詩として各家庭では家族団らんの場にもなるわけで、その基軸となるようなお年玉賞品の番号が当たっているかどうかということでは皆さんが、家族が額を集めて検討されるというのは今本当に楽しみになっておるわけです。定着しているわけですよ。当たる当たらないはくじだからしようがないけれども、当たったところしよう

と、押しつけがましいとは言わなければならないけれども、これまでの伝統と歴史があるわけですから、ただ、三つ、五つの選択肢があつて、そこからうちじゅうでいい物を選びたい、こういうことをぜひ検討されて実現されたらよろしいんじゃないかと思ひます。別にクレームをつけるわけじゃありませんけれども、カメラ一体型ビデオを持っておられる家庭にこれが当たったって恐らく喜びは半減でしょうし、折りたたみ自転車というのがあるところへまた折りたたみ自転車というのがある話。これはぜひ御検討いただいて実現に向けて御努力をお願いしたいし、恐らく実務の面でそれほどの支障はないんじゃないかと思ひますので、ぜひこれは前向き

の答弁をいただきたいと思うのです。今言った趣旨を踏まえて、局長の後、大臣からもぜひ私の提言をお取り上げいただいて、御答弁願ひたいと思ひます。

○田代政府委員 実は今、先生御指摘のような試みを少しづつしております。昭和六十年に、これは三等ですけれども、万年筆と洋食器セット、どちらがいいですかということをやってみました。それから、昨年、ことし二度に分けまして、ふるさと小包を三等の賞品に入れておりますが、全国五十の品物の中から好きなものを、地域の名産をお選びくださいということで、若干今のお話の趣旨のようなことを試みておりますが、今まで試みてみてちょっと難しかったなと思うのは、幾つか選択をしますとどこかに偏る場合があります。後でメーカーの方に大変な思いをさせる場合もありましたもので、品物の選び方が難しゅうございます。しかしながら、お話の趣は私もまさにそう思ひますので、できるだけそういう知恵を出したいと思つております。

○本内委員 これは申し上げたとおり御検討いただいたのですが、三等の準備と一等の準備は別のずと違うのです。例えば三等のものだったから、実際必要ならば買おうという金額ですよ。ところが、一等の二十万というのは、あれば便利だし楽しいけれども、買うには大変な負担になる場合もあるのです。一等の部分でも検討をぜひお願いしたいと思ひます。

○村岡国務大臣 今本内先生の御提言を聞いております。後ろの方へ、これはなかなかいいじゃないか、検討してもいいじゃないか、こういう話も耳打ちしたところでございますが、提案を検討してまいりたいと思つております。

○本内委員 局長さらに大臣から前向きな答弁がありましたので、次に参りたいと思ひます。来年度楽しみにしております。この答弁ができれば私はもう多くは終つたと思つておりますけれども……

それから、年賀はがきの発行枚数でありますけれども、昭和六十二年度でおよそ五億二千六百万枚が三十一億九千万枚、お年玉つき寄附金つきは三億二千七百万枚、合計三十五億二千六百万枚となつてゐる。次回の発行予定枚数はそれぞれ何枚と計画を立てておられるのかというところ。

それから、このお年玉つき寄附金つきのはがきが昭和四十四年度から昭和五十五年度まで五億枚であつたのが減少してきておるわけでありまして、けれども、この減少理由についてお尋ねいたします。

○田代政府委員 今度の正月の発行枚数の計画は

現在いろいろ調査中であります。実はまだ決まつておりません。夏ごろまでにこれからの需要見込み、各郵便局、郵政局でどれくらい売れるかというようなことを調査している段階でございます。ただ、ことしの正月が例年と異なりまして非常に減つたものですから、今度の正月をどうするかというのは大変迷つてゐるところでございます。もうしばらく検討を続けさせていただきたいと思ひます。

それから、五十七年に寄附金つきのはがきが減つた理由であります。これは五十六年までは一枚につき一円の寄附金をつけて、七億枚出して七億円の寄附金を集めておりましたが、当時七億枚売れるのに郵便局は大変苦勞いたしました。なかなか売れなかったということがございまして、実は五十七年に、同じ七億枚集めるためには一枚三円にして二億四千万枚売ればよいということ、で、発売枚数を減らして、むしろきちんと売ろう、といういう施策を當時とつたようでございます。その結果、寄附金の額は変わりますが、枚数はがたんと落ちたということでございます。それからしばらく発行枚数がふえませんでしたけれども、数年前から、各県別のローカルカラー豊かな絵を印刷する、あるいは郵便局の営業努力、あるいはお客さんの好みが高くてきれいな絵のついた方がいいとか、いろいろなことが重なりまして、ここ二、三年来寄附金つきはがきの方が早く売れるような傾向が出てまいりましたので少しづつふやして現在に至つてゐる、こういうことでございます。

○本内委員 次に、くじつき切手ですが、百八国会で法改正が行われまして、その中でくじ引き番号つき郵便はがきの発行に加えて、郵便切手についてもくじ引き番号をつけて発行できることという内容のものがあつたわけですね。施行期日昭和六十六年四月一日からとなつていたわけですが、けれども、今なおこれが実施されていないという現状だと思ひます。この理由が何かあるのか、あるいは今後どうされるのか、技術的にいろいろな

問題があるのか、そのほかの事情によつてこれがとんざしているのか、明確に願ひたいと思ひます。

○田代政府委員 一昨年せっかく法律改正をしていただきましたので、私も早く出そうというところで検討を進めてまいりましたが、技術的に非常に難しいことが多くございまして、例えばはがきと違ひまして切手は小そうございまして、狭いスペースの中に番号を印刷する、しかもその上にスタンプで消印をするのでそれが消えないようにといった実験をいろいろ繰り返してまいりましたが、最近になりまして技術的な見通しも大体立ってまいりましたので、ことしの暮れに発売する年賀用から踏み切つてみたい、今はこのように考えております。

○本内委員 いよいよ実施になるわけですね。それは確認であります。

消費税の導入に伴う郵便事業の対応ということですが、全体として申し上げるのは、欠陥消費税という位置づけをしております。私は徹頭徹尾この導入に反対してまいりましたし、今後もそうしたいと思ひます。消費税の撤廃を目指してまいりたいと思ひます。消費税の撤廃を目指してまいりたいと思ひます。消費税の撤廃を目指してまいりたいと思ひます。

郵便料金にかかる消費税額分の納入が実際にどんな方法で行われるのか、国庫に納められるのか、その納入額の算定基準と年間の納入予想額についてお尋ねをいたします。

○小野沢政府委員 お答えを申し上げます。本内先生の型破りの御質問にお答えするのを案しみにきよまで成長してきたつもりですが、かたい御質問であつたので、御質問三つまとめてお答え申し上げます。

まず第一の消費税額分の国庫納入の方法でございます。郵政事業特別会計におきましては、消費税の納税額の計算や納税につきましては、消費税法の第二十二条及び第六十条第一項の規定に基

づきまして、本省において一括して行うことになつております。

次に、消費税の申告及び納付の方法でございますけれども、消費税法の第四十二条及び第四十五条、同法施行令第七十六条第二項の規定に基づきまして、まず前年度の納付額の二分の一に相当する金額を当年度の二月末までに中間申告させた上で納付することになつておりまして、いわゆる中間申告による納付でございます。

次に、いわゆる確定申告による納付でございますけれども、翌年度の八月末までに確定申告の上、納付することになつております。

次の御質問でございますけれども、納入額の算定基準の問題でございますけれども、消費税法の第二十八条、第二十九条及び第三十条の規定に基づきまして、郵便料金等の課税売上げに係る消費税額から物品の購入等の課税仕入れに係る消費税額を控除いたしまして消費税額の納付額を算定する、こういうことになつております。

最後に、年間の納入予想額がどのくらいかというところでございますけれども、私どもの試算によりますと、郵便事業にかかる平成元年度の消費税納税予定額は約三百三十億円でございます。

以上でございます。

○木内委員 消費税の国庫納入額が郵便事業特別会計の分として今三百三十億という答弁だったわけですが、これが中間納付の分と昨年実績に基づいての残の納付、こういうことになるわけですね。

○小野沢政府委員 さようでございます。

○木内委員 経理部長、お体が回復されてはつとしておりましたが、遠いところから歩いていただいて申しわけないのですが、お元気で御活躍くださるよう祈念いたします。

それから、郵便事業の方ですけれども、売り上げから原価を引いたものに三割を掛けた額、こういうことでよろしいですか。

○小野沢政府委員 それでよろしいゅうございませう。納付税額ですが、課税期間中の課税売上げ

にかかる消費税額から課税期間中の課税仕入れにかかる消費税額を引いたもの、そういうことになろうかと思ひます。

○木内委員 時間の関係もありますので、きょうは消費税の問題はここまでにしておきたいと思ひます。

それから、先日の本委員会でも触れたのですが、消費税額未回収分の料金は、所管はどちらになりますか。先日もお尋ねしたところ若干見解の食い違いがあったように記憶しておるわけですが、四十円のはがき、これが大体二、三千通に一通程度と認識しておりましたところ、そんなにないということでありましたが、この未回収の消費税分を回収するのにそれ以上のコストがかかる、結局この捕捉が実際問題大変難しいという答弁だったというふうに私は記憶しております。額の問題はともかく、未回収消費税分は結局郵政省本体が持ち出すということになつてしまふ。また、額については、郵務局から総額が出ていないために的確には掌握しておられないということだと思ふ。チェックのしようがない、調べようがないということなんです、現状はどんなぐあいになつていますか。

○田代政府委員 まず最初の話ですが、未収金がございますが、これは四十一円の一円とか六十二円の一円というのは消費税そのものではございませんで内税でございますから、全体としての料金の一部でございますから、一円、二円を張つてない郵便で取り漏れたものは未回収消費税とは私どもは受けておりませんで、料金そのものが取れなかった、こういう扱いに実はなるわけでございます。

これは理屈の問題でございますが、いずれにしても取り損なうものは取り損なうものであります、この取り損ない、料金不足の郵便物は二、三千通に一通というものが平常の姿でございます。従来、長いこと経験から見ても大体この程度のものが未回収でございますが、消費税導入直後の四月一日を中心とする一週間程度、これが二、三千通に二百

通と二百倍にばつとふえたという時期が一時期続きました。その後、これは的確な調査がなかなかしにくいのですが、四月十二日に一部の局で調査をしてみました。前回お話し申し上げましたのもそのときの数字が中心でございますが、四月十二日になりますと、それがもう二、三千通に四、五通にまで減つております。その後、前回御質問がございました五月のころに、これはまだ詳細な調査をしておりませんでしたので、各地方の郵便局から上がってくる断片的な印象みたいなものしか当時はございませんでしたが、五月の半ばごろになりますと、不足郵便の割合は二、三千通に一通という昔の状態に戻つた、こういう話が来ております。

それからもう一つ、不足料金がありますと不足料金のままで配達しまして、不足の一円、二円はこれはがきに張つてポストに入れてくださいという仕組みを四月から当分の間ということで採用しております。この回収率が、当初危ぶんでおりましたが、大体八割の方が現実は一円、二円の切手を張つてポストに入れていただいております。そういうことで考えますと、全体の郵便の量から見ますと二、三千通にせいぜい四、五通以下あるいは一通ぐらいの未納、不足があつて、その中の八割は若干おくれれば来ますが、やはり回収できる。そういうことで考えますと、一日一万か二万の取り漏れ、年間でも数百万円の取り漏れにしかならないのではないかと、こういう推測をしたわけでありました。ただ、これも余りにもまだ材料がございませんで、五月の下旬、二十四日でしたか、全国の集配郵便局、約五千の郵便局でその後の状況を今調査させております。これを六月中旬に本省へ報告するようになっています。これを現取りま

ちの中ですので、その数字を見た上でまたもう少し正確な数字がわかるかと思ひます。

○木内委員 問題意識はありますが、事態についての把握が十分でないという点は明らかになつたと思ひます。さらに、内税ということでも私の指摘と若干見解を異にしておられるわけでありませう。

が、いずれにしても、未収分があればこれはやはり郵政事業としての負担になつてくるのだ、こういうことになつてくると思ひます。これは間違いないと思ひます。

私が申し上げたいのは、消費税という存在が郵政事業に与える混乱、また現場での対応の大変困難さにも問題として顕在化しているということ、指摘をしたいわけでありまして、時間の関係もありますので、これ以上はまず申し上げません。次回に譲りたいと思ひます。

さらに、今回消費税導入に伴つて郵便料金については税額分が転嫁され、はがき四十一円、封書六十二円と改定されたわけですが、これは昨年成立した郵便法の改正案、私ども審議したわけでありましたが、料金の弾力化が可能になつた。費用の増加に伴う対応として省令で決めたものであるといううこととです。今回の答弁を讀み直してもそういう時間がありせんから簡明な答弁で結構ですが、仮に消費税が撤廃されたときには速やかにその料金に戻すべき性質のものである、そう私は思ひます。この点がどうか。

それから、あわせて、仮に消費税率が引き上げられた場合、今回と同様税額分が転嫁されて再度料金が引き上げられることになつてしまふのかどうか。

以上二点お聞きして、私の質問を終わります。

○田代政府委員 政府の一員としては今の仮にのお話に大変答へにくうございまして、現在消費税の廃止も考えておりません、税率が上がることも私ども全然念頭にありませんので難しゅうございまして、本当に万一の仮定の話としてお答えさせていただきますと、今回の一円、二円の値上げというものはやはり消費税の転嫁のための値上げでございまして、消費税がなければもとに戻るというものが理の当然だと思つております。

それからまた、将来上がった場合ということで、これは今回議論されました消費税の性格が、消費税というのは最終的に消費者に転嫁する

ものだ、こういう性格のものだということでございます。今度も、税率が変われば理屈の上ではやはり転嫁のための値上げというものはその時点で生じるもの、かように考えておりますが、これはあくまでも仮定ということでございます。

○木下委員 消費税撤廃への決意を改めて表明して、私の質問を終わります。

○田名部委員長 次に、木下敬之助君。

○木下委員 お年玉付郵便書等に関する法律の一部改正案、この中身についてまずお伺いをいたします。

これは、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金の配分を受けることができる団体に幾つかのものを加える、こういう考え方だと思えますが、これは一体どんなふうになっておるのかなと思つて少し聞いてみましたら、この法律の一番最初の昭和二十四年のときは「社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体」、大体こういうことであつたと聞いております。この「社会福祉の増進」というのはかなり幅広いので、この一つがあれば随分いろいろなことができるのになという実感をもちます。昭和二十四年ごろに、社会福祉というのがどういうイメージで受けとられ、何を意味していたのか。また、その当時に、社会福祉の増進を目的とする団体というのはどんなのがあつたのかとか、随分状況が違ふと思ひます。

そんな意味での社会情勢の推移は、昭和二十四年から現在までということを考えて、もう一度原点に戻れば、最初の第一項さえあれば、ほとんどのことができるのではなからうか。今現在の社会福祉という言葉はそのくらの意味を持つてゐるんではないかな、こういう感じで、じゃ一体こんなふうにしてどんな団体をふやしていったらして、何が基準になるのかますますわからなくなつて、今現在の社会情勢にかんがみて、本当にそんなに今ふやした項目まで含めたら、「社会に有益な団体には」と、こんな一言くらいで片づけてしまえばいいんで、外れた部分は、なぜほかの外

れているのかというので、今回の改正そのものにすぐ全部けちつたりはいいたしませんけれども、もう一遍原点に戻つて何か考えた方がいいんじゃないかならうかと思ひます。そんな意味で、まさにスポーツ、健康の保持増進を図るためのスポーツ、こゝまで言えば、まさにこれは社会福祉の増進そのものという感じはするし、これは委員長さんかよく御存じでございますが、スポーツは皆健康の保持増進になるのも、まあ言いようによつては言えるし、何かそんな意味でもうちょっと考えられたらどうかと思ひますが、一応どういう基準で考えておられますか。

○田代政府委員 昭和二十四年にこの寄附金が始まつたときには、確かに社会福祉事業だけだと思ひました。社会福祉事業というのは、社会福祉事業法と更生保護法でしか更生施設でしか、法律上ありまして、範囲はきちんとしております。ただ、当時と今との大きな違いは、当時は、例えば共同募金のお金の中に占める寄附金の割合が一時二〇％という非常に高い比率を占めたこともございまして、当時は社会福祉事業は年賀はがきの寄附金に依存するところが大きかつたわけでありました。ところがその後、例えばNHKの歳末助け合いですとかモーターボートですとか競馬ですとか競輪とか、いろいろなところから社会福祉に寄附が集まるようになりまして、寄附金の全体も大きくもなりましたけれども、残念ながら私どもの方の寄附金が昭和二十四年に比べてそれほど大きくなつておりませんために、当時の二〇％のシェアから、現在では一％を割るところまで実は来たわけでありまして、ですから、その間にもときどき見直ししながら広げてきたのも、恐らくそういうことを見ながら広げたんじゃないかと思ひますけれども、一％にも満たない寄与しかしない社会福祉事業だけに年賀状の寄附金を配分するのではいかにも寂しい話でございますので、これまたそのときそのときのきちんとした基準をつくるのは難しゅうございしますが、そのときのいろいろな要望を見ながら、こうして一つ一つ法律で広げ

てきたということではないかと思つております。今回も、ここ数年の動きを見て、この二つというのはいい線ではないかなと思つて提案した次第でございます。

○木下委員 別に悪い線だと言つてゐるわけではないんです。そういう考えでやられても、本当にこういうことはいいことをしているわけですか。しかし、今言つたように、じゃそれが加わつてこれはなぜだめなんだとか、開発途上にある海外の地域とかいへば、じゃ開発途上というのとはどう違うのかとか、外務省は外務省なりの考えがあるでしょうけれども、そんな言葉にこだわらなくても、日本が国際的に見たときに、日本として価値あることとか、もうちょっと幅広くされて、悪いことじゃないんなら何でもできるようにしたいと思ひます。

私は逆に、制限すべきはそういう事業の本身じやなくて、どういうところにするかの相手はきちつと制限しておく必要があるだろう。今、福祉増進という言葉で先ほどのような共同募金のことを言われましたね。持つていく先をそんなふうに限るのはすごくいいと思ひますけれども、言葉だけで言うなら、福祉増進に役立つというの、今の社会だつたらあらゆることだと思ひますね。そういう目で、どういう団体は出すけれどもどういふ団体は出さないという基準の方が私は大事なんじゃないかなと思ひます。また、出すのに、ふやしていつぱいして少しづつ喜ばれるのがいいのか、お年玉のくじつきの、このときの寄附でなければできないようなものに集中的にするのがいいか、そういうことも考える必要があると思ひます。

全部聞いてもあれですから、まずこうやってふやしていくと、収入は限られておるのですから、どうなのかな。ふやすことによつてかえつて、今まではできていたけれどもできないところまでできてくるのかどうかとか、とにかく一カ所には幾ら以上はしないと、そういうことでも考えながらしているのかとか、また毎年ずつと続けて

いる団体もあれば、まだ一度ももらつてないところもあるとか、団体における不公平みたいなものが出てきていると思ひますが、大ざっぱな聞き方をしましたけれども、こういう配分の仕方、出す団体に対してはどういう考えを持っておられますか。

○田代政府委員 配付団体は法律で現在七つの事業というのを書いてございますから、それは字義どおり七つの事業に限定して、その七つの事業を実施している団体、現在はその中から公益法人を対象に配つております。ですから、社会福祉といういわゆる一般常識的に言う意味での社会福祉を実施しているものはすべてということではございませんで、社会福祉事業法その他の法律に基づいて配分したところであります。

それから、一件当たりの金額の制限は実は設けておりませんし、また毎年はだめだとか、こういうものは毎年いいとかいう単純な基準はございせんが、できるだけこれは多くの人にとつてと連年、毎年毎年というのなるべく避けようとはしております。例えば日本赤十字を初め何者かは毎年になっておりますが、この法律に書いてある事業を実施するにはやはりそこしかないというところもございしますもので、そういうものが入つてきているということ、ちょっと答えになりませんけれども、そんなことで今実施しております。

○木下委員 ちょっと確認させていただきますと、じゃ今の条件に当てはまる公益法人であれば、もらえないとかいつてずつと外されたままとかいうところはない、一応公平に出していかうと考えておられるということですか。

○田代政府委員 この法律に書いてある事業を実施している公益法人から申請があつて、それがいかにもいろいろな条件がございします、その事業にかつた目的に使うということさえ満たしておれば配分しております。

○木下委員 ちょっと細かいことですが、前に一

度私が質問したことがありました。

この寄附金を集めていくのが、これは別のお金だから預かり金みたいな形で各窓口で小口にためながらやって、随分手間じゃなからうか、もう一括して計算したらどうか、こういった御提言を申し上げたことがあるんですが、その後この点については何か検討されましたか。

○田代政府委員 御指摘いただきました後、取り扱いを変えました。昭和六十三年度からでありすが、従来は郵便局ではがきを売るときにそれを別扱いにしておりました、大変手間をかけておりました。理屈は、お金の種類が違ふからということでありましたが、確かにおかしいことでは、切手の代金も寄附金と一緒に経理しまして全部それを郵政局に集めて、全部売れた後で郵政局で一括して、その中のどれだけが寄附金ということに分けることにいたしました。そして、その中から寄附金の会計に振り込む、こういう手続に変えさせていただきます。お説のとおり改めました。

○木下委員 それはどのくらい事務費が軽減できるとか、数字でも出ておるならば教えてください。

○田代政府委員 事務手続の経費は、これによって一千五百万の軽減になりました。

○木下委員 早速に対応していただいていたことが思われます。

次に、先ほど関西の私製はがき製造業者が大阪地裁あてに、年賀はがき、暑中見舞いはがきといったものの絵やくじのついたはがきの発行に関して訴訟を提起した、こういうことでございますが、これに対して郵政省はどうかお考えを持っておられるでしょうか。郵政省はちゃんと法律に基づいてやられておるのですから、その訴えのとおりには、これは、そもそものはがきは四十一円、これは郵便を利用するための料金だから、紙代とか絵の印刷代は含まれないから、そういう絵を印刷したりくじをつけたり、いろいろサービスをつけたものをともとの四十一円の上で売るのはおかしい、こういうことを言っているとも聞いておりますが、そういう理屈だけじゃなくて、現実にかつたことを始められて、それによって自分たちの仕事の部分がとられていく、とらわれている、こういった危機感の中から出ておると私は思うのです。

だから、やはり新しい仕事をするときには、それが今までその部分を受け持っていたところになんか影響が出るのか、そういうことを考えながらやっていただかないと、そこにちゃんと商売として成り立つものを見つけて、いろんなデザインを考えて、暑中見舞いとかにしましてそれに切手を張って出していたかどうかというところで、いろんな業者さん、小さな印刷会社まで一生懸命アイデアをひねってやっていたわけですから、そのこととを、民衆に追いついていく点をまずどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○田代政府委員 この訴訟そのものは、実は五月二十二日に出了たのでありますが、まだ大阪地裁にとまっております。法務省なり郵政省なりの方に送られてまいりません。したがって、私も、マスコミその他を通じて非公式にはいろいろ情報を探っておりますが、まだちょっと正式な訴状が手に入らないものですから、これに的確にどう対応するかというのはいくらもお時間をいただきたいと思っておりますが、基本的な考えは、私も、お役所の仕事ですから、法律その他にのっとってきちんとやっておるというのが裁判所との関係では私どもの主張になるかと思っております。

今お話ございました中小企業との関係は、理屈はいろいろ難しいところがございますが、私も今いろいろ商売を上げてまいりました。特に郵便事業を立て直すためにいろんなアイデアを出して広げてまいりまして、こういった話もよくよく出てまいります。前にこの委員会でも御議論ございましたあて名のない郵便、「たうんめー」と称しているもの、こういうものも実は新聞販売店との間ではやはりいざこざを起したりして、私も、

今ちょっとその様子を見ながらそろそろと反応を見ておるというふうなことでございまして、こういったことも十分念頭に置かなければいけないと考えております。

○村岡国務大臣 今、木下先生から民衆の件についてお話ございました。郵便事業は、御承知のとおり長い間累積欠損を抱え、経営の改善を図るために利用者のニーズにこたえて積極的に各種サービス改善等を行い、その結果、先ほど出ましたように、ようやく累積欠損金を解消しているという状況であります。

今後とも、健全な事業経営を維持していくためには、多様化、高度化した利用者のニーズに適切に対応することが必要と思っておりますが、先生御指摘のとおり、今までやっていたところとも違うようなことに伴って民間業者のかかり合いもふえてくる考えられますので、今後またサービス改善の努力等、こうした点につきましても適切な配慮を講じていかなければならない、こういうふうな考えでおります。

○木下委員 大臣のお考え、よくわかりました。私は、ニーズにこたえるというのは、やはり大いにやっていたいかなければならない。ニーズにこたえていく中で、民間でやれることでも民間ではニーズにこたえられなくて、郵政省が広げていく。それにこたえて、またそれが経営の改善にもつながればそれにこたえたことはいわゆる、しかし、既に民間がやっているものを必ずとっていくというふうな形のもの、急激にやると困るだらうけれども、少しずつならばということをやっていくけれども、確かにショックは少ないかもしれないけれども、間違いない何年かかかるとそちらは影響が出てくると思うのです。だから、やはりその経営の改善とかは、とにかく効率よくするとかなんとか、また新しいものをというところで、民衆で既にやっているものの中にはできるだけ手を出さないというのがやはり私は基本であるかと思っております。

ちょっとこの辺で、私、どんなことが可能なのかなというところで、余りよくわからないのですけれども、例えばはがきは一般のところは、自分のところで絵とか紙の質とか大きさを何から何まで含めてつくっても、それは切手を張って出すしかない。ところが、どんな紙の種類だろうと何だろうと、自分のところでは最初から印刷したものが出せるわけですね。では、仮に、そういうわざわざ張ったりする手間とかならずに、民間の方からこんな紙を使ってくんなデザインで、切手の部分のあそこだけ四十一円、郵政省の方許可でやってくれ、こんなのはだめなんですよ。できないわけでしょう。ほかの人の希望どおりのものを印刷してつくってくれるということはないわけでしょう。

○田代政府委員 大変ユニークなアイデアなんです、ちょっと私もお答えしようがないのですが、現実には余り聞かないお話でございます。

○木下委員 だから、それがもし民間の方も、すごいアイデアだ、印刷やらそんなにかからぬ、いいですよ、そういう希望があれば、それは何枚単位というところで印刷して、絵も何も含めて四十一円、自分たちもやっていると、それから、それは一枚か二枚やれと言われればもちろん大変ですけども、考えなくて済むほどのものならやれる、そうならば、そういったものをまた一般の業者も売ることができそうですからね。やはり民衆に、独占して直接しかやれない部分のことで、今まで不自由を忍びながらも営業を開拓していたところに手を突っ込むということはできるだけではない方がいんではなからうかと思えます。突然言いましたアイデアですから、またゆっくり時間があつたら考え直してみてください。御提言申し上げただけでございます。

もう時間もありませんので、最後にもう一点。これも前に私が申し上げたことに関連してきますが、「ふみカード」、これは四月一日から出しております。これはこれで確かに便利なものであると思います。しかし、当時私も、こういうカード類と

いうのは改造が付きものだ、そういうことを申し上げました。この間、テレホンカードの方があれだけセキリティーは絶対やっていないに近い御答弁をいただいた、その本家のテレホンカードの方もあんなふうになりました。あれは、とにかく五百円の券だろと改造すると二万円分くらい使えるようになる。ところが、それをわざわざ改造しても、自分がそれを使うだけだったら二万円分使うのが精いっぱい、だから、これを改造したかいがあるほどにしようと思うと、その二万円分に近く買ってくるころへでも持っていけないとだめだということ、それを持っていってころで捕まってるんですね。

私はあのときにも提言申し上げましたが、この「ふみカード」の方は、例えば改造してその機械に入れて自動にどんな切手が出てくれば、出てきた切手の方はそんな割り引いて売らなくてもちゃんと金券と同じものなんです。それをどこかに持っていって、これは改造によって出てきた切手なのかそうじゃないものかわからない。だから、ここの方は改造するというのがあるからテレホンカードよりもっとやりやすさという御指摘を私、申し上げた。現実に変造カードを持ち込まれたらすればそういう変造が行われているということがわかるから、NTTの方もまたそれに対する対応がわかるでしょうけれども、ここはどうですか。自動販売機でしょっちゅうなくなるからおかしんじゃないかと、何ぼかそういうことをされておるんじゃないかぐらいのことは気をつけるようなことを考えておられるのですか。

○田代政府委員 昨年法律改正をお願いしたときにもただいまの御指摘いただきました、私も肝に銘じております。

このセキリティー対策には、今いろいろな種類のカードとそれからそれを読み取る機械ができておりまして、その対策方法も技術的には大変たくさんございます。で、私ども、どの方法をとっているかということを上申することは差し控え

させていたいただきたいのですけれども、当時も御議論ありましたように、テレホンカードやらJ-カードよりもうちの方が危険が大きいというお話も私もしかと承りまして、少なくとも私どもの見方では、テレホンカードよりもっと厳しい技術基準を採用しているつもりでございます。ただ、これは知恵比べでありますから、今のお話のようなことが皆無かどうかというところはわかりませんけれども、これからは注意深く見ていて、私もそれなりの知恵を出していくことに心がけていきたい、こういうふうな考えております。

○木下委員 だから、そのセキリティーの機械的なものだけじゃなくて、例えば今の、アイデアで悪いんですけれども、一方所から一定以上出ているのはおかしいとか、そういうふうな事例があったときにはやはり改造が行われていると見た方がいいんじゃないかと、時々何か金券売り場みたいなところへ行く——あそこ割と安く切手買えるんだそうですね、私知りません。どうしてそんな方法、どこからか紛れた切手が行くんということは考えられないのですけれども、物すごく推測をしてみますと、切手代なら会社の経費でちゃんと落ちるけれども、それはまあ持っていってそこで現金にすればとか、何かそういうのをくぐって切手が金券のところへ行っているのだと思えます。しかし、そんなのはわざわざ四枚ずつに切ったりなんかしませんから、相当大きなものまでさつと持ち込んでいるはずですから、小さいあれしか出てこないものがいっぱい来るようなことがあればそれはおかしいんだとか、何か少し考えてくれたらいいんではなからうかと思えます。なかなか犯罪する人の心理、先に読むのは——私も犯罪のプロじゃありませんから——皆さんも大変だとは思いますが、知恵比べだと思つてやっていたらだいたいと思えます。

○田名部委員長 次に、佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 いろいろ御議論ありました。それで、寄附金の交付対象を広げるということですね。午前中の何か局長の御答弁で、対象はふやすのだけれども配分額は減らさないようにしたいと思つていらっしゃる。ちよつと手品のようなお話があったのですが、どういう計算があるのでしょうか。

○田代政府委員 その手品の種は、五十七年に一枚三円の寄附金にしまして枚数を減らしました、売れないのですから。六十年まではそのままの枚数でございましたが、六十年、六十年、六十二年と次第に私も郵便局の方の営業体制、あるいは寄附金つきのはがきに工夫を加えるとか、そういう工夫を加えることによつてこれは売れるという時代になってまいりましたので、六十年には前年度比五割の増、六十二年は前年度比三割の増というふうなことで参りまして、この六十三年度はいろんな都合で売れ行きはそれほど伸びませんでしたけれども、今度の正月に向けても今のような趨勢で郵便事業が伸びていく限りはこの寄附金つきはがきも大量に売れる、私も、発行枚数をふやすことによつて寄附金の総額をふやしていきたい、かように考えている次第であります。

○佐藤(祐)委員 今回新たな対象になるのは二種類あるわけですね。「健康の保持増進を図るため」にするスポーツの振興のための事業」と開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業」、この対象になるというか、申請が得る団体といいますが、それは幾つぐらいになるのですか、何団体ぐらい。

○田代政府委員 生涯スポーツの振興を行っている団体、従来の考え方ですと公益法人であります。が、もし公益法人に絞りますと約三十団体、全国にございます。それから、留学生や研修生の援護を行う事業が約二十団体、全国にございます。

○佐藤(祐)委員 それで、申請と審査、決定といいますが、その関係なんです、これも先ほどの御答弁の中で、対象団体全部だと大変な数なんです、それで例えば厚生省などの御協力も得てだっ

たでしょうか、何かそんな御答弁があったと思いますが、例えばスポーツの振興のための事業という文部省の所管になる法人があるわけですね。三十六あるというふうな承知しておるのですが、そういう場合には文部省にも審査に当たつて協力を得るとか、そういうことになっていくのでしょうか。

○田代政府委員 この法律なり政令なりの定めによりまして、これは私も郵政省で勝手に団体を決めるわけにいきませんで、まず公募のときには告示をいたします。この法律の条件を満たす者、その他、内容がきちんとしていた経理を行っているとか事業計画をきちんとして持っている団体という資格を書きまして公募いたします。申請しようと思う団体は自分のところの寄附目的などを見ましてこの法律に合っているかどうかの判断をしまして、所管する県知事なりあるいは所管する大臣の意見書をつけて郵政省に持ってきてもらいます。これは要するに、まともな活動をしているということ、その向こうで見てもらいたい、その上で配分を決定するときは関係の省庁と、この団体に配分するがよろしいかというふうなことで私どもとの間でまた協議をいたします。そういうことで、それぞれ法人を所管している各省との間で幾重にも協議をしたりあるいは意見を求めたりという手続を経ることになります。

○佐藤(祐)委員 ここ数年の実際の経過でいいますと、大体申請と配分決定がほぼ同じということになっていまして、ただ六十一年度の場合約は、十一件申請があつて審査の結果配分したのは八。これは「がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究及び治療を行う団体」というのです、そういう例が六十一年度と六十二年度には幾つかあるのです。申請したけれども配分されなかった、これはどういう理由でこういうことになったのでしょうか。

○田代政府委員 御指摘の団体、ちよつと今、固有名称を覚えておりませんので間違えたら失礼いたしますが、恐らくここ二、三年の間に何件があ

りましたのは、法律の要件に合致しないのが、ある意味では途中のいろいろな手続が抜けて私どものところに来てしまった、したがって私どもの方は、やっておられることは非常にまじめな活動でありますけれども、現行法に照らしたらそこに配分することができなくてお断りしたケースが何件かございます。あるいは、団体そのものは法律に書いてある事業を行っているけれども、今度この寄附金を使って施設の整備をしたいというその内容がこの法律の条件に合わないとか、こういうのがたまにございまして、それで落とされたというケースがございまして。

○佐藤(祐)委員 今度新しく対象になった例えばスポーツ振興のための事業という場合に、そこは三十団体あるとおっしゃったわけですね。そういうところから申請があった場合は、法令などの要件ですかに適合しておれば基本的にそれは認めていく。それ以外の、例えばたくさん殺到してある分けが必要だというようなこともこれまではありましたが、今後もありそうですか。

○田代政府委員 これまでは、殺到してふる分けが難しかったというケースはございせん。私どもの方も積極的に、関係省庁のいろいろな周知、広報の手段がございまして、そういうところを使って関係団体にお知らせしたつもりでありましたが、なかなか知られてなかったこともございまして。申し出があったものは大体中身を見てもらいますから、例えば自己負担ゼロで全部これに頼るというものは、もう少し減らしてくださいます。そういうやりとりはいたしますけれども、トータルではおおむねこの枠内でおさまってきております。これから先のことは私まだあれですが、枠を広げることによって、特に公益法人に絞らず、行く行くは若干広げていきたいと思っております。そうなりますともう少し希望者が多くなるのではないかと思います。

○佐藤(祐)委員 適正に運営されていきますように希望しておきます。きょうの機会に郵便事業に関連してお聞きしたいのです。

いのです。

労働時間の問題ですが、労働時間の短縮が世界的な趨勢といえますか、日本の場合は特に長時間労働だといえることがありまして、これを減らしていくというのを政府の方針として発表しておられるわけですね。去年の五月にも経済運営五カ年計画というのを作成されて、その中で我が国の労働時間は二百時間から五百時間、長目である。この計画年度中に千八百時間程度に向けて削減していくのだというのが政府の方針ですね。

ところで郵政事業、とりわけ郵便の現場なのですが、なかなか忙しいわけですね。この間郵便物数はずっとふえていますよね。だから毎日大変繁忙で、年末繁忙に近い状態という声も出る状況だと聞いております。

それで、ただいま資料で、昭和五十八年度を一〇〇としますと昭和六十三年度の郵便物は二五、これは二五%増ですね。物数では四十億八千七百九十万通ふえているというところで大変な増加ぶりなのですが、この間、郵便部門の職員はどれだけふえたか、必要な人員が確保されているかどうか、そのあたりはどうでしょう。

○桑野政府委員 昭和五十八年度の郵便引受物数は先生おっしゃったとおりでございまして、五十八年度の郵便事業に従事する職員の数が十四万七千七百七十一人でございまして、また、労働力といましては、五十八年度には延べ六百九十九万六千人の非常勤といふ労働力も使っております。定員換算いたしますと二万三千二百二十人に相当いたします。これに對しまして六十三年度でございまして、六十一人でございまして、この間三百九十人の人員がふえております。非常勤の労働力は六十三年度に二万五千八百人でございまして、五十八年度に比べますと二千七百八十人ふえておるといふことになっております。

物数の伸びに比べてまして職員の数の伸びが低くなっております。この間におきましていろいろな合理

化、効率化、片や職員の能率向上ということもございまして、そういう形で労働力を確保いたし、業務遂行の確保も図ってございまして、状況でございます。

○佐藤(祐)委員 非常勤の職員で補っていくということがずっとやられていて、そちらの方がふえ方が多いというふうな今の御報告だったと思うのですが、私はこういう非常勤職員で補うのにも一定限度があると思うのです。

特に千葉の浦安の郵便局、あそこは人口が集中して、昨年ですと新しくできたところですが、非常に非常勤が多いということで先日調べに参りました。

現在、郵便課の職員は百五十五名、これに對して非常勤職員として登録されている人が二百五十四名ですね。正規の職員が百五十五で非常勤で登録されている方が二百五十四、非常に多いのです。実際の働いておられるのも、正規の職員が八十六名だと非常勤は百三十三名というふうなぐあいで、実際の業務上も登録人員だけではなくて非常勤の方が多くおられます。こういうことになってお

りまして、私はこういう状態というのは正常ではないのじゃないかと思うのです。しかも、それだけ非常勤の方が入って、じゃ正規の職員の仕事が減っているか、過重になっていないかというところ、そうでもないのです。仕事量というのは年々かなりふえて大変になっているというふうな状況なので、こういう実情について郵政省としてどうお考えなのか。正規の職員を確保する方向で改善、解決ということを進めていくべきではないかとお考えのようですが、いかがでしょうか。

○田代政府委員 今の浦安の例はお話のとおりでございまして、あそこは去年新しく発展地に郵便局をつくったために非常に非常勤に依存する度合いが高まっております。また、非常勤が確保しにくい地域でございまして、外国人労働者もたくさん入っていることはお説のとおりであります。

私ども、長年の間に郵便事業を何とかして黒字で経営してこそ公共性というのは達成できるの

だ、こういう観点でいろいろ苦勞しておりますので、その一環として職員の方にも、つらいことではありますけれども、できるだけ能率を上げていただかなければならぬ、省き、機械に頼るところは頼る、外へ出せるものは出す、アルバイトに頼れるところは頼るということ、できるだけ職員をふやさないでふえていく業務を処理していく、これが郵便事業の基本じゃないかと思っております。

で、その過程過程ではいろいろと職員に迷惑をかけていることもございまして、これはこれで乗り切っていきたいと考えております。

○佐藤(祐)委員 今の御答弁で納得はできませんが、年間総労働時間の問題でお聞きしたいのですが、郵政省の資料で、郵政職員の年間総労働時間は現在二千九百九十時間とお聞きしましたが、そのとおりでしょうか。それと、この二、三年の推移がもし今わかれればお教えいただきたいのと、その中で郵便部門の職員の年間総労働時間は何時間かわかりますか。

○桑野政府委員 個人個人の勤務時間を集計するわけにまいりませんので推計になりますけれども、郵便関係職員の年間の労働時間は約二千五百時間と推計いたしております。

○佐藤(祐)委員 この数年の変化はわかりますか。

○桑野政府委員 ほとんど変わっていないと思

います。

○佐藤(祐)委員 それで、さっきもちょっと挙げたのですが、政府でも五カ年計画で労働時間短縮の方針を出している。一九九二年度までに千八百時間にしたい。もちろんこれは公務員も含まれるわけですね。郵政省として具体的にどういう計画、プログラムでそういう方向へ持っていくというのがありますか。

○桑野政府委員 先生御指摘のように、週休二日制の実施あるいは勤務時間の短縮をしていくというところは時代の趨勢であるということ、十分私どもも認識しているわけでございます。ただ、私ど

も事業の経営を行う者にとりましては、それが郵政事業に与えるいろいろな影響あるいは国家公務員や民間企業の動向といったようなものも踏まえながら対処していかなければならないと思っております。

○佐藤(祐)委員 どうもはつきりしませんね。政府として、そういう国際的な世論もあるし国内での労働者の要望も強いということもあって、プログラムとしては出している、計画としては出しているけれども、郵政としてそこにどう接近していくかという具体的な計画は今の答弁ではないということになりますね、何かいろいろ模様にしているような感じで。

時間がありませんから最後に大臣にお伺いしますが、実情は今やとりしたようなことです。実際に二千五百時間ですが、ここ数年余り変化がないということなんですが、一方で一九九二年で千八百時間に接近するというのが政府方針です。当然これは郵政としてもやるべきだろうというふうに思っています。実態を言いますと、逆に残業の協定、いわゆる三六協定などでは、むしろ月二十五時間までよろしいとかいうような状況もあるのです。残業とか深夜勤とか、そういうのがふえているといった実態もあるのです。ですから、そういう労働過重するような方向ではなくて、本当に郵政事業、郵便事業を安定的に行うべきだし、そういうことも含めて千八百時間に接近

する具体的なプログラムも持つべきだということに思っているのですが、大臣いかがでしょうか。

○村岡国務大臣 今、佐藤先生御指摘のとおり、週休二日制の実施あるいは労働省が平成四年度までに千八百時間、今実態を聞いておりますと二千五百時間、こういうようなことで私も今聞いたところでございますが、今後やはり機械化とか委託とかそういうことも考えながら、私も、御指摘に対して対応していくようなことをしてまいりたい、こう思っているところでございます。

○佐藤(祐)委員 終わります。

○田名部委員長 これにて、本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る二十一日水曜日午前九時五十分理事會、十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四分散會

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「海岸局及び船舶局」を「海岸局等」に、「航空局及び航空機局」を「航空局等」に改める。

第二条中「基」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同条第六号中「操作」の下に「又はその監督を加える。

第六条第一項第四号中「及び航空機の無線局」を「船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。)、航空機の無線局及び航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的として航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。)」に改める。

第十条中「第四十八条の二第二項」を「第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第二項」に、「第五十条第一項」を「及

び第五十条第一項」に改め、「及び同条第二項に規定する航空機通信長の要件」を削る。

第十二条中「第三十九条」の下に「又は第三十九条の三」を加える。

第三十九条を次のように改める。

(無線設備の操作)

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて郵政省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他郵政省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

3 主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、郵政省令で定める事由に該当しないものでなければならぬ。

4 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に關し郵政省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

6 第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

7 無線局(郵政省令で定めるものを除く。)の免許人は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、郵政省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に關し郵政大臣の行う講習を受けさせなければならない。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(指定講習機関)

第三十九条の二 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定講習機関」という。)に、前条第七項の講習(以下単に「講習」という。)を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、講習を行うとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。

4 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 第三十八條の三、第三十八條の四、第三十八條の七第二項、第三十八條の八、第三十八條の九第二項及び第三十八條の十から第三十八條の十五までの規定は、指定講習機関に準用する。この場合において、第三十八條の三第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十九條の二第二項」と、同項、第三十八條の四第一項及び第二項、第三十八條の七第二項、第三十八條の八、第三十八條の十、第三十八條の十一、第三十八條の十二第一項、第三十八條の十三第一項、第

平成元年六月十四日

2 第六十六条(遭難通信)及び第六十七条(緊急通信)の規定は、航空局等の運用について準用

第百三十三條第一号中「第三十九條」を「第三十九條第一項若しくは第二項又は第三十九條の三」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第三十九條本文」を「第三十九條第一項本文」に改め、

布の日

二 目次の改正規定（「海岸局及び船舶局」を「海岸局等」に改める部分に限る。）、第五章第二節の節名及び第六十三條第五項の改正規定並びに次項の規定 平成元年十月三日

三 目次の改正規定（「航空局及び航空機局」を「航空局等」に改める部分に限る。）、第六條第

4 この法律の施行の日から平成三年六月三十日
項及び次条において「新法」という。第四十条第

十日までの間は、同号に掲げる改正規定による改正後の電波法第六条第一項第四号中、「船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）」、航空機の無線局」とあるのは、「航空機の無線局」とする。

「イ
ハロ
ニ
第三
第四
第五

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士
第四級海上無線通信士
第五級海上無線通信士

項第二号中

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士
第四級海上無線通信士
政令で定める海上特殊無線技士

とあるのは、「イ 第四級海上無線通信士 政令で定める海上特殊無線技士」とする。

5 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、平成三年七月一日前においても、新法第四十条第一項第二号イからハまでに掲げる資格の無線従事者国家試験を行い、又は当該資格の免許を与えることができる。

(無線従事者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による

旧 資 格	新 資 格
第一級無線通信士	第一級総合無線通信士
第二級無線通信士	第二級総合無線通信士
第三級無線通信士	第三級総合無線通信士
航空級無線通信士	航空無線通信士
電話級無線通信士	第四級海上無線通信士
第一級無線技術士	第一級陸上無線技術士
第二級無線技術士	第二級陸上無線技術士
特殊無線技士	新法第四十条第一項第二号ホ、第三号ロ又は第四号ハに掲げる資格のうち政令で定める資格
第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
電信級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士
電話級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による無線従事者国家試験(以下この項において「旧試験」という。)に合格している者若しくは旧法の規定による無線従事者の養成課程(以下この項において「旧養成課程」という。)を修了している者が旧資格についての旧法の規定による免許を申請している場合又は現に旧試験に合格している者若しくは現に旧養成課程を修了している者であつて旧資格についての免許の申請をしていないものが当該旧試験に合格した日若しくは当該旧養成課程を修了した日から起算して三月以内に新法の規定による免許の申請をした場合に

おいては、電波法第四十二条の規定により免許を与えない場合を除き、旧資格に相当する新資格の免許を与えるものとする。

3 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定により郵政大臣がしたものとみなし、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により郵政大臣に対してした申請、届出その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定により郵政大臣に対してしたものとみなす。

(船舶地球局に関する経過措置)

第三条 附則第一条第四号に掲げる改正規定の施行の際現に同項第三号に掲げる改正規定による改正後の電波法第六条第一項第四号の船舶地球局(以下この条において単に「船舶地球局」という。)の免許を受けている者は、附則第一条第一項第四号に定める日から起算して三十日以内に当該船舶地球局の無線設備の設置場所を郵政大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万元以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

4 附則第一条第一項第四号に掲げる改正規定の施行の際現に船舶地球局の免許を受けている者は、当該船舶地球局の免許状に記載された無線設備の移動範囲については、電波法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

5 附則第一条第一項第四号に掲げる改正規定の施行の際現に免許を受けている船舶地球局に対する電波法第五十三条の規定の適用については、第一項の規定により届け出た設置場所を当該船舶地球局の免許状に記載された無線設備の設置場所とみなす。

6 第一項の規定は、附則第一条第一項第四号に掲げる改正規定の施行の際現に船舶地球局の予備免許を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「定める日から起算して三十日以内」とあるのは、「定める日の後、遅滞なく」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第一項第四号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第五条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十号中「第一級無線通信士」を「第一級総合無線通信士」に、「第一級無線技術士」を「第一級陸上無線技術士」に、「第二級無線通信士」を「第二級総合無線通信士」に、「第二級無線技術士」を「第二級陸上無線技術士」に改め、同表第二十号の二「第一級無線通信士」を「第一級総合無線通信士」に、「第一級無線技術士」を「第一級陸上無線技術士」に改める。

(航空法の一部改正)

第六条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
別表一等航空通信士の項中「第一級無線通信士」を「第一級総合無線通信士」に改め、同表二等航空通信士の項中「第二級無線通信士」を「第二級総合無線通信士」に改め、同表三等航空通信士の項中「航空級無線通信士」を「航空無線通信士」に改める。

理 由

最近における無線通信技術の進歩等に対処するため、主任無線従事者に関する規定を定める等無線従事者制度に関し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附属する無線通信規則等の改正に伴い、船舶地球局等の運用要件を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てて、これを寄附目的とするものでなければならぬ。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
 - 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
 - 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
 - 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
 - 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
 - 六 文化財の保護を行う事業
 - 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
 - 八 健康の保持増進を図るためのスポーツの振興のための事業
 - 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 附 則
- この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金の配分を受けることができる団体に、健康の保持増進を図るためにスポーツの振興のための事業を行う団体等を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員會議録第四号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
七二五 さよう きよう

同 第五号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
八三三 放送衛星 通信衛星
二四三 真慎に 慎重に
二四四 附帯決議 附帯決議(案)

平成元年六月二十二日印刷

平成元年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局